

平成26年3月定例会

浪江町議会会議録

平成26年3月 6日 開会

平成26年3月19日 閉会

浪 江 町 議 会

平成26年浪江町議会3月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月6日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問	19
若月芳則君	20
平本佳司君	36
松田孝司君	51
馬場 績君	63
渡邊泰彦君	85
散会について	97
散会の宣告	97

第 2 号 (3月7日)

議事日程	99
出席議員	101
欠席議員	101
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	101
職務のため出席した者の職氏名	102
開議の宣告	103
議事日程の報告	103
議案第2号から議案第35号一括上程、説明	103
次回日程の報告	139
散会について	140

散会の宣告	1 4 0
-------	-------

第 3 号 (3月18日)

議事日程	1 4 1
出席議員	1 4 3
欠席議員	1 4 3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 3
職務のため出席した者の職氏名	1 4 3
開議の宣告	1 4 4
議事日程の報告	1 4 4
議案第2号の質疑、討論、採決	1 4 5
議案第3号の質疑、討論、採決	1 4 9
議案第4号の質疑、討論、採決	1 5 0
議案第5号の質疑、討論、採決	1 5 3
議案第6号の質疑、討論、採決	1 5 6
議案第7号の質疑、討論、採決	1 5 6
議案第8号の質疑、討論、採決	1 5 7
議案第9号の質疑、討論、採決	1 5 8
議案第10号の質疑、討論、採決	1 5 9
議案第11号の質疑、討論、採決	1 5 9
議案第12号の質疑、討論、採決	1 6 0
議案第13号の質疑、討論、採決	1 6 0
議案第14号の質疑、討論、採決	1 6 0
議案第15号の質疑、討論、採決	1 6 1
議案第16号の質疑、討論、採決	1 6 7
議案第17号の質疑、討論、採決	1 6 7
議案第18号の質疑、討論、採決	1 6 8
議案第19号の質疑、討論、採決	1 6 8
議案第20号の質疑、討論、採決	1 7 0
議案第21号の質疑、討論、採決	1 7 3
議案第22号の質疑、討論、採決	1 7 3
議案第23号の質疑、討論、採決	1 7 3
議案第24号の質疑、討論、採決	1 7 6
延会について	1 9 8
延会の宣告	1 9 9

第 4 号 (3月19日)

議事日程	2 0 1
出席議員	2 0 2

欠席議員	202
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	202
職務のため出席した者の職氏名	202
開議の宣告	203
議事日程の報告	203
議案第25号の質疑、討論、採決	203
議案第26号の質疑、討論、採決	203
議案第27号の質疑、討論、採決	204
議案第28号の質疑、討論、採決	204
議案第29号の質疑、討論、採決	206
議案第30号の質疑、討論、採決	206
議案第31号の質疑、討論、採決	207
議案第32号の質疑、討論、採決	208
議案第33号の質疑、討論、採決	208
議案第34号の質疑、討論、採決	208
議案第35号の質疑、討論、採決	210
発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	211
発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	212
小黒敬三議員の資格決定について	213
議長選挙について	230
議席の一部変更について	233
双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について	233
委員会の閉会中の継続審査又は調査について	234
町長あいさつ	234
閉会の宣告	235

浪江町告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、
平成25年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年2月12日

浪江町長 馬場 有

- 1 期 日 平成26年3月6日（木） 午前9時

- 2 場 所 福島県二本松市北トロミ573番地
浪江町役場二本松事務所

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	小黒敬三君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	吉田数博君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

不応招議員（0名）

3 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成26年浪江町議会3月定例会

議事日程（第1号）

平成26年3月6日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

出席議員（15名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
4番	小黒敬三君	5番	平本佳司君
6番	松田孝司君	7番	山崎博文君
8番	若月芳則君	9番	佐々木恵寿君
10番	山本幸一郎君	11番	泉田重章君
12番	佐藤文子君	13番	紺野榮重君
14番	吉田数博君	15番	三瓶宝次君
16番	馬場績君		

欠席議員（1名）

3番 鈴木幸治君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
副町長	渡邊文星君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	山内清隆君	総務課長	谷田謙一君
復興再生事務所長 兼帰町準備室長	山本邦一君	復興推進課長	宮口勝美君
町民税務課長	高倉敏勝君	産業・賠償対策課長	大浦泰夫君
ふるさと再生課長	岩野寿長君	復旧事業課長	中田喜久君
健康保険課長兼 津島支所長兼 津島診療所事務長	紺野則夫君	介護福祉課長	佐藤尚弘君
生活支援課長	佐藤良樹君	会計管理者 兼出納室長	吉田公明君
教育委員会 教育次長	鈴木敏雄君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

岩野 善一

書 記

中野 夕華子

次

長

清水 佳宗

○議長（小黒敬三君） おはようございます。東日本大震災から、3年
が過ぎようとしております。3月定例会に先立ち、地震津波により
犠牲となられた方々はもちろん、長期にわたる避難により亡くなら
れた方々に対して、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。
ご起立ください。黙とう。

[黙とう]

○議長（小黒敬三君） ありがとうございます。ご着席ください。
議会に先立ち、永年勤続功労賞の表彰状の贈呈を行います。表彰
者に。

○事務局長（岩野善一君） 馬場績議員は、昭和62年の初当選以来、8
期24年の永きにわたり、浪江町議会議員として地方自治の振興に尽
くされました。馬場議員、前へお進みください。

○議長（小黒敬三君） 表彰状。馬場績殿。あなたは、浪江町議会議員
として24年の永きにわたり町政の枢機に参画し、地方自治の高揚と
町政の進展に大きく貢献されました。

よって、ここに多年の功績をたたえ、掲額して表彰いたします。

平成26年3月6日。浪江町議会。

おめでとうございます。

[拍手]

○議長（小黒敬三君） ここで、3番、鈴木幸治君より欠席届が提出さ
れております。

◎開会の宣告

○議長（小黒敬三君） ただいまの出席議員は15人であります。
定足数に達しておりますので、平成26年3月浪江町議会定例会を
開会いたします。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

○議長（小黒敬三君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小黒敬三君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであ
ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小黒敬三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、8番、若月芳則君、9番、佐々木恵寿君、10番、山本幸一郎君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（**小黑敬三君**） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は配付のとおり、本日より19日までの14日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**小黑敬三君**） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から19日までの14日間といたします。

会期中の会議についてお諮りいたします。10日、11日、18日、19日を本会議、10日から14日、17日を委員会等のため休会としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**小黑敬三君**） 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議は、そのとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（**小黑敬三君**） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しておりますのでご了承願います。

◎行政報告

○議長（**小黑敬三君**） 日程第4、行政報告を行います。行政報告は町長から行います。

町長。

〔町長 馬場 有君登壇〕

○町長（**馬場 有君**） おはようございます。

平成26年浪江町議会3月定例会の開会にあたり、行政報告を申し上げます。

東日本大震災の発生から本日で1,092日を迎えました。今議会中に3回目の震災の日を迎えようとしております。改めてこの震災により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し、深く哀悼の意を表します。

また、この原子力災害により故郷を追われ、現在も、県内外に避難を余儀なくされ、つらく悔しい生活を強いられている町民の皆様

に対し、心からお見舞い申し上げます。

このような中、震災から3年の節目の日に、「浪江町東日本大震災追悼式」を、ふるさと浪江町内で挙行することといたしました。震災によりお亡くなりになられた方々への尊崇の念とともに、いまだに消息が明らかになっていない方々が1日でも早くご家族のもとへ帰られることをお祈りし、開催するものであります。

さて、平成26年度は、復興計画における「中期（発災から4～6年）」の初年度にあたり、「短期（発災から3年）」における避難生活を早急に改善していく段階から、「町民それぞれの人生設計の判断材料が整い、個々人の選択へと向かう」重要な時期であり、いわば「復興のターニングポイント」であります。

町といたしましては、今年の行政経営方針として、「浪江町民一人ひとりの選択を可能とするために、復興の動きを可視化する」ことを平成26年度の目標に掲げ、具体的には、賠償や健康管理、住宅支援等の避難生活を支え、避難者が抱える現状や課題、今後の展望などを町民全体が共有できるよう、情報発信を強化すること。町外コミュニティの全体像を早急に示すとともに、先行整備箇所への早急な入居が可能となるよう、整備を強化すること。除染やインフラ復旧、産業基盤の再生等の本格実施や、町内事業再開の推進などにより、ふるさとの再生していく姿を可視化すること。などの個別具体の事業に取り組んでまいります。

また、復興を可能とする組織体制については、復興に町として取り組んでいくためにも、全職員が復興担当であるとの意識を持ち、担当業務の枠組みを超えて、横断的・積極的に施策展開を図ることとし、復興の加速化に向けて、町一丸となって全身全霊努力してまいります。

次に、平成26年度の予算編成について説明させていただきます。

東日本大震災から3年が過ぎ避難が長期化するなか、平成25年度までの【緊急復旧対応期】から【復興の実現期】へ移行する位置付けのなかで【復興の動きが見える形にする】ということに重点をおいた予算編成といたしました。

歳入につきましては、東日本大震災発災後、引き続き町税、使用料・手数料等の自主財源が確保できないぜい弱な財政基盤となっております。

このような状況ではありますが、原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金や、東日本大震災復興交付金等の国の財源を復旧・復興等、帰町のための事業に最大限活用するとともに、浪江町復旧・復興基金についても、大幅に取り崩して平成26年度事業に臨む内容

となっております。

歳出におきましては、帰還にむけて自宅に帰ることのできない住民の方々の住居確保を目的とした浪江町内の復興公営住宅の整備計画策定、津波被災にあった沿岸地域においては防災集団移転促進事業、一次産業においては、除染が終了する地域の水稻の実証栽培や除染後農地の保全管理支援等、農業再開にむけた環境整備等の事業等、帰還・復興に直接結び付くような新規事業を実施いたします。

また全国に避難される方々への生活支援事業として、これまでよりも情報伝達を強化する目的としてタブレット端末を使った「きずな再生支援事業」、さらには避難した町民の方々一人ひとりによりそった繊細な支援ができるよう復興支援員の配置を現在の1府4県から1府9県までに拡大し生活支援にあたります。

なお、これら主要事業の事業費等については予算資料に記載させていただきます。

これらに基づく、平成26年度一般会計予算の総額は133億6,700万円、前年度比75.4%の大幅な増加となっております。一方、特別会計9事業の合計は75億5,397万9千円、前年度比0.1%の増加となっております。

一般会計予算の内容ですが、歳入では、地方交付税が震災復興特別交付税の増により25.7%増の47億1,539万6千円。繰入金につきましては、防災集団移転促進事業や復興公営住宅全体計画策定事業の実施により東日本大震災復興交付金基金繰入が増加したことが影響し、688.4%増加の51億3,330万4千円となりました。町債の借入れにつきましては、臨時財政対策債2億9,750万円、18.5%減となっております。

歳出では、投資的経費が、今年度の新たな事業として、防災集団移転促進事業における用地取得の実施等により、前年比2730.4%増加の32億3,679万1千円、構成比で24.2%と大幅な増加となりました。義務的経費につきましては、災害弔慰金の支給のピークが過ぎたこと等の理由により前年比4.3%減の31億8,449万2千円、構成比23.8%であります。

その他の経費につきましては、「きずな再生支援事業」の実施等による物件費が65.4%増加、補助費で消費税増税の低所得者対策として臨時福祉給付金や、浪江町がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金、浪江町被災住宅再建事業補助金等の新規事業の増加の影響もあり202.0%増、これらの増加の影響もありその他の経費全体で66.2%増加の69億4,571万7千円構成比52.0%となっております。

続きまして、町政の執行状況について報告させていただきます。

始めに、浪江町における防犯体制の強化について、ご報告いたします。

2月1日より、町内8カ所の立入ゲート付近に防犯カメラを設置し、運用を開始しました。平成25年4月の区域再編以降、復旧復興のため町内に立入りする方が増加傾向にある中で、防犯カメラの整備については、犯罪抑止等の観点から有効な手段と考えており、今後とも設置箇所数の増加を図ってまいります。

また、区域再編後の防犯パトロールについては、主に、警察署、消防署、警備会社及び町消防団により実施してまいりましたが、1月から町民も雇用したうえで、町内防犯パトロールを開始したところであり、今後とも町内の防犯体制の強化に努めてまいります。

環境放射線モニタリング事業について、ご報告いたします。

2月より浪江町内における井戸水や沢水等に含まれる放射性物質のモニタリング検査を開始いたしました。町内全域で98カ所のポイントを抽出し、毎月1回測定分析を行い、含有放射性物質の推移を調査しております。なお、測定結果については定期的に広報等でお知らせします。

休憩施設「貴布祢」の開設日について、ご報告いたします。

町内立入り者の利便性を確保し、町民の出会いの場とするため、平成25年10月から、介護老人保健施設「貴布祢」を借用し、立入者休憩施設として開放しておりますが、平成26年1月から、平日のほか土・日・祝日も開所することとなりました。開所時間は9時から16時となっております。ホールは空調設備が稼働しており、水洗トイレ、テレビ、自動販売機、ウォーターサーバーも利用できますので、ご活用いただきたいと思います。

福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会について、ご報告いたします。

双葉郡の産業再生については、浪江町はもとより双葉郡・福島県の復興のために最優先に取り組むべき課題であり、これまでも国や県にランドデザインの提示を求めてきたところでもあります。

1月21日には、赤羽原子力災害現地対策本部長の私的懇談会という位置づけで政府が「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会」を設置し、廃炉に関連する新しい技術の集積や新産業振興の取り組みなどにより、福島再生へ新たな構想を策定することを目的とした研究会が立ち上がりました。赤羽原子力災害現地対策本部長が座長となり、福島県や有識者・東京電力・浜通りの町村会などで構成され、6月を目途に構想を取りまとめることとなっております。浪江町としても、福島県、双葉地方町村会を通

じて、しっかりとした地域産業の再生の在り方を求めていく考えであります。

「福島県原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業」、「福島避難解除等区域生活環境整備事業」について、ご報告いたします。

昨年4月1日に区域が再編されたことに伴い、立ち入りされた町民の利便性や安全の確保、町内の防犯・防災、また公共施設の機能回復のため「福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業」及び「福島避難解除等区域生活環境整備事業」により対策を講じてまいりました。

昨年12月以降としては、“広報なみえ”にて掲載しております「浪江のこころ通信」の総集編を「3.11復興のつどい」にあわせ作成する事業、町民の安全な一時立ち入りの妨げとならないよう、町内の巡回を常時行い、道路破損箇所の確認や落下物の撤去等の作業のための臨時職員の雇用、さらには墓地除染事業とあわせて、墓地の通路等共有部分に散乱している墓石や個人管理区画から崩れ落ちそうな危険な状態にある墓石などの移動・仮置きを実施し、安心かつ安全にお墓参りができる環境を整備する墓地環境整備事業、その他にも上水道施設の修繕や、“立ち入りのしおり”のリニューアルなどを当該事業として実施することについて、国との委託契約を締結したところであります。

次年度以降も当該事業を効果的に活用し浪江町の復旧・復興の加速化を図りたいと考えております。

復興公営住宅の整備状況について、ご報告いたします。

福島県議会2月定例会において、4月から入居募集を開始することについて知事から説明がありました。長期避難を余儀なくされている町民にとって復興公営住宅への入居は待ち望んでいたことではありますが、4月に募集が開始される対象は、県の整備計画で示している4,890戸の内、先行整備などの約500戸であり、各町村単位での配分を検討しております。浪江町が要望している戸数にはまだまだ届かない状況がありますので今後とも整備の加速を求めて参ります。

県は入居手続き業務を行うため2月14日から「福島県復興公営住宅入居支援センター」を開設しました。このセンターでは、入居募集等に関する問い合わせの対応や情報提供、募集案内の配布、申込みの受付、抽選による入居者の選定等を行うこととなっております。県には募集の際に、入居を心待ちにしている町民に今後の整備される住宅の入居の見通しを示しつつ、丁寧な入居手続きを進めるよう要望しております。町としても、町民からの相談に対応できる体制

をとってまいりたいと考えております。

また、入居支援センターのほかにも復興公営住宅のモデルルームがいわき市小名浜と郡山市の県合同庁舎に開設されました。2LDKと3LDKのタイプについて、実際の間取りを再現したものであります。入居の意向のある方が実際の間取りを確認し理解していただくことで円滑な入居につながるものと考えております。

公営住宅の整備の進捗状況について報告いたします。

いわき市につきましては整備戸数1,760戸のうち、小名浜200戸、常磐50戸がようやく工事に着手し、このほか792戸の整備についてコミュニティ復活交付金の内示を受けております。残る戸数についても県において用地確保に努めております。

南相馬市につきましては、整備戸数900戸のうち北原地区264戸、上町150戸の用地交渉もほぼ完了し、今後造成等の手続きを進めてまいります。また新たな用地の確保についても南相馬市の協力を得ながら進めてまいります。

二本松市につきましては、整備戸数340戸のうち、油井字根柄山に70戸程度戸建てでの整備を進めてまいります。また浪江町の要望戸数の整備に向けて、新たな用地の検討を二本松市の協力を得ながら進めております。

新たに締結した公営住宅整備に関する協定について報告いたします。本宮市との間で1月14日に協定を締結し、本宮市営による復興住宅を整備することとなりました。本宮市内の和田地区、仁井田地区併せて3カ所に60戸程度の復興公営住宅が整備予定となっております。

桑折町につきましても、協定に基づき桑折町東段地内に町営の復興住宅整備が進められており、木造25戸が来年度末に完成予定となっております。

福島市については、今後、県営の復興公営住宅整備に向け個別協議に参加する予定であります。住民意向調査で希望のあった復興公営住宅の確保を行うために調整を図ってまいります。

「復興まちづくり計画」策定状況について、ご報告いたします。

浪江町復興計画策定委員会まちづくり計画検討部会は7月から開始され、9回にわたる検討会が終了し近々提言をいただくこととなっております。2月には計画の中間取りまとめについてパブリックコメントを実施いたしました。お寄せいただいたご意見は273件でした。また、議会からもまちづくり計画検討部会にご意見の提出をいただき、これら多くの町民の皆様、議会からの様々な視点がまちづくり計画に反映されたと考えております。提言を受けた計画を町

としての計画とする手続きを経て、来年度からの浪江町の再生に向けた各種取組みを加速していきたいと考えております。

B-1 グランプリについて、ご報告いたします。

昨年11月9日、10日に愛知県豊川市で開催された、第8回B-1グランプリにおいて、浪江焼麺太国が、参加64団体の中、1位となるゴールドグランプリを獲得いたしました。

前回の行政報告でもご報告したとおり、今年の第9回大会は、「ご当地グルメでまちおこしの祭典B-1グランプリin郡山」～東北・福島応援特別大会～として、浪江町と郡山市・愛Bリーグが関係団体と連携し実行委員会を立ち上げ、郡山市で開催することとなりました。

2月10日には、実行委員会設立準備会が開催され、名誉会長には佐藤雄平福島県知事、会長には品川萬里郡山市長、副会長には私、浪江町長馬場有が任命され、福島県・郡山市・浪江町がしっかりと連携して大会に臨むことを確認しました。また開催日は、本年10月18日（土）・19日（日）の両日、前夜祭は17日（金）とし、会場も開成山総合運動公園を主としたエリアとすることが決定されたところであります。

さらには、東北・福島応援特別大会として、多くの来場者に被災地の情報発信を行い、震災の風化防止に取り組むとともに、参加する団体の使用食材については極力福島県産を利用してもらうなど、風評被害払しょくにもつなげる取組みを展開する予定であります。

「浪江のこころ通信」総集編の制作について、ご報告いたします。

全国に避難している町民の皆さんの思いを共有し、絆を維持するため毎月の「広報なみえ」に掲載している「浪江のこころ通信」について、これまでの掲載分を一冊にまとめた総集編を制作しております。平成23年7月から平成25年12月までの期間分ですが、掲載する予定の方は256名と1団体です。取材は全国のNPOや大学、地域づくり団体等の89人にご協力していただきました。震災から3年を迎える今月下旬に、町民の皆さんに配布し、長期化する避難生活の中での心の支えとして、絆の維持につなげていきたいと考えております。

農業、水産業について、ご報告いたします。

農業や水産業については、町広報誌でも適時ご案内しておりますが、それぞれの業の再生に向け胎動化してきております。

11月に実施した農業者意向調査の結果を取りまとめたところ、町内で農業を営みたい方は10.3%で、判断がつかない方が42.4%でありました。町内での営農を希望する農業者が一定数存在することに

希望の光を見出す一方、判断をするうえでの前提条件がまだまだ不足していることを実感したところです。

そういったなか、本年度、北幾世橋地内で行った野菜の実証栽培の結果を取りまとめました。栽培地を反転耕させることにより放射性セシウムを低減させ、土壌分析により必要な施肥をしたうえで、ダイコン、ハクサイ、ホウレンソウを栽培しました。その結果、震災前における地域の平均的な収量を上回る十分な収量が得られ、また品質も高く、放射性セシウム濃度も検出下限値以下で、安全な野菜の栽培ができました。今後の営農再開に向けての明るい兆しであります。

更に、1月には農業農地を考える会の第4回の会合があり、また2月には地域農業再生協議会臨時総会を開催し、町内での農地保全や実証栽培について継続して検討を深めているところでもあります。

次に、除染後の農地保全のための復興組合設立に向けた動きについてであります。2月22日には、酒田地区において行政区や農事組合が主体となり復興組合が設立されました。また、現在除染を進めている高瀬地区、立野下地区についても設立に向けた打合せを重ねているところでもあります。

有害鳥獣対策といたしまして、10月に捕獲隊を編成し、同月より活動を開始したところ、1月末で、イノシシ96頭、サル10匹を町内一円で捕獲しております。震災前にはほとんど目撃されなかった市街地などにも出現しているような状況であり、引き続き捕獲隊の方々には鋭意活動をしていただきたいと考えております。

水産業については、12月に漁業者の方々に対し行ったアンケート結果を取りまとめたところ、回答者66人のうち、再開をすると答えた方が38人、判断がつかないと答えた方が24人、再開しないが4人という結果で、再開を望む声が多いことがわかりました。町の水産業再開のため、漁業者の意向を反映するよう検討してまいります。

3月1日現在の浪江町内での事業者の活動状況について、ご報告いたします。

1月に電気工事業を営む相双電気、自動車整備を営む泉田自動車工業所が、2月には、現在除染業務を営んでいる双葉不動産建設が、3月には同じく、除染業務を営む龍美工業が相次いで再開したことにより、町内で再開した事業者は7事業者9事業所となりました。さらに、再開準備の届け出事業者は15件あり、町内での活動を望む事業者は増加傾向にあります。

賠償支援関係について、ご報告いたします。

昨年12月26日に原子力損害賠償紛争審査会により、中間指針第四

次追補が出されましたが、この指針の趣旨を踏まえた速やかな賠償、指針に明記されていない損害を含め、全ての被害者が一日も早く生活や事業を再建することのできる賠償を、的確・迅速に行うことを求め、2月6日に、経済産業省及び東京電力に対し、緊急要求を行いました。

浪江町内の除染の進捗状況について、ご報告いたします。

酒田行政区における仮置場の造成工事が完了し、2月末での除染の進捗率は、宅地で20%、農地で30%、森林で80%となっております。

本格除染を発注した高瀬行政区、立野下行政区につきましては、仮置場の測量を終え現在、設計を行っており、来年1月末までを工期とし、面的な除染が完了いたします。

また、帰還困難区域の除染モデル事業の進捗状況でございますが、赤宇木地区、大堀地区につきましては除染が完了しており、現在、各地権者へ結果の報告を行っております。井手地区につきましては、全体で70%の進捗率であり3月中旬には全ての除染が完了する予定でございます。

さらには、先行除染として行った大堀取水場、大堀配水池、末ノ森配水池、末ノ森中継ポンプ場、北部衛生センターの全ての除染が完了しており、これで町内の上水道施設の全ての除染が完了いたしました。

次に、町内全域の共同墓地の除染の進捗でございますが、降雪の影響により工程が遅れておりますが、作業人員を増員する等の対策を講じ、遅れを取り戻すべく3月の彼岸前までに完了するよう進めているところでございます。

仮置場の確保状況でございますが、酒田、高瀬、立野下の3行政区で確保されましたが、まだ確保されていない行政区につきましても、引き続き仮置場の確保に向け関係行政区長さんと相談をしながら進めているところでございます。今後とも、対象住民の皆様へ丁寧な説明をし、「仮置場の確保」及び「除染作業」へのご理解、ご協力をお願いしたいと考えております。

震災等ガレキ処理について、ご報告いたします。

昨年11月20日より行っております、請戸小学校及びマリパークなみえ内に集積されているガレキの選別作業の進捗率でございますが、2月末で60%の進捗率となっており、3月末完了する予定となっております。

また、棚塩地区、請戸地区におきまして、ガレキ処理に伴う仮置場用地の補償契約を1月末で完了しており、現在、地質調査等を行

っており、5月より仮置場の造成工事が始まる予定となっております。

次に、倒壊危険家屋の解体撤去工事の発注状況でございますが、昨年発注の5棟に続き、6棟を追加発注し、3月末に工事が完了する予定となっております。

請戸共同墓地整備について、ご報告いたします。

整備箇所の用地の取得契約を地権者のご理解により完了しており、現在、移転登記事務を進めております。

また、造成工事につきましては、入札を今月4日に行い、本定例会におきまして、工事請負契約の締結を議案としてご審議いただく予定でございます。一日も早い墓地整備完了を目指し、スピード感をもって執行して参りますので、よろしくお願いたします。

次に、防災集団移転等に関する住民説明会・懇談会を、1月13日をおきりに県内7カ所、県外2カ所において開催し、280名あまりの方々にご出席いただいたところでございます。

放射線に関する健康診査の実施状況について、ご報告いたします。

町及び県で行っております内部被ばく検査につきましては、1月末現在、延べ19,519名の方が検査を受けられており、昨年度以降検査された方全員が、預託実効線量1 mSv未満となっております。

甲状腺検査につきましては、1月末現在、延べ4,540名の方が検査を受けられており、1名の方が甲状腺癌と診断されておりました。

更に、2月7日に開催された第14回福島県「県民健康管理調査」検討委員会において、新たに6名の方に甲状腺癌が見つかり、受診者26万9,354名中、甲状腺癌と診断された方が32名となりました。そのうち1名の方が浪江町民であることが判明し、これにより、当町における甲状腺癌と診断された方は2名となりました。いずれの方も治療が済み、経過は良好であるとのことであります。甲状腺癌は、チェリノブイリ事故により多くの子供や10代の若者に発症しており、定期的に検査を受診されることが肝要と考えますので、今後とも対象者全員の受診をお願いするところであります。

次に、放射線に対する理解向上と不安解消のため実施している講習会についてご報告いたします。

2月8日（土曜日）には、福島市において、弘前大学より専門の教授をお招きし、「放射線の正しい基礎知識」と題し、講習会を開催いたしました。福島中央浪江自治会の会員の皆様ほか、約100名の方々に聴講していただきました。

また、2月23日（日曜日）には茨城県つくば市において、同様の

講習会を開催しております。

今後とも、各自治会の協力等を得ながら実施して参りますので、皆様の聴講をお願いいたします。

災害弔慰金について、ご報告いたします。

災害関連死に関する弔慰金につきましては、現在、双葉地方災害弔慰金審査委員会において、関連死の可否について審査をお願いしているところでありまして、1月末現在、申出受理件数が374件、うち審査件数が343件、うち認定件数が316件、支払件数が312件であります。

浪江町地域包括支援センターについて、ご報告いたします。

過酷な避難生活の中、高齢者の要介護認定者が増加しておりますが、最近では認知症の症状とみられる方が増加傾向であることから、仮設住宅や借上げ自治会などで「認知症サポーター養成講座」を5回開催し、地域みんなで認知症の方や家族を支える体制づくりを展開しております。

更には、介護環境が変化し介護をする方の身体的・精神的負担を少しでも軽減するための交流の場として「介護者のつどい」を4回開催しております。

避難生活の中ではありますが、今後も地域包括ケアの推進をしてまいります。

高齢者の賀寿について、ご報告いたします。

百歳を迎えられました4名の方に対しまして、町から記念品並びに祝金をお渡ししております。本来ならば地域の皆様と一緒に盛大にお祝いをするところではありますが、御本人またはご親族の方が避難されているところへ直接赴きましてお届けしております。今後もできるだけ直接お会いして百歳を迎えられたお祝いをしていきたいと考えております。

浪江町東日本大震災追悼式について、ご報告いたします。

平成23年3月11日の東日本大震災からこの11日で丸3年を迎えます。今年の命日には町と警察、共催の一斉捜索も予定しており、また町主催の追悼式並びに遺族会主催の慰霊祭はふるさと浪江町の「如水典礼さくらホール」で挙行的ることといたしました。

町民交流事業について、ご報告いたします。

今年度、最後になりました交流会は、2月8日に宮城県名取市のイオンモール名取で「なみえの“しゃべり場” in宮城」を開催し、大雪の悪天候の中26名の方々に参加していただきました。交流会では、町からの「現状報告」と「復興まちづくり計画」の説明を熱心に聞き取り、活発な意見交換や質疑応答もなされ、有意義な時間を

過ごすことが出来たようでした。

3.11復興のつどいの開催につきましては、3月22日土曜日に二本松文化センターを会場に、仮設・借り上げ住宅自治会を中心とした実行委員会の主催により、復興まちづくり計画説明会、各自治会活動発表やその他盛りだくさんの内容で行います。また、今年度は浪江町美術展・芸能祭もあわせて行う予定になっております。

次に、応急仮設住宅についてであります。2月15日から16日にかけて中通りを中心に大雪警報が発令され、各仮設住宅敷地内にも大量の積雪となりました。翌日の17日から各仮設住宅の除雪を実施いたしましたが、除雪作業については業者の手配もなかなか思うようにはできず、仮設住宅付近の酪農家等に依頼し、除雪作業を随時実施したところです。

また、借り上げ住宅の契約更新についてであります。供与期間が平成27年3月31日まで延長になったことに伴い、昨年11月から再契約事務を進めており、2月末現在、3,745件中3,262件の契約書等を県へ送付したところであり、残りの件数についても審査のうえ、入居している町民に手数料をかけることのないよう、努めてまいります。

教育行政について、ご報告いたします。

平成26年浪江町成人式が1月13日に二本松市安達文化ホールで行われました。避難先での成人式は3回目で、式場には新成人200名が集まり、華やいだ雰囲気の中で久しぶりの再会を喜ぶ笑顔と歓声があふれました。式場には、この日の新成人の門出を祝うために保護者をはじめ多くの人々が集い、晴れがましくも厳粛な雰囲気の中で、成人証書授与、来賓祝辞と続き、新成人への祝意と激励と期待が述べられました。これにこたえ、新成人代表が感謝の言葉と浪江町の復興に寄せる熱い思いを述べ、今年の成人式も人々に大きな感動を与えて終了いたしました。

次に、「町立小・中学校保護者懇談会」を1月14日から17日にかけて二本松市と福島市の4カ所の応急仮設住宅集会所で開催しました。臨時休業中の学校再開について説明して今後役に立つことと、子供達の教育に関する相談と要望等の聴取を目的といたしました相談・要望については、スクールバス運行の見直しに関する事、中学校での部活動に関する事、高校進学に関する事などがあり、丁寧な説明をすることで理解を深めることが出来ました。また個別には不登校や特別支援教育に関する相談がありました。教育長や校長と膝を交えて率直な意見等を交わすことができ良かったとの感想がありましたので、今後も同様の機会を設けることに努めて参

ります。

2月21日には、東京赤坂の迎賓館におきまして、浪江中学校3年生5名が、公賓として来日中のサルマン・サウジアラビア王国皇太子殿下の接見を頂き、東日本大震災直後の仮設住宅等に2,000万ドル相当のプロパンガスを供給して頂いたことに対して、被災3県を代表して感謝の言葉を述べてまいりました。子供達にとって大変貴重な経験になったようです。

臨時休業状態にある学校での教育活動再開に向け、意向調査や保護者懇談会などを実施してきたところ、新たに津島小学校に在籍して学校生活を送ることについて、児童3名の保護者の意向を確認することが出来ました。このことから、津島小学校については、既に二本松市下川崎地内に位置変更している浪江小学校に併置する形で平成26年度から再開し、児童が楽しい学校生活を送ることが出来るよう努めて参ります。

以上、12月定例会以降、現在までの取り組みについて報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、条例の新規制定案件が3件、一部改正案件が10件、平成25年度の補正予算案件が9件、平成26年度の予算案件が11件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますのでよろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（小黒敬三君） 以上で行政報告を終わります。

ここで発言の訂正をいたします。先ほど会期の決定の中で、会期中の会期について「10日、11日、18日、19日」といいましたが、「6日、7日、18日、19日」ということなので、訂正いたしたいと思います。

◎一般質問

○議長（小黒敬三君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式については、質問、答弁合わせて6分となります。一括方式は、慣例により質問の時間は30分、再質問10分、再々質問が10分以内となっております。質問は質問席で行います。また、通告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項が2人以上の議員から出されておりますが、議事整理上、また円滑な議会運営をするため、後順位者が、先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解した時には、その件については撤回するか、または不足分の答弁を求めることをご協力をお願いいたします。

一般質問は通告順に質問を許します。質問、答弁とも簡潔にお願いします。

◇若 月 芳 則 君

○議長（小黒敬三君） 8番、若月芳則君の質問を許可いたします。
8番。

[8番 若月芳則君登壇]

○8番（若月芳則君） それでは8番、若月芳則でございますが、議長の許可を得ましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。質問方式は、一括質問方式であります。事前通告を2月14日にしております。しかし、それ以降、私達を取り巻く情勢は、日々新たな出来事、情勢、情報も変化しております。例えば、東電第一の汚染水がタンクからあふれ出る事件、NHKのクローズアップ現代の報道、津島小学校の再開など、うがった見方をすれば私の質問事前通告の締め切りを待って世の中が動きはじめたような気がします。したがって、こうならないように最大限の努力はします。事前通告の範疇で質問は終わらせたいと思いますが、かかる状況から多少逸脱するような部分もあるかもしれません。そのことにつきましては、私としても慎重に構えますが、答えられるものは答えていただきたい。町民の代弁者の質問であります。まさに混乱のこの期に町民の質問に少しでも答えようという努力、最大の努力を傾注されんことを切望して質問に入らせていただきます。不十分であれば、再質問、再々質問をさせていただきます。

それでは質問に入らせていただきます。まず、最初の1問であります。平成23年3月11日、まさにあの当時、議会開催中であります。あの日の発災から混乱と多くの町民の激論、まさに混乱の中、早3年が経過したという思いがしております。先ほどありましたけれども、今日はまさに発災から1,092日目にあたります。町が目標と考えている帰還解除予定時期のちょうど半分、中間の時期にあたります。しかしながら、最近、なぜか町民の多くから、将来に対する街の姿勢が見えないという声が多数聞かれます。これは、私一人ではないと思います。なぜか。この発言の裏側を感じ取れば、皆それぞれの家庭で真剣に今後の生活再建をどうしていくのか。どこに生活の拠点を築くかなど、真摯に検討されているからだからこそ出てくる疑問、意見なんだろうと私は理解しております。まず、それらの要因の一つ、中間指針四次追補をどう受け入れたらいいのか、これらの迷いがあります。町の判断、町の意向もわからない。このことから、町民一人ひとりには四次追補をどう理解して自分の立ち位

置から理解して行くのか。そこが迷う根源になっていると考えます。このことから来る混迷。

次に東電第一の汚染水対策のオーバーフロー、原発事故は収束していない、まさに帰れない合理的な理由がそこにあるわけでありませう。私はこの今後、四次追補についても合理的な理由というところには、まさにこの第一原発の事故は収束していない、合理的な理由の一因だと私は考えております。それらの不安、疑問に追い討ちをかけるようなNHKの報道番組の内容、私も見させていただきました。議員として、行政に関わる一人としても失望は隠せません。案の定、全国各地の13名の方からご意見を私のほうに賜りました。すべての方々の意見は失望した。改めて帰れないことを認識させていただきました。そういう声でありました。全国620自治体に避難している町民は、テレビ番組の報道に一喜一憂している場面があります。そういう部分がたぶんにあります。したがって、町長、副町長など、公職にある人達の例えば打ち合わせの場面など、いろんな報道をされましたが、これらは避難町民の生活再建の判断に多くの影響を与えたことは必至であります。私は、こういうものについての対応の慎重さを促したい。私自身も農協再開の折はいろいろ報道されました。したがって報道の恐ろしさも十二分に承知しております。まさにディレクターが入って、構成が決まって、それに基づく取材が行われるわけでありませうから、そういう点も合わせて私はこの場で慎重さを促したいと思っております。過剰に期待を抱かせる必要はありませんが、失望を抱かせることもないのです。これらの情勢などからも町は一貫して強い、ぶれない復興への諸問題の考え方を示す必要があると考えませう。現実に避難先では、家を再建した。誰々さんは土地を買った。こういう情報は瞬時にお母さん方の会話を通じてもすべて広がっております。いわゆる仮設住宅、借り上げ住宅の退去戸数、発表になった部分では379を超えております。おそらく借りても返さない。家を建てても返さないというような人もおりますから、たぶん400戸ぐらいいは超えているだろうと私は推測しております。それはそれとして、それぞれの家庭がみんな自分達の生活再建をどういう方向に持っていくのか。そういうことで生活の基盤ができたことなので、これはこれとして非常によいことと思っております。しかし、それらを見ている避難している町民の目には、身近な生活再建の姿が見えているわけですから、自分の見える、知っている人が家を再興しているわけですから、進んでいるな。ところが、まだ一方で方向が定まっていない、意向調査でも35%ぐらいの町民はまだ決めていないわけでありませう。この人達から見たとき

には、浪江の町の形を見たときに、これは町長さんも共同通信社のアンケートにラジオで言うておりました。双葉町長さんと2人がぜんぜん進んでいないと答えたということが報道されておりました。ですから、町民の目から見たら、なおさら見えないことは必至であります。要するに、ある意味身近な町民の再興、復興の姿のスピードと、町復興のスピードがかみ合わないんです。それは、町でやるものは国の制度設計とか時間のかかる要因が多であります。それは我々も理解しております。そんなに一長一短にできないということはおわかりですが、少なくとも、町に帰宅。予定日には帰りたいという人達からすれば、18.8%おります。全般のプレス発表でも5,000人を対象としていると。2,000人ぐらいは通勤で行ったり来たりするという人達を含んでおります。ですから、私がここで言いたいのは、解除予定日には少なくとも町内の復興住宅の形ができて、インフラ整備、付随する金融機関。例えば、この日に解除します。私は農協の役員もしておりますが、事前にご相談があれば、当然金融機関としてその日を予定日として、金融機関の再開とか、そういうことも行動に移せるわけでありまして。だから、そういう部分も含めてやはり金融機関、スーパー、ガソリンスタンド、医療体制、どうなるのかははっきり見える形で示す。いわゆるこの予定日にはそういう形になりますよ。なりますというよりも、そうしますという形で私の言葉かもしれませんが、逆の工程管理をして、それを実現するためには、この日にはこういうことをやらなければならないということをやはりきちんと考えて進まなければ、私は流される。計画自体が流されていく。そのことに懸念を抱くところであります。したがって、町民がもっと見える、信頼できる方策、それらが町民に広く理解できる情報伝達の形、リーダーシップの考え方の強い意志をここで示す必要があると思います。国のいうことだけでは流されます。復興の可視化をうたう町長の強い姿勢、認識、考え方、議会を通じてその思いをここに示していただきたい。これを第一の質問とさせていただきます。

次に、町復興といっても、除染が進まなければ現実的には困難と考えます。除染作業について質問をさせていただきます。本格除染は、酒田、立野下、高瀬から始まったと言われるが、進行状況についてどのような現況ですか。先、行政報告の中にも多少入っておりますが、質問とさせていただきます。この地区の除染の進行度合いで、町復興の工程にも大きく関わることから重要であると考えて質問します。

現実には、第1工区内の仮置き場の合意率は今どういう状況なのか。

第2、第3工区全体についても合わせてご報告いただきたい。各行政区長さんにご努力をお願いするのは理解できます。基本的には、各行政区ごとの自助努力を求める。これも道理であります。ただ、それらの努力の限界も近づいてる現実だと考えております。各行政区に努力は求めても、国の直轄事業といえども、町がもっと前面に立って、全町的にとらまえて、例えば仮置き場のいわゆる地域間調整、これ私の言葉であります、どうしてもできない地区のこともそろそろ視野に入れて対応策を講じる時期なっているのではないかと考えております。復興の拠点として、第1工区をまずやるという姿勢はわかります。しかし、そこが遅れていったら、どんどん工程が遅れていくことは必至です。したがって仮置き場の問題については、やはりもっと全町的に、町が前面に立って検討を進めるべきではないかと思っております。これらについての認識、考え方を求めます。

次に、農地保全に関わる質問に移ります。除染に関わりますが、今から本格除染が終了いたします。終了する酒田地区などは終了次第、農地の保全管理は農業者、所有者にその責務が託されると聞いております。水源の大柿ダムの復旧にはまだまだ時間を要するとき、営農再開までの間、それらに携わる農業者に町はどのような政策的支援を講ずるのかお答えください。

また、農地の保全は環境の整備にも通じる、いわゆる周りがきれいに田んぼがなると、6号線から檜葉町に来るとききれいです。田んぼが保全管理されている。多くのお母さん方が言います。「若月さん、檜葉に来ると、あの田んぼを見るとほっとするんだ」と。「あれを見たら、やっぱり早く浪江もあぁなってほしい。あれが稲穂がたなびけば、もっともっと説得力が出てくるわけでありまして。これは農業者だけのことを言っているわけではありません。環境が整備される、水田が整備されるということは、農業者以外の人達も買える判断材料に大きく貢献するという部分があります。したがって、重要さを認識した上で支援事業の形をお示しいただきたい。

次に、現在、浪江町の農業農地を考える会を中心に、農地の保全管理について話し合いが進められております。その中で避難先が離れている現状が現実にあります。したがって、今後、保全管理の部分に入ってきますと、自分の農地の草刈りとか、いろいろな部分が責務として出てきますから、やはり多くの頭数と言っては失礼ですが、多くの人達がやはり自分の土地を守りたいという意向でそこに参画してもらおうのがやはり復興の可視化にもつながるという思いでやっております。

ところが、そういう中で、自分のうちの草刈りをすると強い意欲

を持って、物理的に、一日の日帰りの工程ではできない農家もたくさんあります。おそらく1回の工程で二泊三日とかそういう必要が求められる部分も出てくるわけでありまして。したがって、町内にこれは除染の関係者とか、いろいろほかの部門からもあるかと思いますが、私は農業者の立場で町内にそういうもろもろに対する簡易宿泊施設的なものを開設、または準備できない。そのできるかできないかと、それらに対して強く国へ要望、協議をする考えがあるかどうか。これは国との協議がないと勝手にはできないと思いますから、その姿勢を答弁していただきたい。

次に、農地保全管理をする地域内には町道をはじめ、広域的な面積も多くあります。農地の保全については、農業者が担うと考えますが、広域の部分、要するに町道の土手、今までは農家の人達が隣接するから町道の土手でも何でも刈っていたわけです。しかし、今回の場合は、農地の保全については政策的に支援とかいろいろ対象になりますが、町道の法面とかについてはありません。しかし、我々いろいろな議論をする中で、応分負担も考えてやるべきだろうという話も出ております。しかしながら、町道について、やはり広域の部分については町道の保全管理の視点からも、それらの諸団体に管理費等を、これは仮称であります但し支給する考えがあるかどうか。また、それらの財源を利用して、各行政区が例えば人足の江払い昔はやっていました。昔と言ったら語弊がありますが、終わった後は花見をやる。そういうものが使えるようなシステムを考えて、そういう意味も込めて制度設計をする考えがあるかどうか。その辺についてお尋ねいたします。

次に、農家農民の思いとして、日増しに先祖伝来の土地が荒廃する姿は見えていられません。除染が住んでいない地域であっても、せめて除染をしていない地区、警戒区域とは違いますよ。警戒区域も含めて除染がまだ終わって地区をいっておりますから。その地区であっても、せめてこれ以上の荒廃を防ぎたいという意向がたくさんあります。せめて草刈りだけでも認めてほしいとの要望が強くあります。行政区、個人個人ですと危険ということもありますから、せめて行政区、農業者組織、組合的なものをつくって計画的に取り組む場合は認可する考え、または支援できる方策はあるか、この辺についてお尋ねいたします。お答えください。

農業・農地の部分の最後であります、帰還困難区域の人達は、四次指針追補の報道とともに、我々は取り残されるのかという気持ちが強くなりつつあります。したがって、農地保全の議論を広く今農業、農地を考える会は90人近くのメンバーになっております。こ

の中で議論を交わすときに、いろいろな建設的意見、現実的意見いろいろ出ます。その中でやはり帰還困難区域の農家の方が、いみじくもという表現が私もどうかはわかりませんが、私は帰還困難区域は取り残されるのか。議論にも混ざれない。そういう切実なご意見をいただきました。したがって、やはりこれは帰還困難区域だけではありませんけれども、可能な限りそういう地区にもほかの地区と同じ同時並行的に実施できるような配慮、手段、やはり町を思う気持ちは帰る、帰らない、通うにしたってみんなそれぞれ持っています。形が違うだけなんです。したがって、それらのモチベーションをどうやって保持していくのか。それらに関わる部分についても、どういう考え方かお答えいただきたい。

最後になります。津波地区に係る質問であります。本来ならば津波地区の議員さんから聞かれるのが一番順当でありますけれども、きょう休んでおりますし、今回質問通告ありませんので、私いろいろ言われておりますからここで質問させていただきます。

津波地区住民は、原発被害地区住民と異なり、賠償等にも差異があります。精神的にも家が流された。これは不思議なもので、いくら壊れたような家でも私の家でも、残っていれば、形があれば、何とかよりどころとして支えられる部分がたくさんありました。しかし、家までなくされたときの津波地区の住民の気持ちを考えると、やはり精神的にも大変だったなという思いがしております。復興まちづくり計画でも示されている海岸防災林の整備等、いろいろ諸事情、諸事業があるようではありますが、これらについても津波地区の住民に説明会などが開催された聞いたという声も多数届いておりますが、議会としてはなんらまだ承知しておりません。質問としては、これらの詳細、事業内容の詳細と、現況がどういう形で進んでいるのか。これは議会としても、私ども東京とか国、いろんなところで行政活動にまいります。そういう時、今の町の状況が私どもにちゃんと伝わっていないと、我々が要請活動に行ったときに、そこが生じる可能性もあるわけであります。したがって、住民説明はそれは速やかにやられる。それは結構であります。発表と同時とはいませんが、速やかに議会にもおつなぎをいただきたい。そういうことも合わせてこの質問の中に含ませて、現況どうなっているのか。その辺の概要をご説明いただきたい。

以上、私の通告の質問は、ここで終わります。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 第1点目のご質問にお答えいたします。議員ご存知のように、町の方針としては、第一次復興計画の中に、一人ひ

とりの暮らしの再建、そしてふるさと浪江を再生するということを基本方針に掲げて、平成29年の3月、避難指示の解除を想定して作っております。そこで当初は平成29年3月まで線量の低い地域、避難指示解除準備区域ですね。そこに町の拠点を新たに作っていこう。特に申したいのは、やっぱり双葉郡の北の玄関口でありますので、双葉郡の北の拠点を整備するために町が位置付けられているという認識のもとにこれから計画を実施していきたいと考えております。

先ほど議員がおただしがございました。賠償の問題とか、あるいは中間貯蔵施設の問題、さらには安定していない福島第一原発の事故の問題、やはりこの前提条件がころころ変わってきていますので、なかなか想定時期まで避難指示の解除ができるのかどうかの問題も現実的にはございます。

それから除染が遅れています。実際は平成24年度と平成25年度に終了するということがあったのですが、昨年12月に除染の計画の見直しをしたということで環境省から新たな除染計画が提示されました。それによりますと、2年半程度後ろにずれ込んで行くという状況になっています。したがって、除染がやっぱり我々の復旧復興の一つの要になるだろうという認識のもとで、なんとか急いでとにかくやっていただくということで強く要請していきたいということです。

やはり町民の方にとっては、将来がなかなか見えない状況で不安があるということでもあります。それは私も重々認識しておりますので、今年度は、行政報告で申し上げましたとおり、見える形を示していきたいと考えております。今年の年頭の職員の挨拶の中で、復興計画の着実な実行と復興の見える形、これをとにかく示していこうということを示しました。そういうことで、今後復興まちづくり計画が、先日も議員の皆さん方からご意見を賜っております。そういうものを全部踏まえて、おそらく今月下旬に提言がなされると思います。その提言がなされたものについて、今度は計画ということではなくて、着実に実施する方向をきっちりと計画化していきたいと考えております。具体的には、行政報告で申し上げましたように、まず津波被災地の方々のための住環境の整備、そしてコミュニティの再生に向けた防災集団移転促進事業、そして共同墓地の整備事業、それから町内の復興公営住宅も作っていかなくてはならないということである程度の調査を平成26年度しまして、具体的に示す場所、そういうことが示せる時期に来ましたら、復興公営住宅の建設予定地を示していきたいと思っております。

さらには、今の中心市街地でありますけれども、やっぱり相当地震で傷んでおります。さらには、事業者の方で事業再開するという方々もなかなか見られませんので、ぜひここは新たにコンパクトシティといいますか、スマートシティといいますか、歩いて暮らせる小さな、そして何でも用が足せるような市街地の再生を形成していきたいという形にしていきたいと思っております。

それから、もちろん復興計画の進捗の管理です。これは管理部署でもやっていただいております。とにかくどういうふうに進んでいるんだということです。先ほど逆工程もあるのではないかとありますが、やはり進行管理は一つ一つ臨んでいきますので、逆工程ももちろんやっていかないと、いつまでにどういう形のものになるのかということをはっきりと示す必要があるのではないかと考えています。

それから、農業再生支援の取り組みです。これは再開に向けて、皆さん方と今後詰めて行かなくてはならない問題がたくさんありますので、一つ一つ取り組んでまいりたいと考えております。したがって、町の姿がよく見えない。将来の姿が見えないというご指摘があります。遅ればせながら、今年度はその形をきっちり示される時期になると思っておりますので、是非ご理解いただきたい。よろしく願いしたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） （2）除染の仮置き場設置に関するご質問にお答え申し上げます。まず町内の除染の進捗状況でございますけれども、先ほど町長の行政報告の中で申し上げますので割愛させていただきます。ご了承願います。

それから、仮置き場の設置に関してのご質問でございますけれども、行政区ごとに仮置き場を設置することを基本に、行政区長をはじめ、役員の方々や地区住民の皆様へご相談申し上げながら、ご理解、ご協力をいただきながら、環境省と現在進めておるところであります。また、議員お尋ねのとおり、仮置き場の設置が難しい行政区等もございますので、その行政区につきましては、他の行政区との調整が必要と考えておるところでございます。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（大浦泰夫君） 大きな2番の①除染後の農地の保全管理の支援策でございますけれども、ご質問にお答えいたします。除染後の農地管理につきましては、農業者が全国に避難している状況の中で、浪江町内での作業の困難さが予測され、町としましてもその作業に当たる各行政区ごとの復興組合組織化の推進を図っ

ているところであります。現在、除染作業を開始している酒田地区におきましては、2月22日に地区内の農業者を主体とした酒田農地復興組合が設立されました。今後の活動のための財源といたしましては、県の補助事業で営農再開支援事業につきましては10アール当たり上限額といたしまして3万5,000円が補助となります。

なお、今定例会におきまして、議案として当初予算の中でも予算計上を行っているところでございます。支出の対象項目といたしましては、作業に係る労賃、また浪江町までの交通費、保全に係る資材といったものが購入費として対象となるという形になっております。

○議長（**小黑敬三君**） 復興推進課長。

○復興推進課長（**宮口勝美君**） それでは2番の簡易宿泊施設等の開設に関して申し上げます。現在、浪江町町内においては、一時滞在施設としてはご存知のとおり貴布祢等で実施をしている状況がございます。しかしながら、簡易宿泊施設となりますと、今の現状からいきますと避難指示がまだ解除されていないということ。あるいは、宿泊が可能な業種でもないということも含めると、農業者の方々が宿泊するというのはなかなか難しい現状が正直ございます。そういいましても、それで待っているということではなくて、町としましてはいこいの村なみえについてご提案ありましたけれども、まずは一時滞在施設として使えないかどうかということも含めて検討しております。まずはそういった一時滞在施設として稼働させて、時期がくればということ、その間は国との交渉等もしていかななくてはならないと思っておりますが、簡易宿泊施設等の利用ができないかということ、去年施設等の確認を行ったところでありまして、その状況からいきますと、大規模な修繕等が必要ではないかということを考えておりまして、担当課である産業・賠償対策課において今定例会に施設の被害についての調査委託、あるいは設計委託等を予算計上しているところでございます。調査あるいは改修設計が終了しました段階から工事に着手をして、需要に対応できるように準備をしていきたいと考えております。

○議長（**小黑敬三君**） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（**中田喜久君**） 2番の③であります。町道の除草、草刈りなどの作業に対して復興組合に管理費を支給できないかという考えについてお答えいたします。

町道の草刈りは業者委託、東京電力、直営で進めてまいります。しかしながら、行政区の人足制度が必要と認めることに対しては認識しておりますが、なにせ広い範囲に避難しているため、草刈り作

業が困難な状況でありますので、農地保全と合わせた形で助成できないか検討してまいりたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（大浦泰夫君） 続きまして④に対する質問にしましてお答えいたします。

先の12月議会におきまして、紺野榮重議員の一般質問の際にも答弁いたしましたけれども、除染前の農地の保全につきましては、長時間作業による被ばくの恐れといった理由から推奨できないという考えでしたが、産業・賠償対策課で農業者の方と様々な意見交換をいたしております。その中でも、農業者の方々の考えといたしましては、荒廃抑制に対する熱い思いを感じたところでございます。今後、国や関係機関とさらに協議をしまして、そういった希望に沿えるような形の取り組みができるように今後検討してまいりたいと考えております。

続きまして⑤のご質問でございますけれども、帰還困難区域につきましては、現時点では除染のスケジュールの未定もありまして、放射線量の低減も見込めない状況にあります。また、国のガイドラインにおきましては、当該区域は区域境界においてバリケードなど、物理的な防護措置を施し、避難の徹底を求めている地域でもございます。したがって、町としましては当該区域内での草刈り等の作業につきましては現時点では困難であると認識をしております。農業者の方で、農業再開の意向のある方もいらっしゃいますので、町内の居住制限区域及び避難指示解除準備区域での保全や、営農活動作業にご協力いただけるような、現時点では帰還困難区域については難しい状況にありますので、とりあえずそういった形の中で土に触れて作業をしていく、そういった意欲を損なわないような形で対応してまいりたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） 大きな3番の津波被災地域の生活再建支援についてのご質問にお答えします。

平成24年度に策定いたしました浪江復興計画第一次におきまして、津波被災地の復興方針といたしまして、共同墓地の整備、防災集団移転促進事業、さらには津波被災地域の土地利用を掲げておるところであります。これらの事業実現に向け、各行政区の総会、役員会などでの意見交換や、本年1月13日から2月8日にかけて集団移転等に関する住民説明会、懇談会を県内7カ所、県外2カ所において開催したところであります。

なお、説明会におきましては、防災集団移転促進事業における移

転促進区域のいわゆる買い取り範囲の考え方、さらには買収の単価、それから事業における支援策等を提示し、合意形成が図られたと考えてございます。

○議長（小黒敬三君） 8番。

○8番（若月芳則君） それでは再質問をさせていただきます。

まず、町長の可視化に向けて、形が見える形で意欲的に進めていくという答弁であります。私は逆工程管理ということを申し上げましたが、やりたいではなくてやるんだという強い意志を示して、そのためにはこうするんだという考え方をやはり執行者側はご理解いただきたい。やりたいというのは希望であって、やるという強い意志が見えないんです。流れに流されればできないということになりかねない。だから、いろんな思いがありますが、町民は私も含めてやると、やるためにはこうするんだという発想の掲げて業務に当たっていただきたいことの難しさは、十二分に私も一応議員の末席を汚しておりますからわかります。わかりますが、やはり旗振り役というのは、常にそうでないとだめなんです。みんな誰の顔を見て待ちの復興をイメージするのか。それを踏まえてやはりリーダーシップを発揮していただきたい。これは要望にもなりますけれども、私は当選以来、一般質問に立つと、よく町長に議場から熱き思いを発信してほしいという言葉を使って今までやってまいりました。やはり困難な今の時期に当たってもやるんだと。それを町民に示していただきたい。そのことについて、改めて先の答弁は若干覇気に乏しいような感じもしましたので、やっぱり強い覇気を示していただきたい。そのことを再質問の一つにします。

次に、仮置き場の問題。これは担当課長答弁いたしました。私が心配するのは、第1工区は復興の拠点だという位置づけで、順番がここを最優先にやるということになっているわけです。だんだん難しくなると、区長とか行政区の役員から私のほうにも電話とかいろいろ来ます。区長とか何かにやれとかと言われてたって私達はどうしようもない。町がもっと前面に立ってほしいという要望もたくさんきます。部落の役員会をやったけどどうにもならないということから、やはり町がもっと前面に立って今でもやっておると思いますが、環境省任せではなかなか私は工程どおりにはいかないと思います。例えば、これは具体的な質問になるかもしれませんが、答えられる、答えられないはともかく質問します。ほかの行政区に仮置き場をお願いしたいといったときに、そこの行政区は受け入れる意思はあっても、自分のところの除染が進まない限り先行してほかの地区のものを受け入れるということはありません。この現実があるという

ことを踏まえておいてほしい。ほかの地区にお願いするにしても自分のところの除染が進まない限り受け入れません。そういう現実があるということ踏まえて仮置き場の設置状況をひとつお願いしたい。私は、聞いたのは第1工区、第2工区、第3工区含めて町長の行政報告の酒田地区が何パーセントなんていうのを聞いたわけではありません。仮置き場の合意率がどういう状況になっているのかを質問したんです。確かに、仮置き場の推進には非常に微妙なところがあると思います。安易にほかの地区にも頼めるとなれば、当然自分たちの努力が希薄になる可能性もあります。ですから非常に難しいことは私も承知しております。しかし、だからといって全体工程を見たときに、仮置き場ができない限り復興は遅延していくわけがあります。そこをどう打破するのか。もっと町行政が前面に出るべきだということで私は質問しておりますので、それに応じた返答を求めます。そしてさらにそういう意味では、第1工区で酒田地区、立野下、私のところは120、130戸ぐらいの地区ですが、5軒ほど第1工区に入りましたから第1工区の扱いになりました。だから立野下は第1工区として始まります。それはそれで私どもも積極的に前に進めようということで理解しております。しかし、その次に立野中行政区があつて沢上地区と。立野は一本なんです。したがって、第1工区がなかなか進まないでは第2工区へ。それで第3工区に来るまでおそらく1年以上かかると思います。そうすると立野下と道路一本で隣接する立野中、沢上の行政区については、我々のイメージではちょっとおかしいという感じになりますので、陣取り合戦ではありませんが、酒田だったら苧宿とかそういう順位構成も考えられるべきかと。それらの考えをあるかどうかもお尋ねいたします。

それから、私は最後の津波地区の問題については、課長いみじくも答えましたが、防災集団移転の促進事業を言いました、私は質問は、防災林の部分について質問しています。この計画の軸には、防災林のほかに災害記念公園、スポーツ増進エリアとかいろいろ書いてありますが、これらも含めて、第1前提にある防災林事業について、どの程度進んで、住民にもどの程度の説明がなされているのかどうか、それを質問していますので第一義的に前段で言いましたが、事前通告は防災林と言っておりますから、それに準じてご答弁いただきたい。

それから、これは質問ですが、帰還困難区域とか除染が済まない地区の除草だけでも認めてほしいという部分について、国とのいろんな協議の中で難しいと、現行では難しいという答弁。しかし、今、知見は進んでおります。時間もありませんからはいしょっていいますが、

今、トラクターだってキャビン付きが放射能対策に防護されたトラクターができています。今、飯舘地区に2台も3台も入って、そのデータ取りをやっております。知見も進んでいるわけです。そういう情報は的確につかんで、それを浪江地区でもし投入して試験的にもやるのであれば、借りれるような状況もあるわけでありませう。そういうものを踏まえて、知見のスピードも踏まえた対応を望みます。そういう考え方があるかという質問とさせていただきます。

なかなか難しい問題もありますが、一応再質問はここで終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 再質問にお答えいたします。

リーダーシップが足りないというご指摘でございました。これはもちろん、私の力量不足かという感じもしておりますが、ただ、現状をよく踏まえていただきたいと思います。現在は平時ではありません。非常時です。したがって、その条件等が毎日毎日、先ほど議員がおただしのように日替わりのように変わってきています。そういう状況の中で、町を再生、再興するための形というものを忘れてはならないということをお負しながら、今まで行政執行に努めておりました。したがって、これからは先ほども答弁申し上げましたように、発信力がちょっと足りないのかなということでもありますので、何とか見える形で発信力を強めていきたいという感じしております。具体的には先ほども答弁申し上げましたように、帰れる地域は、ああいうようなコンパクトシティ的なものを中心にした事業を展開して、ある程度町の姿を形成して行く。ただ、戻れない人、そういう方々に対しても我々は目を向けていかななくてはならない。したがって、そのための生活再建、生活支援はいったいどういうものなのか。そういうものについても形に見えるように発信していかななくてはならないと思いますので、難しいのは戻る人、それから戻れない人。戻りたいけれども、戻れないという判断がつかない人。この三極のものについて、どういうふうに総合的にビジョンといいますか、見える形に町民の方に示すことができるのか。これをやっていかななくてはならないと思います。

したがって、議員おただしのおおりのとおり、これからはやはりそういう前提条件を考えながら、ひとつ皆さんに判断が迷うことのないように町として先行的に情報を発信していくということやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） 再質問の仮置き場の設置に関して

ご答弁申し上げます。この仮置き場の設置に関しては、現在、行政区長を中心に進めておるわけでございますけれども、行政区長にすべて丸投げという形はとっておりません。ご相談を申し上げているという形でございます。先ほども申し上げましたように、仮置き場の設置が難しい行政区もございます。仮置き場の候補地といたしましては、農地がほとんどで、その関係者の仮置き場に関する考え方はさまざまであります。仮置きするのは本当に3年なのか。それから本当に安全なのか。中間貯蔵施設は、いつできるのか。帰還後、農業再開したいが大丈夫なのか。他の行政区からの持ち込みはあるのかなどのご質問が多く寄せられておるところであります。行政区長会や理事会の中でも仮置き場設置の進め方につきましてはご説明申し上げておりますけれども、今後におきましても行政区長へご相談申し上げながら、慎重かつ丁寧に進めてまいりたいと思っておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

続いて防災林整備事業でございますけれども、これは県の事業であります。現在の防潮堤から約200メートルについて防災林整備ということで県では計画しておるところであります。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（大浦泰夫君） 再質問にお答えいたします。帰還困難区域の除草につきましては、他の市町村の状況等を調査いたしまして、帰還困難区域でございますのでいろいろと問題はあるかと思っておりますけれども、試験的にでもできないかどうかこれも踏まえて、国及び関係各課と協議させていただきたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 8番。

○8番（若月芳則君） では再々質問に移ります。

町長、まさに私も各課長方にも本当に今大変なのは町民もみんなわかっているんです。わかっているからこそ、皆さん方にはやっぱり頑張ってもらいたいという思いが強いんです。誰も2万1,000人の町民、浪江町を投げたりしません。心のどこかには必ず何とかしなくてはという思いがあるわけでありますから。それを託されて業務に当たっている皆さん方は、その思いを大事に業務に励んでほしいという思いから再々質問させていただきますが、まず町長、わかります。この誤聞については、町民にいくら皆さん方こうなんだ、こうなんだといっても、町民に的確に理解されて伝わらないと、短絡的に見て全くこれでは失望したという表現になるわけであります。したがって、それらを受けて正式にはちょっと私の表現悪いかも知れないが、やはり行政懇談会、町民に対して皆さん課長さん方、執行部が全員そろって行いました懇談会がありました。あれに対す

る町民の希望というのはたくさんあります。強いものがあります。私ども議会が手分けしてあっちだこっちだ行って、それらに真摯にやっておりますけれども、その中でも議員が来るよりは役場の課長さん方とか、町長がずらっと来てくれるのが一番議会だということを書いておりますから、その部分についてやはり。私は私の質問ですから、いわゆる情報を的確に皆さん町民に伝えるために、行政懇談会をやる考えがあるかどうかというのを再々質問で言っているわけですから、そこを答弁いただきたい。

〔「通告に」と呼ぶ者あり〕

○ 8 番（若月芳則君） 通告と言いますか、これ通告、この文書にはありませんが出しています。

一步設問を変えます。町長答弁の情報を的確に町民に伝えるために、どういう形をとるといふ考え方を持っているか、具体的に示していただきたい。これは、今回、私、冒頭に申し上げました。多くの町民が思いを持って、それを私背中に受けて質問していますから、答えられなければ答えられないと言えればそれまでですよ。

それから、防災林の事業は県がやっていますということですが、やはり津波地区の人達は、冒頭でいいましたが、やはりそういう情報に我々は立ち位置として理解していくのかという期待しているところがありますから、ただ、県がやって進めていますでなくて、もっと町がそこに前面に出て、町民に情報伝達を急ぐという姿勢を示していただきたい。これらに答弁できる部分で答弁していただければ、それをもって私の再々質問は終了といたします。

○ 議長（小黒敬三君） それでは、今の若月議員の質問で、通告どおり町民が理解できるためにはどうするかという趣旨だと思いますので、その点で答弁をお願いします。

町長。

○ 町長（馬場 有君） 具体的に町民の方に見える形に情報を発信するという事は、まず今回予算計上しておりますタブレット端末機について、全世帯に配置いたしまして、やっぱり私どもが情報を発信します。町民の方からも発信できるような双方向の形のものを作っていきたいということです。それから、これはこれからのタブレットの機能の問題だと思いますが、安否確認もできるような、そういうものもできるような端末機になればということでそういうことで端末機の設置をしたり、あるいは広報紙を更にリニューアルをした中でやっていきたい。幸い今年の2月から民間で広報関係で大手の企業の方が私どもを手伝いたいということで今広報のほうの仕事に携わっていただいていますので、その方のノウハウを利用しながら、

そういうものを情報の発信のあり方をやっていきたいと思っています。それからもちろんホームページについてもリニューアルをしながら、皆さん方に正確に情報が発信できて、そして目に見えるものにしていきたいと思っています。

いろんな今まで意見交換会やってきました。区域の見直し、あるいは賠償、そういう問題で各地域ごとに懇談会をやったことがあります。そういうことで、今、いろんなADRの申し立ての件についてももうそろそろ仲介員の結論が出る状況に入ってきています。もちろんこれ出ましたら、町民の方に説明申し上げていかななくてはならないと思いますのでそういう説明会。あるいは、やっぱり第1次復興計画が出来上がって、具体的に今度は予算化を伴っていますけれども、こういうことをやる。こういうことを実施していくという実施計画になりますので、そういう計画についても、町民の方にお知らせをして意見を聞く。そういう場面が今後出てくると思いますので、そういうすべてのツールを利用しながら町民の方に情報を発信していきたいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） 再々質問についてご答弁申し上げます。先ほども申し上げましたけれども、津波被災地対策といたしまして、町復興計画におきまして掲げております復興方針の事業実現に向けて現在取り組んでおるところでございます。

今後におきましても、津波被災者に寄り添い、しっかり取り組んでまいりたいと思っておりますのでご理解よろしくお願ひいたします。

○議長（小黒敬三君） 8番。

○8番（若月芳則君） 十二分に理解できた答弁かといえはいろんな思ひはありますけれども、通告によって質問させていただいたこととありますが、基本的に本当にみんなで力を合わせて何とか一歩ずつつきたいということで、そういう思ひをつないで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小黒敬三君） 以上で、8番、若月芳則君の一般質問を終わります。

○議長（小黒敬三君） ここで11時05分まで休憩いたします。

（午前10時50分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

(午前 11 時 05 分)

◇平 本 佳 司 君

○議長（小黒敬三君） 次に、5番、平本佳司君の質問を許可します。
5番。

[5番 平本佳司君登壇]

○議長（小黒敬三君） 暫時休議します。

(午前 11 時 05 分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

(午前 11 時 05 分)

○議長（小黒敬三君） 5番、平本佳司君。

○5番（平本佳司君） 5番、平本佳司であります。皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので質問させていただきます。また、一問一答方式で質問させていただきます。

早速で恐縮でございますが、質問に入る前に、町長にお尋ねします。もうすぐ東日本大震災及び原発事故から3年になろうとしております。全町民が県内外に避難を余儀なくされ、家族はばらばらになり、今でも仕事に就けない、生活基盤さえ見出せない現状をどう思いますか。また今後、町民をどう勇気付けし。

[「通告にありませんが」と呼ぶ者あり]

○5番（平本佳司君） 希望を持たせるかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 前振りの中での発言であれば。前振りということで。

○5番（平本佳司君） 前段で。

○議長（小黒敬三君） とりあえず続けてください。また引き続きの質問もできませんので、一応前振り終わって、引き続き質問がないと。前振りをやって、引き続き質問を続けてください。でないと答弁のしようがありません。よろしくお願いします。

○5番（平本佳司君） わかりました。引き続きさせていただきます。

先ほどありましたリーダーシップを発揮して情報を発信し、しっかりと町民の生命、財産はもとより、一人ひとりの生活再建ができるようご尽力していただけるように、今後もよろしくお願い申し上げます。

では質問に入らせていただきます。まずはじめに、昨年12月26日に出されました中間指針第四次追補についてお尋ねします。これに

よりもすと、帰還困難区域に重点を置いた追補に見られます。町は今まで一律賠償を求めてきたことは存じておりますが、この追補について、町の率直な感想や今後の対策をお聞かせください。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。

私ども、12月3日に自民党の加速化本部からの提言を受けまして、すぐに論点の整理を行いました。今、議員のただしのとおり、賠償の問題ばかりではなくて、やはり私どもは全町帰還という方針を前提にしておりましたけれども、やっぱり全町避難という方針を切り替えられました。要するに帰れる人、それから帰れない人、移住先を見つけてそこで生活をしていただきたいという形で方針転換されたことについて、我々はやはり全町帰還を目標に今までやってきたということがまず論点整理の一つです。それから線量です。これを場の線量から個人の線量に切り替えたということについても、これは私どもは空間線量、場の線量をいくら時間がかかってもいいから1ミリシーベルト以下にしていくということの考え方でずっときました。そのことについての論点を整理をいたしました。あとは中間貯蔵施設に関する問題については、これはやっぱり引き続き安全管理、そしてリスク管理をきちんとして、そしていわゆる建設予定地といいますか、申し入れをしているところばかりではなくて、やっぱり双葉郡8カ町村にきっちり説明責任をすべきだということで我々は主張してきましたので、その論点についても若干ぼけているということでもあります。

さらには、今おただしの必要な十分な賠償であるのかということでもありますけれども、やはりこれは必要な賠償ではない。要するに、長期的帰還困難区域、あるいは居住制限区域、避難解除準備区域についても、我々は元の生活ができない状況ですので、やっぱり賠償は我々が言っているように分断することなく一律賠償していくべきだということで論点整理をしておりますので、その辺私どもはこれから政府、東京電力に対してこの考え方を強く要求してまいりたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 私も全く同感というか、同じだと思いますけれども、我々議員も議会として議運の先輩議員が去る1月27日に関係機関に見直しの要望書を提出してまいっておりますが、町議会一丸となってこれに取り組まなければならないということを実感しているところでございます。

そこで、次の2点について町としての考えをお尋ねします。先ほ

ど先輩議員のほうからもありましたけれども、四次追補の内容の中に、「移住することが合理的と認められる者」とありますが、どこの誰を示しているのか、全く明確に示されておりませんので、住民から「私達は該当するのかどうか解らないので不安です」という声が出ていますが、町はどう考えてどう説明するつもりかお尋ねします。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（大浦泰夫君） ただいまのご質問にお答えいたします。

第四次追補では、移住することが合理的な場合とは、営業再開や就労の見通しが立たない場合、帰還が本人や家族の医療、介護に悪影響を与える場合、避難先における生活環境を変化させることが子供の心身に悪影響を与える場合等、こういった部分を示しております。

また、移住の合理性の確認方法については、あくまでも自己申告となる見込みでありますので、移住を希望する場合は柔軟に認められることになると考えております。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 本当に非常に大切な問題というか、ことでございまして、先ほど話出ましたように個々の問題になってくるのかなと考えております。我々浪江町町民と、例を挙げますと富岡町民とは同じような立場になっているわけですね。それで富岡町では、先月、帰還困難区域と居住制限区域、避難指示解除準備区域に分けて各所で町政懇談会を行っていたわけでございます。私も区域によって説明が違うのかなということで参加させていただきました。その席でやはりこの問題が出てきていたわけでございます。富岡町では、個人差はあるが、就学、仕事、病院等の現在の生活が不可欠で帰町できない方々は該当に値すると載っています。これは間違いないと、先ほどの話なんですけれども、正確に町民に示すべきだと思いますし、町民が非常に不安なところだと思いますので、では判断は誰がするのかわかりますか。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（大浦泰夫君） お答えいたします。

ただいま答弁させていただきましたものにつきましては、第四次追補で発表された部分でございまして、これを実際に実務的に取り入れるという部分になりますと、国の経済産業省エネルギー庁のほうと今後詳細については当然詰めていかななくてはならないといったことで、あくまでも自己申告となる見込みだということなので、今後詰める必要にあるのは、自己申告というのはどのエリアまで認め

られるのか。また、こういった事例が認められるのか。そういった調査については、今後詰めていく必要があると思いますし、また住民に混乱をきたさないような詰め方をしていきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） これによって移住を希望されている方なんかは非常に厳しい部分がありまして、一つの例を出させていただきますと、これ追補の中で出ているのは帰還困難区域の方々に対し、移住された場合、宅地を新たに取得した土地の価格。これは最大250平方メートル、約75坪までなんですけど、従前の宅地賠償価格の差額として、平方メートル3万8,000円、坪にしますと12万5,400円まで賠償すると、上乘せするという事になっております。これは、いわゆる帰還困難区域の土地賠償だけでは、宅地賠償だけでは避難生活や移住先での土地も買えないという話が出ているからそういう話が出てきたのかと思います。仮に、津島地区でやりますと、これは私の調べですが、評価額を1.43倍足しても平均で1万3,926円。坪単価というか坪の評価額なんですけど、そのぐらいなんです。これを先ほど話しましたように、12万5,400円から引いて11万1,474円をプラスして12万5,400円まで差額分出しますよという説明なんですよね。

しかしながら、他の居住制限区域や準備区域の方々については、移住することが認められなければ、土地さえも買えないんです。今現在では。これ認められる角度でも帰還困難区域の75%なんですけれども、その辺はやはり一律にして欲しいなど。その辺強くこれからやってもらいたいと思います。

それとまたもう一つなんですけど、これお尋ねしますが、帰還困難区域の方でも復興公営住宅や借家住まい、またアパートなどで生活するの方々に対しては、この賠償は認められないと聞いていますか。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（大浦泰夫君） ただいまの居住制限区域、避難指示解除準備区域につきましては、今ご指摘ありましたあくまでも75%という部分が指針の中で出てきております。当然ながら居住制限、避難指示解除準備区域につきましても、移住をされる、求める方も相当いらっしゃると思いますので、その辺につきましては今後強力的に格差をつけないような形での対応を求めていきたいと思っております。

続きまして借家の部分につきましては、あくまでも借家から区域外の借家を借りる場合については、差額があった場合については補

填をしていくと。当然移住、借家から新たに土地を求めて家を作るという場合につきましては、従前借家に入っていた方につきましては、土地とか家屋という資産を持っていませんので、そういう方については適用されないという形になっております。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 資産を持っている方が中心で考えていると思いますが、資産のない方って大変失礼な言い方かもしれませんが、そういう方々に対しては公営住宅でもいいでしょうけれども、公営住宅とかアパートとか入っている人達はちょっと厳しいのかと思いますけれども、浪江町に資産があってこっち側に移住したいという方に対して、これは一律に賠償、何度もお話しますが一律に賠償していただけないと非常に厳しいのかと思います。

関連して、町行政区ごとに評価額なんかを調べてみますと、帰る帰らないにかかわらず、権現堂地区の賠償額は12万5,000円ぐらいは何とかなるみたいなところなんです。調べますと、坪12万5,400円以上のところは権現堂地区の一部と幾世橋地区の一部だけなんです。他の地区で高いところで樋渡の一部が坪9万8,340円ということで、ほとんどのところが居住制限準備区域も含めて、ほとんどの土地の賠償金が坪1万とか2万、3万、4万ぐらいなんです。そのぐらいしか評価がないところなので、そこを避難先や移住先で果たして土地を買えるのかということ非常に住民から話が出ています。町民から来ています。その辺も含めて、何度も申し上げますけれども、その部分だけでもぜひ一律にできるように、今後とも努力してもらっていただければと思いますのでよろしくお願いします。それで、町民が帰町も、移住も自由に選択できるような賠償を求めていくことだと思えます。

次に、帰還困難区域に隣接している高線量区域とはどこを示しているのかお尋ねします。

例えば、帰還困難区域に囲まれている谷津田地区、小野田地区など。また先般、住民の9割以上の方々が帰還困難区域と同等に扱って欲しいと署名まで付けて要望書を町のほうに提出した立野上行政区などの取り扱いについて、どう対処して、どう説明するのかお答えを聞かせていただければと思います。

また、他の地区でも高線量が点在している場所が多々ありますが、この地区は除染すればいいということだけでなく、住民が帰りたくても帰れないという話があります。多く聞かれます。これらも含めてどう町で考えているのかお聞かせください。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（大浦泰夫君） お答えいたします。

第四次追補では、区域の見直し時、年間積算線量が50ミリシーベルト超とされた地域としておりまして、具体的な地区名は示しておりません。また、その取り扱いにつきましては、警戒区域解除後の区域見直しの経緯、除染等による線量低減の見通し等、個別の事情を踏まえ、柔軟に判断することが考えられるとしておりますが、具体的な判断方法は一切今のところ示されておりません。町としましては、国に対しまして賠償の対象となる地域の設定に当たっては、町民に困難や不公平感が生じないように、地域の実情や町民の意向を十分に踏まえた設定となるよう考慮しながら、生活再建につながる賠償を迅速に行うよう強く求め、引き続き町民の心情にも配慮した誠実な賠償がなされるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） これは、町で責任を持って線引きなり説明をしていただけるということでしょうか。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（大浦泰夫君） 先ほど答弁いたしましたけれども、今のところ国からは具体的な地区名なり、柔軟に判断するといながらも、それに対するどういう形をもって柔軟に判断するのかといったものは一切今のところ出てきておりません。ですから、これにつきましても、今後その判断を示す場合については、どういった基準を持ってやるのかといったものが示されるかと思っておりますので、それによって我々としては住民に混乱や不公平感が生じるようなものが出るようであれば、それはきっちりとまた強く求めていきたいと考えてます。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） ぜひともその辺も含めて町として対応していただければと思いますのでよろしくお願いします。

出ましたらば、速やかに住民説明会やらそういうものを開いて、皆さんに納得していただけるような方向で持っていければと思いますので、よろしくお願いします。

次に、復興公営住宅について質問させていただきます。

震災から3年が過ぎようとし、いまや仮設住宅生活も限界となっております。また、借り上げ住宅の方々についても、地元住民との軋轢や孤独感が日増しにつらくなっています。県は、4,890戸を平成27年度中に整備し、平成26年度中には576戸が入居可能としておりますが、いまだに入居の優先順位を示してないんです。帰還困難

区域はもちろん、居住制限区域、避難解除準備区域の方々も入居できるのか確認します。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それでは復興公営住宅における優先順位についてお答えいたします。

福島県営の復興公営住宅の入居に関しましては、今、示されている内容としましては、維持管理を行う福島県が決定するという事になっておりまして、今、こちらに示されている内容としましては、優先世帯としては75歳以上の高齢者を含む世帯、または障がい者を含む世帯となる予定でございます。一部、介護を要する方についても一部入るという話も聞いております。これらの方々に向けては復興公営住宅、集合住宅の場合ですと1階部分に整備をしたいということでございます。内容的には、外部に異常を知らせる非常ボタンであるとか、入り口の扉に引き戸を設置するとか、そういったことの配慮がされるということに聞いております。また、子育て世帯の入居あるいは妊婦を含む世帯、こういった方々についても優遇措置がとられると聞いております。子育て世帯というのは18歳未満の子供、または妊婦を含む世帯ということになっております。申し込みが募集戸数を上回った場合には抽選となると聞いております。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 住民にきちんとした説明をしていただければと思います。一番心配しているのは、仮に平成27年度中に整備ができたとします。平成29年3月に解除を目標としている町では、結局平成28年3月、平成27年度中ですから平成28年の3月に公営住宅に入居した方が平成29年4月に帰町させられるというか、したいという方がいました。そうしましたらば、たった1年なんです中が。これ非常に1年でも入れるのかという話がありまして、特に避難解除準備区域の方々が一番心配に思っているみたいです。しっかりと計画を立てて説明すべきではないかと思えますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 周知の関係につきましては、実は先ほどの行政報告の中でもありましたとおり、県のほうで4月から1期目の募集を開始するという報道がされています。これも唐突にこちらでも来た形だったものですから、急遽内容的なものも詰めているところでありましてけれども、今お話ししたような内容についても、その際に募集要項の中でうたわれている中身になるかと思えます。これは、まずリーフレットの関係は3月中旬、うちのほうでいきま

すと15日の広報のお知らせ版の中で同封されるという内容も聞いておりますが、ちょっと内容的なものまで今詰めの段階なものですから、お示しできませんが、そんな形でなっています。

あと先ほどありましたように、復興公営住宅の建設自体が予定より遅れていることもあって、帰町時期との差がだんだんなくなってきているという認識をしております。先ほどの質問にありました区域による差の部分でありますけれども、今のところといいますか法的には避難指示が解除されるまでは等しく入居できる。区域による差別はありません。また、区域に関係なく住宅が流出、倒壊されている方については、当然居住困難というか住居がないということでもありますから、そういった方については入居が可能ということになっております。

しかしながら、こういったいわゆる避難指示が解除されるまでという形になりますと差がつくということも懸念されますので、そういった条件を取り除くような形でのご願いも今しているところでございます。今のところ入居の対象者というのは平成23年3月11日、いわゆる発災当時において浪江町に居住していた方という形しかなくなっておりません。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） これは内容、また同じ話かもしれませんが、内容についてはこれから周知徹底していただければと思います。

次に、希望者全員が入居できるかということを確認させていただきます。昨年8月の意向調査で公営住宅に入りたいと希望した世帯数が町内で2,065世帯ありました。この方々については全員入居できますか。それと、また昨年時点では判断できなかったんですけども、判断できないと答えたんですが、今年になって入居したいと希望したいという方は入居可能なんですか。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） お答えいたします。

今、議員のほうからおたがしがあったとおり、意向調査、昨年8月に行いました。その段階でそれを元に復興公営住宅の建設戸数の算定をしているというのが現状でございます。今、議員からお話があったように、その段階での情報に基づいて皆さん判断されているということがあります。ですので、その後、建設場所等も増えていきます。そういったことを踏まえて希望される方もだいぶ変わってきていると思います。そういったことから県の言い方からすれば、希望した戸数は作るという話になってはいますが、現実的にはそれ以上にその場所によっても当然変わるとは思いますし、希望戸数は変わ

ってくると思います。その段階で、当然判断できなかつた方も今の時点では入りたいという方もいらっしゃると思いますので、今の段階では応募者数が募集を上回った場合には抽選という形にしかならないという形になっております。これについても、今お話にあったような状況にありますので、県に対してはできる限り入居希望者の意思に沿った整備を今後も求めていくということにしております。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） これは例えば、例を挙げますと二本松に希望されている世帯数が意向調査の中で258世帯、2世帯分希望者を含めますと302世帯ございました。昨日の新聞報道なんですけど、これは安達運動仮設住宅の近くの石倉地区に新たに200戸の集合タイプの公営住宅が整備されると。整備される見通しでありますということと報道がありました。先の根柄山70戸も含めますと270世帯の分が予定されているのかということです。そうしますと、大体ほぼ希望者が入れるのかなとは思っていますが、南相馬市577世帯、いわき市で479世帯、またほかの市町にも希望している方々が、その市町に必ず入居可能なんですか。ちょっとお尋ねします。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 先ほどもお答えしましたとおり、8月の意向調査に基づいて県のほうでは公営住宅の建設計画を第二次を公表して、浪江の場合につきましては戸数を増やしていただいている状況がございます。

ただ、すべての希望したところに公営住宅ができるのかということから含めて、そこが県のほうでもそうになっておりませんので、その確約は取れてはおりません。少なくとも今県のほうで推進している公営住宅を建設する場所については、そこに応じた浪江町民の入れるスペースを作りたいということの要望をしているという段階でございます。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 先ほどから聞いていますと、多くなる場所は抽選とかという話になっていきますけれども、意向調査を何のためにしているんだということですよ。新たに希望する方々に対しては、それと同じでいいのかという部分がありまして抽選という話でしようけれども、例えば整合性があるのかないのかということでお尋ねします。

先般、これは本宮市のほうの話なんですけど、本宮市の市営の公営住宅建設が発表されました。浪江町民が56世帯分、大熊町民が5世帯分ということで計61世帯入居予定だそうです。しかし、町民から

は「浪江町は3市以外の町外コミュニティは望ましくないと聞いていたので二本松市に希望しました。本宮にできるならば本宮に住みたい」という方がいました。あとは「他の市町に移りたくなかったので復興公営住宅を希望しなかったが、本宮に出来るなら入居したい」いろいろなさまざまな要望がありました。このことから、④にも付随するのかなと思いますけれども、質問の④になるのかなと思いますけれども、もう一度、再度というか何度もアンケート調査をしてもらって復興公営住宅に本当に、公営住宅に入るのか。どこの公営住宅に希望しているんだということを確認すべきかと思いましたが、町の考えをお伺いします。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 意向調査については、今お話がありましたとおり、その時点での皆さんの意向、あるいは状況、情報もその時点の情報でもって判断せざるを得ないという状況がありますので、これらにつきましては町のほうとしても出来るだけ県全体の復興公営住宅の建設予定地、あるいはいつごろできるのかといった情報を早くよこせという話もしております。ただ、県のほうでは、最低でも用地交渉の話が出ない限りは発表できないということで抑えられているところもあります。ですが、そういった情報がはっきり入らないと住民の方々が判断できないので、その情報がまず欲しいということのお話をしています。そういった情報を皆さんに提供した上で意向調査のほうは今後も続けていくことにはなろうかと思えます。その時々、年1回程度になるか、国、県との関連もありますが、前回の意向調査で終わりということではなくて、意向調査についてはそういった状況、条件が変わったことを踏まえてそういった情報も提供しながら意向調査に当たっていきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 意向調査から半年、1年過ぎれば当然人の心も変わりますし、また生活環境も変わりますので、今後も調査を続けていただきたいと思えますし、定義といいますか、きちんとした説明会を設けながら意向調査を再度再度、何度も何度もやりながら、住民の意見に沿った、要望に沿った希望に沿ったやり方でやっていただければと思えます。よろしくお願ひします。

次に、町内の復興まちづくり計画についてお尋ねします。

住民意向に沿った計画になっているかということで聞きます。住民意向調査では、18.8%の方々が帰町を希望しているとありますが、回答世帯6,132世帯中1,152世帯なんですね。私は、個人的でござい

ますが、希望的観知を入れても1,500世帯ぐらいしか戻らないのではないかなと思っております。

町は、想定世帯数を2,500世帯、約5,000名と設定していますが、その根拠を示していただきたいと思います。少なくとも私のまわりでは戻ると言っている人はほとんどいません。なぜなら、除染を選考してやっていますが、インフラ整備はもちろん、仮に帰町されたとき、させたとき、隣近所が誰もいないところに帰れるわけがないという話があります。行政区または集落の体をなさないからです。避難指示解除準備区域においても歯抜け状態になってしまうのではないかということで危惧しております。その辺いかがでしょうか。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） お答えいたします。

復興まちづくり計画検討部会の中でも議論されている居住想定世帯数についてでございますけれども、一つは戻りたいと考えている世帯を元に1,200世帯。それから判断がつかない世帯のうち、今懸念として出されました除染、インフラ整備、それから企業再開等含めたところの推進をしていくという前提の中で、約半数である1,300世帯を戻ると町としては見込んで合わせて2,500世帯という想定をしております。

当然2,500世帯の中には、除染等の作業等で帰る方もいらっしゃるということを想定しておりますが、そういったことから町の見込みといいますか、それから町を再生していくに当たって最低でも5,000人程度の人口を目標にやっっていこうという目標数値としての世帯であります。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 本当に希望的で2,500世帯戻れば私も喜んでいいなと思います。でも現状を見てみますと、なかなかそれも厳しいのかという部分がありますけれども、これ昨日あったと思うのですが、まちづくり計画検討部会が開催されたと思います。その取りまとめたと聞いておりますが、先ほど行政報告にもありましたけれども、町民に配布した後にパブリックコメントが返ってきているわけです。273件のご意見があったということで先ほど報告を受けました。どのような内容が多かったか、わかる範囲で結構でございますけれども教えてください。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） お答えいたします。内容的なもので、先ほど報告にもありましたとおり273件、項目別にいきますと450件を超える項目になっていたかと思います。项目的にはさまざまあり

まして、ちょっとお待ち願いますか。

○議長（小黒敬三君） 暫時休議します。

（午前 1 1 時 4 7 分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午前 1 1 時 4 8 分）

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それではパブリックコメントの中身についてお話いたします。計画の早期実現、あるいは除染の関係、放射線量の心配の関係等含めて、さまざまな意見が出されておりますが、一番多くあるのは計画の早期実現の部分の、早くやってくれ早く計画実現してくれという要望が44件ございました。それと、あとは除染に関する部分が27件で6%ほどございます。あとはまちづくり全般に関しての具体的な提案、あるいは町の存続への不安等含めて28件ほど6%出ています。インフラの復旧整備の関係で23件、5%ほど出ています。それからあとは町内住宅の確保の関係、町内における復興公営住宅の要望であったり、自宅修繕の要望であったり、そういったところが34件、7%ほどございます。あとは、町内生活環境の中身で、高齢社会の対応であるとか、医療、買い物の充実といったことがないということを含めて22件で5%ほどございました。そういった形で全般に及んでおりますが、不安といいますか懸念の部分では賠償の部分であったり、あるいはそういったところも含めて賠償に関しては先ほどの質問にありました平等な賠償をしてくれということとか、東電への不満の関係ですとかそういった意見が11件、2%ほどございました。大まかなところはそんな流れになっております。中身は農林水産業の関係では、後継者の確保が難しいのではないかとか、そういったことのご意見等もいただいておりますし、戻るんであれば雇用の場の確保が必要でしょうと、当然であります。そういったご意見も出ておるところでございます。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） さまざまな意見があったみたいですが、私のところにも実は意見が上がっています。私は、復興計画は浪江町の将来に対して本当に大切な問題だと思います。今、問題にしなければならぬのは、除染したからとか線量が下がったから帰町して復興しましょうという話でなく、現在いまだにトラブル続きの福島第一原子力発電所が目の前にあるということなんです。私のところに1

通の手紙が届きました。その中にはこのような内容が書いてありました。「帰町は町復興のための大事な動きですが、その前提条件というのが、主に空間線量基準に考えられているように感じられます。3つの区域に分けられたときも、この線量によつての考え方です。しかし、私は線量を中心とした判断の仕方は非常に危険であるという旨を、計画策定委員会でも主張してまいりました。私は、帰町云々する前に1Fの廃炉作業が及ぼす危険度の評価、また中間貯蔵施設が浪江町に及ぼす影響度の評価をまずもって町民に知らせる義務があると思います。それがあって初めて町民は帰町の判断が下せるわけです。」いろいろ書いてありましたけれども、私も全くそのとおりだと思います。本人にこの手紙を引用させてもらってもいいですか、公表してもいいですかということで尋ねますと、どうぞ使つて、町長に読んでもらってくださいということでございまして、町長ご存知の方ですから、あとで読んでいただければと思います。このような町民の意見に対して町長はどう思いますか。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 大変その方はその方の考え方があると思います。私いつも言っているんですが、私いつも言っているんですが、私どもの災害時のときの人口2万1,000人でした。ですからいろんな意見、考え方2万1,000通りある。それをやっぱり収れんする、集約していくことが大切だと思います。その集約するために大前提になるのは、町民の方の命と暮らしが大切だということで、いろんな形で私も今まで踏まえてまいりました。その考え方ですけれども、大切なことだと思います。私もちょっと思い出してみてたんですが、平成25年3月7日に、原子力災害現地対策本部長、赤羽本部長ですが、このときに避難指示見込み時期についてのいわゆる決定書があるんです。帰還困難区域については平成23年3月11日から6年、そして居住制限区域及び避難指示解除準備区域については平成23年3月11日から5年。その後ろに、避難指示解除見込み時期についてということのタイトルがありまして4項目あります。その最後に、避難指示の解除は、避難されている住民の方々に元の住居に戻ることを強制するものではないということをやっているんです。これは憲法上、保障されている居住の自由です。やっぱりこういう形の中、いろんな選択肢が出てくると思います。そういう状況の中で、今の第一原発事故の収束、あるいは放射線量の高低の問題もあると思います。そういうことを全部総合勘案して、私ども町としては、帰町の準備の見込みは平成29年としましたけれども、今議員おたのだしのおおり、それは一つの前提条件として、やっぱり危険な区域には戻

れないということは当然でありますので、そういう状況を見ながらこれは解除をしていきたい。解除見込みがずれるのかどうかそれはわかりませんが、そういう状況を鑑みながらやっていきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 事故後6年を目安にということではありますが、帰町時期の変更に関してなんですけれども、昨年9月の定例議会でも同様の質問をさせていただきましたが、現在、除染作業においても、第1工区の一部しか進んでいないわけです。インフラ整備、また環境づくりも遅々として進んでいない今、あと3年で完了し、平成29年3月に解除することが出来るかどうか。早い段階のうちに私は少し先延ばしするというか、変更すべきかと思っておりますが、町の考えをお願いします。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 除染の遅れは前の議員のおただしにお答えしたとおり、2カ年半ずれ込んでおります。私どもインフラの復旧をする場合に、工程表、ロードマップをつくっています。そういうロードマップの中でいろいろと政府とは協議してきました。先ほど若月議員のほうから逆工程表の考え方もあるのではないかとことなんです、その工程表そのものが、やっぱりずれているということは間違いありません。ただ、その年度内にどれだけ圧縮して、どれだけ人材を登用して、予算を登用して縮められるかということも考えていかなくてはならないと思います。

したがって、今見直しという提案がございました。これから飯館村、それから葛尾村で1年延長ということが出てきます。それは私どももやっぱり工程表が遅れていますので、これから協議に入っていく状況になると思います。完全なる見直しになるかどうか、これはまだその推移を見ていかないとわかりませんが、そういう状況に入ってきているということは実態であると思います。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） これは当然今現在遅れているわけではございますが、これ工期が後ろが決まっていれば、当然除染作業でもすべてインフラ整備も含めてなんです、ではここまで戻らなくてはならないかなということで、除染の手抜きとかあとはインフラ整備の手抜きがないのかというのが一番懸念なんです。その辺も含めて、もう少しじっくりやっていただければと私は思います。

関連して、これ最後になります、仮に除染やインフラ整備等の環境整備が町の一部でしか出来なかったときでも、平成29年の先ほ

どお答えいただきましたのでこれはいいですけれども、解除は準備区域から段階的にやるのか。居住制限区域も含めて一括で解除する予定なのか、その辺も含めてお尋ねします。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 先ほどの現地対策本部長に出しました。先ほど答弁いたしました現地対策本部長に出したものについては、帰還困難区域が6年、そしてそれ以外については5年というふうに明記しておりますので、やっぱり6年のものについては順番的には一番最後かという感じがしています。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） そうしますと、居住制限区域も含めて、一応今の目安とすれば、目途として平成29年3月に解除する目途としているということですのでよろしいですね。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） これは、やはり除染の進捗状況、それからインフラの復旧状況を見ていかないと解除が出来ないということですので、段階的にインフラの復旧が出来たらそこが解除の対象になってくるのかということの対象にはなってくると思います。しかし、先ほどの前提条件あります。原発の問題とかお医者さん、福祉サービス機関の問題も出てきます。それから商店の方々の戻って買い物が出来るような状況になるのかどうかということもすべて包含されています。社会基盤と生活基盤の整備がきちんとできないと生活が出来ませんので、やっぱりトータル的に解除できるのかというとなかなか難しいということだと思います。

したがって順番的には、それが出来た段階からそういう区域が対象になってくるとは思いますけれども、現実的ではないということだと思います。

○議長（小黒敬三君） 5番。

○5番（平本佳司君） 以上で、私の質問を終わらせていただきます。

今後もしっかりと我々議員もそうなんですけれども、町としても復興も含めてですが、今現在避難している方々の一人ひとりの生活再建も含めて努力していただければと思います。ありがとうございました。

○議長（小黒敬三君） 以上で、5番、平本佳司君の一般質問を終わります。

○議長（小黒敬三君） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

(午後 0時03分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

(午後 1時30分)

◇松 田 孝 司 君

○議長（小黒敬三君） 6番、松田孝司君の質問を許可いたします。
6番。

[6番 松田孝司君登壇]

○6番（松田孝司君） 6番、松田孝司といます。議長の許可を得て一問一問方式により質問事項は事前通告のとおり一般質問をさせていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。

今日の質問事項としては、現在の生活避難環境について、復興に向けて私は考えていること、そして町民の方から言われたことなどを参考にしながら質問をさせていただきますと思います。

今月に入り、新聞、マスコミの報道では東日本大震災、福島第一原子力発電所事故から3年目ということで毎日のようにいろいろな記事が賑わせています。ただ、ふるさとを追われた私達の思いを伝えるべきことが、いかにも少ないように感じられています。

未だに福島第一原子力発電所事故の責任の所在も国の責務もはっきりしていません。国も、大砲で言えば空砲を放ち、現実味のない見栄えのよい言葉ばかり言っています。なかなか具体的に中身のある即効性のある、まずは復興公営住宅を造って来ていません。今遅ればせながらも岩手県や宮城県、そして我が福島県でも自然災害に遭われた人達の復興公営住宅が完成し、引き渡し、入居を始めているところも出始めていると聞いています。

私一人の思い込みかもしれませんが、確かに自然災害で被害に遭われた人達も本当に大変だと思います。しかし、私達は家もあり、何もかも普段どおりで、すぐにでも壊れたところを直しながら明日に向かって進もうと動き始めようとしていた矢先に、私達に何も知らせずに国のトップの総理大臣の避難命令でふるさとを追われているのです。現実には、いつ元通りのふるさとに帰れるか、先行きの見えない私達にこそ自然災害に遭われた人達と同等か、それより早く国は復興公営住宅を与えるべきだと思っています。高齢者の方には時間がないのです。何年後とか言ってられません。今日一日を精一杯頑張っているだけなのです。仮設住宅に住んでいる私もそうですが、多くの高齢者の方は仮設住宅では亡くなりたくないという人が大部分です。私も早いもので桑折駅前仮設住宅に平成23年7月か

ら、もう2年8カ月過ぎています。私は一人暮らしですから割り当ては、お風呂、トイレ、台所を含め部屋は押入れを含め6畳一間、実質4畳半一部屋です。総面積6坪に住んでいます。当初この仮設住宅の狭さに新鮮さと好奇心を持って入居しました。さすがに本当に狭いのは驚きと大変な思いで現在も暮らしています。荷物も置くところもなく、まずは棚作り、いちいち片付けないと床をとれませんかから今もってこたつなどは出してありません。

高齢者の方なども慣れない避難生活で周囲の生活環境に馴染めず、出歩かず、2年以上仮設住宅で暮らしていると、この部屋の狭さの環境を甘んじて受け、無聊を託って部屋から出なくなり、運動不足や病気がちになる方が多く見られています。

今年の正月3日に私の斜め向かいの部屋で一人住まいの高齢者の男性が亡くなっているのが発見されました。孤独死です。私の所にも警察の方が来ていろいろと質問を受けました。検視の結果、1日に亡くなっていたのではとの事です。

ただ、仮設住宅では町内のいろいろな地区からの集まりですから、顔を合わせれば確かに挨拶はします。行政区の人達とは付き合い方が全然違います。あくまでも表面的な付き合い方しかできません。ましてや仮設住宅で行事を催しても参加しない人は声をかけても部屋から出てきません。

年頭の挨拶で、足下の仮設に来たこともない復興大臣や県知事が、原発事故関連死を食い止め、孤独死対策を重点事項に挙げていたみたいですが、町として孤独死対策をどう考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） ご質問にお答えいたします。

健康で元気にふるさと浪江に帰町することが一番の目標であり、町民一人ひとりが町の宝であり、財産と考えております。また、2万1,000人の町民の暮らしと、命を守ることが我々の使命と考えておりますので、従いまして孤独死はあってはならないものと考えております。孤独死対策は最優先事項の一つと考えております。

○議長（小黒敬三君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） 今、最重点事項だと言っていますが、現実的なことはどう考えておられているのですか。

○議長（小黒敬三君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） その主たる原因が長期避難による健康悪化、将来の不安等のストレスによるものと考えておりますので、現在訪問、見守り、健康相談を重点的にしながら心のケアに重点を

おきながら活動を実施しております。

また、同時に総合的なサポート体制を構築しまして、関係部署と連携をはかり対策を実施しております。

○議長（小黒敬三君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） 心のケアわかります。ただ、私は残念に思うのは、担当の方が意外と浪江町民は少ないのです。よその市町村から来ている人が大部分なのです。同じ町民だと触れ合いも近くなると思うのです。出来る限り、要望になるかもしれませんが、町民の方から同じ町民として語り合えるような相談員とか、心のケアをしてもらいたいと思っています。

次の質問に入ります。これも民生委員についてですが、時折仮設住宅に町民の方のもとを訪問することがあります。そのときにいろいろな話が出ます。その中で何人かの高齢者の方から、大熊町では町から名簿を渡され、民生委員が町民のもと歩いているみたいだから、町では民生委員は避難してから3年になるのに全然顔をみせていない。活動しているのかと私言われました。

私の仮設住宅の中にも民生委員の方が何人かいます。そして同じ行政区の民生委員の方からもある程度話は聞いていましたので、今は自分の住んでいるところの近くの人を待っているしかないんだと言いました。町の担当者からも話を聞きましたが、4月から今までの定員から2名増やして、行政区関係なく地域単位で動くと言っていました。県内では、会津地区には民生委員がいないので、郡山市から通って活動すると言っていました。それならば冬場などの環境が違って活動が大変ではないかと思えます。

いままでの民生委員は、行政区単位で活動していたと思えます。お互い地域に住んでいますから、日頃いろいろな情報は入ってきていました。訪問しても雑談などをしながらその人の状態が具体的に見れたと思えます。民生委員の人が言っていたのですが、地域単位で同じ町民でも行政区が違っていると、あまり深入りはできないと言っていました。表面的に元気なら、それ以上は深く立ち入れないと言っています。それで避難後の民生委員の役割、果たして避難前と同様に活動できているのかお伺いいたします。

○議長（小黒敬三君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） ご質問にお答えします。

民生委員の活動範囲に関しましては、2月の定例会で活動範囲を福島県の避難先をブロックごとに分けまして訪問活動をするということに決定しました。

まず、相双地区を相馬市、いわき市、県北、県中、県南方部とし

まして、訪問相談等を中心に避難前の活動に近づけるように活動できるものと考えております。

○議長（小黒敬三君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） 回答はそれ以上はできないと思います。

ただ、結局、行政区の場合は深く、細かく常に座談しながらでもやはり相手の状態が見れたわけです。今度はやはり同じ町でもその人が元気ならそれ以上は確かに深く立ち入れないと思うのです。それ以上言ってもどうしようもないかもしれませんが。

今、認知症のケアにユマニチュード療法とあります。そして認知症を予防する療法なんですけど、それは思いやりとなるんですが、まずそういう講習会をやる考えとかはありますか。

○議長（小黒敬三君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） 浪江町では現在ここにオレンジリングというものがあるのですが、認知症サポーター、要するに地域で皆さんで支え合いながらやるということで、オレンジのリングがある方は講習会を受けた証明でございます。それをできれば2万1,000人の方に講習会を受けまして、避難先のどこでも地域ともども共同でできるように今考えております。

○議長（小黒敬三君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） よろしくお願ひしたいと思ひます。先ほどいひました2万1,000人に全部をケアするのは確かに大変だと思ひますけれども、どこ行つても浪江町民です。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に入りますが、現在、避難前の行政区とは別に借り上げ住宅自治会、仮設住宅自治会が立ち上がつて町民の繋がりをも深め、絆づくりに勤しんでいます。

ただ、せっかく自治会を立ち上げてても名前だけで、特に高齢者の方などは土地に馴染めず車の運転もできなく、交通機関の利用できないとかで孤立化している人も見られます。避難前の家族体系も崩れ、一家族が幾つにも別れ暮らしている人も多くいます。名前だけでも自治会に入っている人は確かに良いのですが、その他の自治会に入っていない人、孤立化している人もかなり多いのではないのでしょうか。私の住んでいる仮設住宅でもかなりの人が体調を崩している人が多くなっています。昨日の新聞にも載っていましたけれども、要介護の認定を受けた高齢者も、浪江町でも4年前に比べ50%を超えて増えているそうですが、認知症などの症状が出始めている人も居ます。町民が集まっている仮設住宅でさえそうですから、孤立している町民は、より大変ではないかと思ひます。2月現在、仮設住

宅には約4,200人と聞きました。借り上げ住宅自治会に入っている人、合わせて町民の何割ぐらいいるのでしょうか。そして自治会に入っていないその他の町民に対しての孤立化防止対策をどう考えているのかお伺いいたします。

○議長（小黒敬三君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） それではご質問にお答えいたします。

今、自治会等に参加者は浪江町民の4割程度、大体8,000人ぐらいが加入しております。またその他6割の方になりますが、特に福島県内におきましては、県看護師による健康訪問。会津、相馬市、二本松市、本宮市におきましては、避難先の社協が協力いただきまして訪問活動を展開して心のケア等を行い、孤独死予防を行っております。また、町といたしましても要支援、要介護台帳を今作成をするために、町民の皆様から同意書をいただく事務を現在進めております。これにより、より具体的な支援策がなされるものと考えております。

また、平成26年度より福島市社会福祉協議会の協力によりまして訪問活動ができますので、福島の自治体等に参加しない方が大体2,000名おります。その方が訪問できますので、訪問活動をしまして予防策を講じていきたいと考えてございます。

○議長（小黒敬三君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） わかりました。生活関連で孤立化できるだけしないようによろしくお願ひしたいと思ひます。ただ、孤立したがつてゐる人も確かにゐるんです。浪江町から離れたい人もゐるのはゐるんです。ただ、多くの高齢者の方は本当に孤立化を望んでゐません。よろしくこれからもお願ひしたいと思ひます。

次の質問に入りますが、昨年12月に仮設住宅に除雪機械が配置されました。2月の週末、2週続きの大雪で私の仮設住宅では大いにフル稼働し、非常に助かりました。

ただ、私の住んでゐる仮設住宅でも除雪機械の講習を受けた人は何人かいたみたいでゐます。結局誰もさわらないので、私は昔除雪を担当したことがありましたので、除雪機を運転して除雪を行いました。皆さんもご承知かと思ひますが、除雪はある程度積もったら除雪しないと、積もったあとでは大変な思ひをします。雪が降り続き、時には横なぐりの吹雪の中、鼻水を垂らしながら朝6時から夕方6時まで私は1人で一日中、仮設住宅の通路の部分を除雪しました。

夕方になると20センチ積もってゐました。はっきり言って仮設住宅には若い人、特に機械を動かす人が少ないんです。大部分仕事に出かけ、残つてゐる人は高齢者の方が大部分でゐます。除雪機械を動か

すくらは誰でもできると思いますが、お金を貰えない寒い中、鼻水を垂らして長時間除雪機を動かそうなどは誰も思わないと思います。排雪口の角度や方向などを考えながら雪を飛ばす方向を考え、歩く速さなど考慮しながら操作しないと、窓ガラスや車のガラスに小石が飛んで大変なことになります。今回、所用でよその仮設住宅を訪ねたら、除雪機械を使用したところが少なかったみたいです。

除雪もそうですが、仮設住宅には何でもかんでも自治会の役員にしわ寄せが来るんです。だからなかなか自治会の役員もなり手が少ないです。もう少し役場でもバックアップをすべきではないかと思えます。本来ならば町長はじめ役場職員も、私達議員も各仮設住宅に住んで町民の世話をすべきだと言っている人も数多くいます。富岡町では除雪担当の人もいるようなことが新聞に載っていました。それからマイクにカラオケ機能が付いた機械も各仮設住宅に配置されていると思います。なかなか高齢者の方には新しい機械には馴染めなくて使えないので、みんな使わないであります。町にお聞きしたいのは、そういう機械の配置、配布したあとの使用状況の有無の把握をしているのでしょうか。せっかく配置・配布しても宝の持ち腐れではいけないと思えます。

町としても、確認をして使用していないなら、機械を使いこなせるマンパワー、仮設住宅では動かせる人は少ないので人的支援などもすべきだと思えます。どう考えているのかお伺いいたします。

○議長（小黒敬三君） 生活支援課長。

○生活支援課長（佐藤良樹君） ご質問にお答えします。

仮設住宅の進入路、駐車場等、共同施設の除雪につきましては、今回協力いただいた周辺の個人を含めまして、今回の積雪を想定し、次に繋げていきたいと考えているところでありますが、各仮設間の通路等の確保につきましては、今回同様入居者及び自治会での対応をお願いしたいと考えております。

また、年末に配置した除雪機の使用状況の確認を含めまして、除雪機の操作等につきましては、納入業者等に依頼し、また何回かの講習会を実施したいと考えているところでございます。各仮設の立地条件、規模等により違いがございますので、今後の精査のうえ、除雪機以外の設置の機器等を含めまして、対応については検討していきたいと思えます。

○議長（小黒敬三君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） せっかくあるのですから有効に使ってもらうためには、除雪機を動かした人にいくらかでも手当をやることも考えるべきだと思えます。天気のいいときならいいのですが、本当に吹

雪の中は大変です。本当に寒い中やっているので、それなりの報酬とは悪いんですが、ある程度の手当も考えるべきだと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（小黒敬三君） 生活支援課長。

○生活支援課長（佐藤良樹君） 現在のところ除雪機の操作等につきましては、自治会を中心とした入居者の方をお願いしているところでありまして、油代等につきましてはこちらのほうで出している経過にもございますが、その辺につきましては検討させていただきますが、今のところその予定といいますか、何とか自治会のほうで講習会等を含めまして、一定の操作ができるよう準備はしたいと思いますので、今のところ手当等は考えておりません。

○議長（小黒敬三君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） わかりました。なるべく町民でも、はっきり言って仮設の人は高齢者なんか大部分なんです。役場職員もそうですが、自分の目線ではなく高齢者の目線で動いてもらいたと思います。自分が若いから確かにアパートで雪かきは簡単にできるかもしれませんが。高齢者の方というのは、本当に仮設でおばちゃん一人で行っているところに雪かきしてなんては言えないんですよ。周りの人が協力してやっている状態なんです。町民の年齢に合わせて、高齢者の年にあわせて何とかその思いでお願いしたいと思います。

次の質問にさせていただきます。次は復興に向けていくつか質問をさせていただきます。

先ほども行政報告で町長は言っていました。復興住宅の入居選定によりますと、福島県復興公営住宅入居支援センターというところができて、ここですべて抽選による入居の選定を行うとなっています。町としては相談に対応できる体制をとってまいりたいと乗りました。

現実を考えてみてください。今、町では復興計画策定をしている段階だと思います。町外コミュニティそういうことで動いているはずですので、県で抽選となれば完全に分散され、町外コミュニティがなりたたなくなると思います。そして、体の悪い人とか、高齢者が先に優先順位と聞きました。同じところに高齢者ばかり集まってしまうと、悪いけどそこに面倒を見る人がいなくなります。ある程度年齢層も偏らないようにすべきではないかと思います。

具体的なことはわかりませんが、まず町として復興公営住宅入居に際し、町の戸数の割り当てを受けて町で入居選定をすることを県に求める考えはあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） お答えいたします。

町外に整備が進められる復興公営住宅につきましては、基本的に県営住宅でありますので、入居に関する事務というのは福島県が行うこととなります。

今、お話がありましたように、2月14日には県の復興公営住宅の入居支援センターが開設されまして、入居に関する相談の対応が開始されました。このセンターにつきましては、4月以降に申し込み業務を合わせて行うということになっております。町としましては、入居者の選定業務は、先ほども申し上げましたように町で行うということは考えておりません。ただ、入居者の住民ニーズもさまざまであり、また住宅の建設交渉との関係等を勘案すれば、議員が要望されているような行政区単位での入居自体もなかなか厳しい状況があると認識をしております。それぞれ各行政区の方であっても、それぞれのニーズによって分かれてしまうということもありますし、入るところもまた別になってきますのでちょっと難しいのかと思っています。

ただ、議員が懸念されているような高齢者だけの住宅にならないような入居政策については県のほうに配慮を求めているところでございます。

○議長（小黒敬三君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） なんでもかんでも県でやるというのはいいのですが、せっかく町外コミュニティ、復興計画を作っているのですから、県にも言って、町でもここまでは入居選定をさせてくれという権利はあると思うのです。それを県に任せて年齢は隔たらないように言っていますが、現実には町外コミュニティとしては成り立たないのではないかと私は思っています。もう少し検討をお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。町では平成29年3月に避難指示解除を目指すと言っています。もう3年先、目の前に迫っています。避難してから3年が経ったのです。復興公営住宅ができるのは早くても今年の秋から浪江町の分だと桑折町が今年度入居出来るかもしれませんが、あとは早くても復興公営住宅は来年度以降になると思います。

町外コミュニティ、今回の避難によって多くの町民はいままで何気なく暮らしていた平凡な生活を失って、一人ひとり十二分に物語の主人公として成り立つような先の見えない生活を送っています。私たち町民は町があるからの町民ではないと思います。町民がいるから町として成り立っていると思うのです。これから先、なんの光も見えない中、町民は今それぞれの地で暮らしています。高齢者の

方は復興公営住宅が終の棲家となるかもしれません。避難して3年が経っていますので、それぞれの思う場所に安住の地として住まわせるべきではないでしょうか。町が決めるのではなく、町民の求める場所に集約すべきではないかと思います。町の、できるだけ3カ所にといい思いはわかりますが、意向調査に沿ってもっともっと町民に寄り添って調整を心がけるべきだと思います。

前回の定例会議会でもいいましたが、今ふるさとを追われた中での非常時です。先ほど町長も言っていました。もっともっと声なき声を真摯に、きめ細やかに町民の声を聞くべきではないかと思います。そして復興計画も、町民の意思の中、そのときどきにあわせ、変化もやむを得ないのではないかと思います。町外コミュニティ、いつまでも3市にこだわることは無理があると思います。町民の住みたいと思う場所に集約すべきだと思います。町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） お答えいたします。

復興計画にうたわれている町外コミュニティというものの整備の関係ですが、目的としては今議員がおっしゃるようにふるさとが生活できる環境になるまでの一定期間を要するということから、町外で安心してできる環境整備をしたいということがその目的でございました。

その中で、受け入れ自治体の既存施設、あるいはサービス利用等のとの観点から利便性の高い市街地に近接した場所にできるだけ集約をして分散しないような配慮をしていきたいというのが復興計画でうたっている町外コミュニティの理念でございます。

その関係からいきまして、当初町民アンケートのニーズ高いいわき市、南相馬市、二本松市の3カ所にといいことで設置をしたところでございます。これは、基本的には行政機関も含めての町外コミュニティということの設定の仕方でありまして、公営住宅につきましては必ずしも3市に集約するということではございません。議員がおっしゃられましたとおり、それぞれ意向調査もされておりますし、それに基づいて県営の公営住宅を建てているところについては浪江町民も入ることを前提として今要望しているところでございますので、そういった形で今後も進めていきたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） はっきり言って、町外コミュニティもさっきの入居選定も一緒ですが、バラバラになると思うのです。できるだけそれをしないようお願いしたいと思います。

みんな集まるところに集まってもらわないと、ますます離れると思います。せっかく復興公営住宅に入って全然知らない人達がまとまってしまっただけでは町外コミュニティの意義がなくなると思います。もう少し町として深く立ち入って本当はやるべきだと私は思っています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に入ります。復興計画策定委員会が立ち上がったのが一昨年の6月からだと思います。私も平本議員とともに復興策定委員会の町外コミュニティ部会に応募して属していました。その中で、一昨年10月で第一次復興計画が策定されたと思ひます。そして9カ月ぐらい中休みして、また昨年7月頃から同じような復興策定計画策定委員会が動いて、また検討して、今回中間発表があるみたいです。私も興味がありましたので、何度か傍聴に行きました。昨年行っても、また同じことの繰り返しをやっていました。2年経っても復興計画策定委員会です。あと3年しかない中、避難解除指示を目指しているのなら復興計画策定委員会をいつまでも策定ではなくて、準備委員会とか復興計画推進委員会とかにして、来るべき避難指示解除に向かって進むべきだと思いますが、町の考えをお伺ひしたいと思ひます。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） お答えいたします。

現在の復興計画の策定委員会は議員おただしのとおり、平成24年6月1日から今年の3月31日までが任期となっております。今年度行いました町民協働による進行管理部会、あるいはまちづくり計画の策定部会の両部会も任期中の委員会ということも含めまして、策定委員会という名前でもって動いてきました。

ただ、任期も今月末で終わりますし、我々の思いとしても今せっかくつくった復興計画の着実な実施に向けて町長からもありましたが、これをどんどん推進していく場面に入ってくるという認識のもとで、これからは組織についても推進委員会的なものに変えていく必要があるんだろうと。より実施計画的な、それぞれの課題、課題に向けた委員会でもって、具体的な施策に向けた話し合いができるようなものにしていきたいということで、来年度は取り組んでいくことにしております。

○議長（小黒敬三君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） その気持ちでやってほしいと思ひます。

ただ、今現在の復興計画策定委員会のメンバーですが、帰らない人は結構多いんです。その人達の意向も結構強く感じられます。本当に帰って復興に向けて頑張ってくれるんだという委員を多く抱え

てほしいと思います。だからある程度、行政区から2人とか、各行政区から選んで計画するとかしないと偏った動きにもならないと思います。もう少し現実に、地域地域に沿った活動をしてもらえるように、本当に帰れる人で計画を進めて進行してほしいと思います。

次の質問に入ります。復興まちづくり計画の中間取りまとめ、先ほど言いました、各戸に配布されパブリックコメントの締切も終わり、最終とりまとめに入っていると思います。その中で、みんながつながるまちとうたっていますが、これからの出身地が異なる町外コミュニティやみんなが繋がるまちとうたっています。これからの出身地が異なる町外コミュニティや、浪江町に新たに住む方などとの新しいつながりにも配慮したまちづくりとなっています。

その中で、行政区の役割がぜんぜん見えてきません。出身地が異なる中、新たに繋がるには、結構浪江町に帰ると思っている人は高齢者が結構多いと思います。高齢者の方が、また新たなつながりを深めるのは大変だと思います。やはりリトル浪江的な形態で、行政区で帰還を希望している人など近くに集め、そして近くの行政区と広げ、本当に復興に向けていくべきではないかと思っています。町として、復興まちづくり計画の中で、行政区のあり方をどう考えているのかお伺いいたします。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） お答えいたします。

まちづくり計画部会の中でも、行政区についての議論があったとは聞いております。今回のまちづくり計画は、帰還が始まる当初の復興の足がかりである低線量の地域における考え方を主に議論してまいりましたので、行政区のあり方について詳細な議論には至っておらないようでした。今後の具体的な復旧・復興においても、浪江町のそれぞれの地域において事業が進んでいく。特に、先ほどの議論にもありました除染の問題であるとか、あるいは今後のまちづくりの問題であるといったところでは、当然のごとく地域の皆様との合意形成を図っていくことが必要となってまいりますので、行政区の果たす役割は大きいものだと思っております。

また、一方では、行政区が全体的に戻るという形になるのかどうか。それぞれ帰還された際にバラバラな行政区から来るということも含めて考えますと、また行政区に代わる新たな組織的なものが必要なのかということも検討していく必要があるのかと思います。そういったことも含めまして、町民の皆様と今後とも検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） 今、帰還困難区域でも、現実に浪江町に帰りたいという人はいるんです。いてもやはり近くに同じ行政区の人がいれば、これだけ復興として前に進むべきだと思うのです。ただ、なるべく帰りたい人をまとめるべきだと私は思っています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の質問になりますが、倒壊家屋の取り壊しについてお伺ひします。国では全壊や半壊までは国で解体を行うと言ひています。ただ、半壊までいっていなくてもガラスは割れて動物が入り放題、家の中がめちゃくちゃになって、動物のフンなどの匂ひもきつくて片付けるのも大変だから、いっそ解体してもらいたいと多くの人と言ひています。

これから避難指示解除しても人の住まない半壊までいってない家がぽつんと残っているのも、また復興の妨げになると思ひます。あと帰りたいくても、もう浪江町に戻れないと思ひている人も解体を望んでいる人は数多く居ると思ひます。国で解体するのですから、町では何とも言えないかも知れませんが、家屋の取り壊し、国で半壊以上は行うと言ひっていますが、半壊以下でも取り壊しを望んでいる人の対応は、町ではどう考へているのかお答へ願ひたいと思ひます。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） ご質問にお答へします。家屋の解体撤去の件でございますが、罹災の程度が半壊以上と判定された家屋につきましては、所有者の申請に基づき環境省が解体撤去を行うことになっております。一方で、罹災の程度が半壊未満であるものの長期避難により荒廃した家屋について、町民より国による解体の要望があることから、復興庁を中心にこれらの取り扱ひについて検討中と伺っております。

いずれにいたしましても、解体撤去の要望が多いことから、今後も国に対し方向性を示すよう要望してまいりたいと思ひております。

○議長（小黒敬三君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） これで質問が最後になりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。やはり町民の方も期待していると思ひます。現実的に帰りたいくても帰れない。その中で、町の動きでどうにでもなると思ひます。町として町民の目線に立ってよろしくお願ひしたいと思ひます。これで質問を終わります。

○議長（小黒敬三君） 以上で、6番、松田孝司君の一般質問を終わります。

◇馬 場 績 君

○議長（小黒敬三君） 次に、16番、馬場績君の質問を許可します。
16番。

[16番 馬場 績君登壇]

○16番（馬場 績君） 日本共産党の馬場績です。

質問の第一は、豪雪と町の対応についてであります。2月は二度にわたる大雪に見舞われました。まず、豪雪による町民生活の被害状況と調査結果についてお答えください。

私は、2月15日、昼も夜も携帯メールや電話が来ました。既に仮設は大雪にふさがれ、恐怖をにじませた電話でした。16日早朝6時30分頃、渡邊副町長に除雪の要請、17日、可能な限りの現地調査、町との連携、共産党県議団を通して県にも要請、18日、町長に対し、豪雪被害から町民生活を守る4項目の緊急申し入れをしました。

1. 救急車が仮設住宅に入れないという事態も出ている。特に命の危険に直結する透析患者や急患などのために確実な通院手段の確保に特段の配慮を行うこと。

2. 仮設避難者はもちろん、高齢者や障がい者の日常生活と、子供たちの通学など生活弱者の安全確保のために、住民が自主的に除雪作業を行う場合には有効に活用できる車両や機械の手配など町が責任を持つこと。

3. 「雪の搬出ができない」、「室外機が作動しない」など豪雪の被害と生活の影響について実態調査をし、早急に町独自にでも対策を講じること。いわゆる人的対策も含めてということになります。

4. 県内各地の仮設住宅の除雪対策は、基本的には設置者である県が予算確保のため責任を持つべきであって、その対策を講じるよう強く求めること。この4つであります。これに対して町はどのように対応されたか、基本点をお答えください。

全町避難という特異な状況下で、豪雪対策の地域防災計画はどのようになっているのか。特に、仮設住宅設置者である県との連携強化が不可欠であります。どのように見直し、拡充していくのかお答えください。

二、続発する原発のトラブル問題と対応についてであります。

安倍総理は昨年9月、I O Cオリンピック招致のプレゼンテーションで「汚染水の状況はコントロールされている」、「必ず責任を完全に果たす」と豪語し、世界を欺きました。ところが東電は、去る2月20日には第一原発タンクから2億4千万ベクレルと言われる高濃度汚染水100トンが漏れ、直接海に流れ出た可能性もあり再評

働中であると発表しました。汚染水配管管理の過失、そればかりか昨年8月に地上タンクから漏れた汚染水約300トンについても1リットル当たり8千万ベクレルと公表していましたが、去る2月24日、その10倍、8億ベクレルになると訂正しました。訂正では済まされない「データ隠し」そのものであります。

さらに、第一原発4号機と6号機での相次ぐ使用済み核燃料プールの冷却停止など、原発避難の我々町民と県民の不安を増幅させる事態が続発しております。国が責任を以って、「放射能で海を汚さない」ことを大原則にし責任ある対策を求めるべきであります。町長は、続発するトラブルや情報隠し、汚染水対策について、国、東電に対して改めて厳重な申し入れをなされたかどうかお答えください。

さて、大震災と原発震災からあと5日で丸3年になります。原発事故の原因はいまだに解明されず、この間、浪江町の震災関連死は317名と報道されておりましたが、今朝の行政報告では316名になっております。直接死を大きく超えました。溶け落ちた燃料がどこにあるのか特定できず、ひたすら注水するのみ、汚染水は増え続け、事故収束の見通しは、さらさら立っておりません。こうした中で、我々の避難生活が続いているわけであります。何よりも原発事故収束と県内原発10基廃炉、そして原発ゼロの願いを実現することは浪江町と双葉、福島県復興の前提であると考えます。

ところが、非常事態と長期避難が続いているにもかかわらず、国も、東電も「収束宣言」を撤回もせず、第二原発の廃炉も明言しておりません。再稼働するつもりなのでしょうか。オール福島の願いである「事故収束宣言の撤回」と全基廃炉について双葉8ヶ町村と県が改めてスクラムを組み、国、東電に求めるべきであります。町長の見解をお示しください。

政府は原発を「重要なベースロード電源」と位置付け、原発再稼働を明記したエネルギー基本計画を年度内に閣議決定を予定しています。当初の「基盤となる重要なベース電源」という表現を変えただけで、再稼働前提の計画であることに変わりありません。

何が問題なのか。一つは、原発がいったん事故を起こせば人の手ではコントロールできない危険が我々の目の前で示されました。未完の技術であることは論を待ちません。

2つは、原発再稼働反対の世論が大きいということです。3月2日に報道されましたが原発30キロ圏内156自治体のアンケート結果によれば、再稼働容認すると答えたのは、条件付き容認を入れても37自治体、全体の2割にとどまっていることが明らかにされました。

政府は何故こうした国民、県民、市民の不安の声に耳を貸さないのでしょうか。

3つは、我々全町民が避難を余儀なくされ、事故収束の見通しもたたず、使用済み核燃料処分さえできないというのが核エネルギーだということにあります。

原発は「コストが安い」、という政府と事業者の宣伝は果たして正論でしょうか。ノーであります。原発にこだわるあまり核燃サイクルの幻を追い、動かぬ「夢の原子炉」、もんじゅにこれまで国費1兆円、20年の年月と2兆1,900億円を投じ、いまだに「試運転」としか言いようのないのが青森6か所村再処理工場であります。また、電力関連予算の7割を原発推進に回してきたのがこれまでの政治の現実です。そればかりではありません。福島原発事故の莫大な「コスト」は鼻からこれを除外しているのです。これまで再生エネルギーの取り組みを形ばかりのものでお茶を濁してきた歴代政権の政策にこそ根源的な問題があり、今こそ本腰を入れて、再生エネルギーの普及に転換すべきであります。

そこでお尋ねいたします。原発の再稼働を前提としたエネルギー基本計画に対する町長の見解と、全町避難の町長として、あるべきエネルギー政策についてどうのお考えをお持ちなのか、またその施策についてお示しいただきたいと思えます。

三、復興の諸問題についてであります。

政府は昨年12月20日に「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」、いわゆる「福島復興指針」を示しました。あれから3年が過ぎた被災者の現場の声は、「被災者の暮らしが見えてこない」、「被災者支援の形が見えない」ということでもあります。そこに物差しを当てて「復興指針」をみれば、おのずと問題が見えてくると思えます。「指針」には「国は、住民の方々や地元自治体が、将来に向けて多様な選択が行えるよう、十分な支援策を用意し、福島の再生を実現してゆく。」とあります。

では現実はどうでしょうか。なぜ「仮の町」が3年経った今でも絵に描いたままなのですか。なぜ復興住宅がいまだに一戸も完成しないのですか。なぜ被災者が自ら家を建て、家を買って求めなければならないのですか。なぜ災害関連死や孤独死が後を絶たないのですか。なぜ事業の再開が進まないのですか。なぜ被災者の親子が不登校に悩まなければならないのですか。なぜ借上げの人は孤独に悩み、仮設の人は隣人同士が除雪のことでさえトラブルになるのですか。なぜアルコールに依存するようになるのですか。なぜ生活不活発病の被災者が増えるのですか。それは自己責任でしょうか。その

一言で果たして避難者は納得するのでしょうか。私はそうでないと思います。個人の力ではどうすることもできない現実があるわけがあります。復興加速、まさに空疎な言葉に聞こえてなりません。原発震災という希代の社会的問題であることを直視すべきであると私は思います。

一方政府は、破たんさせるべき東電を破たんさせず、メガバンクや株主にも負担を求めておりません。そればかりか経済産業省が三井住友銀行に対し「融資保全」を約束したと報じられております。また、交付国債もこれまでの5兆円を上限9兆円に拡大したことは加害者の東電救済そのものであります。一体国はどちらを向いているのでしょうか。

私は戻りたい人も、戻りたいけれども戻れない人も、戻らない人も、どこでも、だれでも被災者全てが生活と生業が再建できるまで国と東電は責任をもち、おかれている現状を真正面から受け止め、スピード感のある支援をすべきと思います。

おかれている現状は、今、私が申しただけに限るものではありませんが、「指針」とのかい離には埋めがたいものがあることは皆さんもおわかりいただけたと思います。復興指針の基本原則と具体施策はどうあるべきと考えるか、トップリーダーの町長にその所信をお示しいただきたいと思います。

2月県議会で住宅整備費用116億円が減額されました。3つの町外コミュニティの建設計画内容に変更はあるのか。それ以外の市町村の入居希望と建設計画はどのように計画をされているのか。戸建てを含む災害公営住宅建設の市町村別、年度別計画をお示しいただきたい。

生活再建と住宅整備は一体であると考えます。何が求められているのか、具体的に二つの提案をいたします。一つはいわき市のように災害公営住宅家賃減免制度設計についてであります。いわき市では独自に減免制度を作り3年間は50%、4、5年目は25%の減免するというものです。浪江町での対応をお聞きしたいと思います。

2つは、国の被災者生活再建支援制度の見直しと、持ち家新築・購入に対する町独自の助成制度の創設であります。国の被災者生活再建支援制度は原発事故は対象外であります。このことがいかに理不尽かは先ほどの同僚議員の質問にもありました。損害賠償とは本質的には異なる「生活再建支援」として制度の対象にすることを国に求めることと合わせて町独自の制度をぜひ検討すべきであります。以上2つの提案についてお答えください。

先の見えない復興のさなかに消費税増税とは、如何にも国民と被

災者を置き去りにした政治と言わざるを得ません。3年間の復興特別法人税は1年前倒しで廃止し、8,000億円も減税するのに、これまた被災者と一般納税者には今年度の所得税に2.1%、25年間。住民税は来年度申告から1,000円、10年間、上乗せ増税するというものであります。消費増税など復興と生活再建を阻害することはあまりにも明らかであります。これが果たして成長戦略と言えるでしょうか。この復興増税について発災前のベースで試算した場合、町民負担増の影響はどれほどになるのか。

また一般会計で処理されている公共料金分は納入しなくてもよいことになっていますが、学校給食や上下水道など4月からの増税転嫁の対応と影響についてもお答えください。

復興と除染の問題であります。

浪江町でも一部ではありますが本格除染が始まりました。しかし浪江町の汚染面積からすれば、99%が手つかずということでしょう。2点お尋ねします。

1つは、浪江町と環境省で取り交わした実施計画では「追加被ばく線量年間1 mSv以下、(毎時0.23 μ Sv) となることを目指し」とあり、結果について「点検・評価し」、「適切な措置を講ずること」とあります。除染の目的は、住民の命の源である環境汚染の正常化であることは明らかであります。実施計画を素直に読めば再除染もする、ということであります。ところが避難解除を具体的に検討している市町村では今何が起きているか。現実に起きている問題は、再除染と健康管理を求める住民の要望を環境省は「高線量の場所に限定する」と突き放していることでもあります。追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを長期目標とせず、再除染の徹底は担保されているのか、お答えをいただきたい。

2つは、3年間延長し平成29年3月までとする実施期間の確実性についてお尋ねいたします。

仮置き場の確保は先ほども議論されましたけれども、困難が予想されます。もちろん住民合意が前提であります。町、県、国の公用地も検討されているのか。仮置き場の全体見通しと事業者や作業員の確保に問題はないのか、実施期間との関係でお答えください。

四、中間指針第4次追補についてです。

昨年12月の4次追補では、事故発生後7年目以降の帰還困難区域については、精神的賠償の700万円追加賠償する、とはいうもののこれで打ち切り、居住制限区域・避難指示解除準備区域においては避難指示解除後1年を目安に賠償打ち切る。ほかの場所に住宅を確保した場合には、その時点で避難費用の支払いは打ち切るといった

一方的な打ち切り宣言であります。

こうして被災者を分断し、さらなる精神的苦痛を背負わせ、賠償の終わりだけは決めようとする指針は受け入れがたいと言わなければなりません。どうあるべきか。就労損害もその一つであります。東電は「あと一年で打ち切り」など一方的で全く実情にそぐわない、根拠のない打ち切りは撤回し、あくまでも被害実態をふまえた十分な賠償を継続するのが加害者である国と東電の責任であります。国にあらたな指針を策定するよう県や、国に強く求めるべきであります。町長のお考えをお示しいただきたいと思っております。

そもそも除染の計画すら示すことができない、故郷を失う帰還困難区域での精神的損害賠償に上限を設けることなどは、世間の常識では考えようがありません。被災地と被災者を切り捨てるものであります。結果的には住民の意思に基づかない高線量地区でも帰還を強制し、あとは「自己責任」に任せるかのような態度であります。

指針が言う「合理的かつ柔軟な対応と同時に被害者の心情にも配慮した誠実な対応」を対東電との関係で絶対言葉だけにしてはなりません。

当然のことながら、帰還困難区域以外でも生活再建には避難先での住宅確保は必要であり、このことも先ほど来議論されております。その後避難元に帰るための費用賠償の明確化や、住宅確保にかかる損害では合理的理由などと勝手に判断できるものではなく、住宅、宅地の損害に区域による格差を設けないことでもあります。「すべての損害について、損害の範囲を幅広く捉え、被害者の生活や事業の再建」へ向けた「完全賠償」を去る2月8日、これは先ほど産業・賠償課長も国に行って来たと言及されておりましたが、福島県原子力損害対策協議会が緊急要求として要望した、区域の線引きで町民を分断しないことを基本にした指針を新たに策定するよう国に求めるべきであります。明解な見解をお示しく下さい。

五、甲状腺がん健康・医療対策について。

去る2月8日、福島の18歳以下の子供甲状腺がん確定33人、疑い41人、合わせて74人という衝撃的な報道がありました。浪江町ではその中に2名が該当しているということです。県内の2次検査対象は1,796人、疑いを含む確認割合は4.23%と異常に高いことがわかります。二次検査を受けていない人が306人おります。福島医大と放射線医学研究所が原発事故による内部被ばくとの因果関係はこれから研究調査する、と去る3日に初めて明らかにされました。浪江町でのA1、A2、B、C判定の結果と検討委員会の結果に対する見解をお示しいただきたいと思っております。

これまでの経過で特徴的なことは、健康調査検討会を重ねるごとに甲状腺がん患者が増加しているということであります。

したがって今後なすべきことは、県内、県外の未検査の対象者を最後の一人まで検査を貫徹すること。また、津島診療所の医療診療結果分析からも、さまざまな疾病と介護認定の増加など明らかにその障害が示されております。被ばくの不安は全町民にあります。そのためにも成人を含めた総合医療・健康管理を安心して何時でも受診できるように医療・介護の無料を制度化する必要があります。町独自で医療・介護の支援など何ができるかの真剣な検討も必要でしょう。同時に、県や国に対して「被ばく・避難障がい支援」これは私の造語です。「被ばく・避難障がい支援」などの制度化を強く求める必要があると思いますが、町の対応についてお答えください。

六、教育行政であります。

今、安倍政権の下で教育委員会制度の根幹を変える大改悪が進められようとしております。その中心は、政治権力が教育を支配する制度を作るということです。

その1つは、教育政策の基本も、教育の条件も、教員人事の方針も、すべて首長側に決定権を移すという中身であります。これでは教育委員会は首長の下請け機関となり、教育行政は政治から独立した、これまでの民主的な自立機関ではなくなるということであります。

2つは、現在は教育委員会が教育長を任命し、それを指揮監督しますが、今度は首長が直接教育長を任命し、また罷免するというものです。教育委員会の制度は残るものの、首長の政治的な考えで教育行政を左右することになってしまうということであります。

第3は、教育委員会に対する文部科学大臣の権限を強化し、直接末端教育委員会に対し「是正要求」ができるようにするということです。文字どおり上位下達であります。そして教育支配の仕組みを作りあげよう、国の思いどおりの教育行政をさせようという意図がありありであります。

このように自民党安倍政権の「改革」案は教育委員会と教育への無制限の権力的介入と支配の道を切り開くものと言わなければなりません。

今必要な改革は保護者、住民、教職員、何よりも子供の声をきちんと受け止め、特に我々避難している教育委員会においては、なおのことであります。それを教育行政に反映させること、それは教育に対する政治権力の介入ではなく、憲法が保障する教育の自主性、自立性、民主的自由を擁護し、生かすことができるという改革であ

るべきであります。

このことについて、教育長と町長に今進められようとしている教育委員会「改革」案に対する見解を求めるものであります。

七、政治姿勢について。

最後に安倍首相の解釈改憲論と立憲主義についてであります。ご承知のように安倍総理は今国会で集団自衛権の行使について、政府の憲法解釈でそれができる、政府の一内閣の憲法解釈でそれができるといふ答弁をしました。歴代政府は「集団自衛権行使は憲法上認められない」としてきました。

これまでPKOなど自衛隊の海外派兵はありましたが、憲法の建前上、自衛隊は「後方支援」に限られてきました。それは先の侵略戦争から反省し戦争はしない、という平和主義が憲法の基本原理として生かされたからであります。

日米安保条約を結んでいるアメリカとの関係でも集団自衛権の行使それは出来ない、とこれまで国民に対して、国会で答弁をしてきました。これに対して集団自衛権の行使が出来るようになれば、日本に対する武力攻撃もないのに、他国に、第三国に武力攻撃があった場合、日本が相手国に対し武力攻撃ができる、別な言葉を使えば即ち戦争を仕掛ける、というものであります。

法律や条約のもとになっている憲法解釈をそのときの一首相、一内閣が変更するなど、多数を握ったからなんでもできるなどということであればまさに『多数のクーデター』であります。長年の国会議論を通してそれはやらない、出来ないとしてきたのであります。

解釈改憲で「戦争できる国」にするなど安倍政権の憲法破壊の暴走を何としても食い止めなければなりません。駄目なものはダメ、それが法の支配であり、立憲主義であると思います。平和憲法は世界の宝です。町長に安倍首相の解釈改憲と立憲主義を破壊しようとするその見解に対し、町長はどのような見解をお持ちなのか答弁を求めて一回目の私の質問を終わります。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 何点かにわたっての質問でありますので、順序よく答弁をさせていただきます。

まず、原発の続発するトラブルに対して、町は国、東電に申し入れたかということについてのご質問です。トラブル発生時は、常に国の資源エネルギー庁あるいは原子力規制庁、事故の当事者である東京電力と連絡をとりあい、事故状況を把握するとともに、東京電力に対しては万全な対策を講じるよう幾度となく申し入れを行っております。

また、福島県廃炉安全監視協議会による監視作業あるいは廃炉県民会議の席上でもトラブルが想定される事項について可能な限り意見を申しあげているところであり、2月17日発足した廃炉・汚染水対策福島評議会、これは赤羽経済産業副大臣を議長とした関係機関の会議であります。その席において、私が出席して人的なトラブルが相次ぎ発生していることから、汚染水対策における監視活動の強化、あるいは要員の確保、技術の継承、人材育成などについて国あるいは東京電力に申し入れを行ったところでもあります。

次に、虚偽の収束宣言撤回と福島原発の廃炉に対する見解を問うというご質問にお答えをいたします。収束宣言の撤回については、6月、9月の議会でも答弁申し上げたとおりでありまして、町としては幾度となく国に収束宣言の撤回を求めてきました。現政権の回答としては、1つは収束している状況ではないと認識している。2つ目は安倍政権においては収束という言葉は適切でないと考えており、現在まで収束という言葉は使用していないという回答がありました。現状の福島第一原発の事故後の対応、続発するトラブル等の発生状況をみますと、誰が見ても事故収束にほど遠い状況であり、この回答は当然のものであると考えております。

また、廃炉についての見解であります。収束にはほど遠い現状、あるいは廃炉作業における新たな技術開発の必要性、長期間の作業における技術の継承など多くの困難な課題があると認識しております。町としては廃炉作業の状況をしっかりと注視していくとともに、トラブルを未然に防ぐため、監視作業や各種会議の席上で可能な限り問題点を指摘し、抜本的対策を講ずるように求めていきたいと考えております。

次に、エネルギー基本計画に対する見解を問うということのご質問にお答えをいたします。この基本計画案については、現在開会中の国会の中でも取り上げられておりますが、与党の中でも慎重な姿勢を求める声も強く今後の動向を注視していく必要があります。

そこで、国のエネルギー政策上の問題であります。3.11の原発事故の原因究明と検証もいまだされていない状況です。私達避難者が被った原発事故の恐ろしさ、教訓、将来の見通しがつかない不安、そして事故炉の廃炉作業の困難さ、相次ぐトラブル等を目にすると、とても原発の再稼働を推進するような状況ではないと考えております。したがって、再生可能を中心に、今後はエネルギー政策を基本に、原発に頼らないエネルギー政策を考えていただきたいということに認識をしております。

復興指針の件について乖離があると、その基本原則と具体的視察

をどうあるべきと考えるか所信をお聞かせくださいというご質問ですが、この件については先ほど来から質問にございましたようにお答えしているとおりでありまして、まったく議員おただしのおり、非常に乖離があると認識しております。したがって、私ども町としては、そういう乖離については是正をしていただくように強く要請をしてまいりたいと考えております。

それから、中間指針第4次追補についてのご質問で、国に新たな指針を策定するかどうか町の対応をお聞きしたいというご質問にお答えいたします。

これも先ほど別な議員のほうにお答えいたしましたように、やはり私どもにそぐわない点が非常にあります。賠償の格差、いろんな格差を生ずることがありますので、その認識のもとにこの指針については改めて作成するように強く国に求めていきたいと考えております。

それから、教育行政についてのおただしであります。やはり教育行政がもっとも重要視すべきことは、政治的中立性そして安定性、継続性が損なわれないことであると考えております。首長が政治的な考えに基づいて過度に教育に関与すれば、教育の根本であるあり方について非常に左右される状況になりますので、政治的中立性は形骸してまいります。教育行政の独立性が和らぎ教育現場が萎縮することはあってはならないと考えております。したがって、現在の教育委員会制度は、この政治的中立性、安定性から申し上げて、現在の現状のままでよろしいのではないかと考えております。

それから、安倍首相の解釈改憲論と立憲主義の見解を問うということについてのご質問にお答えいたします。集団的自衛権の行使を含めた憲法解釈については、平和憲法の根幹にかかわる問題であると思っております。国民から見えるオープンな場所で、十分かつ慎重に議論をしていただきたいと思っております。

また、憲法とは、国家権力を制限して国民の基本的な人権を守る立場からなる国の基本法であります。そのときどきの政権によって解釈が自由に変更できるようなものであってはならないと考えております。

現在の日本国憲法は、平和主義、基本的人権の尊重など世界に誇れる素晴らしい憲法だと認識しており、地方自治体の長としての立場からもこれを擁護していくべきものと考えており、今後も国会等での議論を注視してまいりたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 生活支援課長。

○生活支援課長（佐藤良樹君） それでは1番、豪雪と町の対応につい

て。(1) 被害及び除雪の問題点と今後の対応ということで、はじめに仮設住宅の被害状況についてでございますが、雨樋のゆがみや接合部の破損、街灯の破損、風除室の雨漏り、テレビアンテナの破損、ガスボンベの設置箇所の屋根破損など共通した被害が出ております。

4項目の対応でございますが、1つ目の急患、透析患者の交通手段の確保については、今回、病院に送迎をお願いし対応した経過もでございますので、今後とも病院等、関係機関と連携して対応していきたいと考えているところであります。

2つ目の除雪作業を行う場合の車両や機械の手配についてでございますが、前段の急患等に対応するため、緊急車両の乗り入れなどに特に必要となる仮設進入路、駐車場、集会所周辺など共同施設の除雪につきましては、今回近隣の業者及び個人に除雪をお願いした繋がりを継続できるよう改めてお願いに伺いたいと思っております。

3つ目の雪の置き場、搬出等につきましては現地確認のうえ対応をしているところでございます。

また、エアコン室外機につきましては、積雪によりまして停止することから、こちらにつきましては各自治会に対応をお願いしたいところですが、さらに対応等につきまして周知等を含め対策を検討してまいります。

4つ目の豪雪対策、設置者である県との連携についてでございますが、開催中であります県議会の豪雪対応についての質問に対しまして、大雪時に応急仮設住宅を管理する市町村の要請に基づき、県が維持管理を委託している事業者が、団地内の除排雪を行えるよう検討する旨の答弁がございました。事業者等、具体的な手法は示されておきませんが、県、町一体となって対応できるよう協議を進めてまいります。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 復興の諸問題の中の(2)復興公営住宅の現状と町民の生活支援の問題についてお答えいたします。

復興公営住宅の状況でございますが、12月に出された二次の県の公営住宅の整備計画の中では4,890戸の整備を発表いたしました。前回、第1期と比べますと約1,200戸の増加となっております。これは8月に実施した意向調査に基づいた変更ではありますが、一次計画の3,700戸については平成27年度までの入居を目指して整備が進められるということになっております。4月からいわき市、福島市、郡山市、会津若松市に整備される復興公営住宅約500戸前後に

ついて募集が開始されることになっております。しかしながら、この1次募集については浪江町だけの数字ではなくて、富岡町、大熊町、双葉町、飯舘村の4町村も含まれた戸数となっております。今の段階では、計画されている意向調査で示された浪江町民が希望する2,067戸に比べればまだまだ足りない状況にありますので、今後予定される整備時期の見通しを示しながら、町民の皆さんが一刻も早く安定した生活を送ることができるような早期な戸数の確保を求めていきたいと考えております。

次に、町民の生活支援について2つのご提案をいただきました。1つ目の災害公営住宅の家賃減免制度の設計でございますが、県からは東京電力の賠償の対象になるとの説明を受けておりますので、町民の負担は生じないものと認識をしております。なお、具体的な内容については早く示すようにということで県のほうに求めているところでございます。

2つ目の件であります。生活再建支援制度の見直しに関しては、介護福祉課において自然災害だけではなくて、原発災害にも適用するようにということで再三に渡って制度改正の要望をしておりますけれども、未だ実現されていないのが実態でございます。

また、持ち家の新築購入に対する町独自の助成制度の創設ということでございますが、現在、持ち家新築等の助成制度のみならず、既存の生活支援制度というものが何があるのかということについての周知を図ることが必要であろうということから、新年度に向けまして各課で持っています支援制度についての冊子の作成を今進めている状況でございます。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高倉敏勝君） それでは増税のことに関連して申し上げます。発災前ということで、平成21年分の申告からの数字でございます。まず均等割納税者数が9,345名おりますので、町全体でございますと年間934万5,000円となります。当然これが掛ける10年分というふうに計算されます。

それから、所得税についてでございますが、こちらにつきましては、それぞれ税率が違いますので、総額のみで申し上げます。同じく平成21年分で9億5,971万6,000円でございます。これに税率プラス分を掛けますと2,015万4,000円の増となります。これに25年を掛けますと5億385万円が増加するということになります。

○議長（小黒敬三君） 教育次長。

○教育次長（鈴木敏雄君） それでは消費税増税による学校給食への影響についてお答えいたします。

現在、浪江小学校、浪江中学校の学校給食につきましては、二本松市の東和給食センターへ委託をしております。二本松市では来月4月からの消費税増税、給食用物資の高騰、炊飯手数料の値上げ、これまで8年間、給食費用を据え置きしてきたことなどを考慮しまして、平成26年度は値上げするものとしております。その結果、小学校については1食22円、中学校では1食20円の増となります。家庭への影響ということにつきましては、来年度の給食費につきましては、就学援助におきまして、浪江小学校、浪江中学校はもとより、それ以外の県内、県外に就学されているお子さんにつきましても、就学先の自治体または浪江町から助成されることとなりますので、保護者の負担は生じないこととなります。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 上下水道の増税転嫁の対応と影響についてお答えいたします。

平成26年度4月から消費税率の引き上げについて、今回議案として上程しております。消費税の増額は国の施策であり、町の上下水道事業が増収に繋がるものではありません。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） 復興と除染の問題についてのご質問にお答えします。

1つ目の再除染の徹底は担保されているのかについてでございますが、環境省は除染実施計画に基づき、まずは面的な除染を行い、除染実施後に継続的なモニタリングを実施し、除染効果が維持されているかどうか確認することとなっております。

また、フォローアップ等といたしまして、新たに汚染が特定された地点等があった場合や、再汚染が確認された場合にはフォローアップの除染を行うこととなっておりますが、町といたしましては再除染徹底を環境省に求めているところでございます。

次に2点目の町、県、国の公用地も仮置き場として検討されているのかにつきましては、当然先行的に調査検討をいたしておりますが、公用地の位置的なものや周辺の状況等を考慮した場合、なかなか難しい現状にございます。

それから、仮置き場の全体の見直しですが、昨年末のスケジュール見直しに基づき、3年後の除染完了を目指すこととしており、仮置き場の確保に向けて加速化を図る必要がございます。町は以前から環境省の体制の強化と仮置き場の確保に関し、優先的に取り組むことを要望しておりましたが、本年3月3日より環境省からの町常駐職員を1名体制から2名体制になったところでございます。また、

本年4月より、環境省の体制強化を図ることとなっており、除染の遅れを取り戻すべく加速化を図っていくこととしております。

次に、事業者や作業員の家屋に問題はないかについてでございますが、作業員をいかに安定的に確保するかが課題となっております。作業員不足は町除染等の遅れに直結するだけに国を挙げた支援をお願いしていかなくてはならないと考えております。

○議長（小黒敬三君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは甲状腺がん与健康医療対策についてのご質問にお答えを申し上げます。

はじめに、当町の判定結果と県の見解についてお答え申し上げます。去る2月7日に開催されました、第14回福島県県民健康管理調査検討委員会におきまして報告された当町の検査結果につきましては、受診者が3,223名、うちA1判定が2,106名、B判定が25名、C判定はおりませんでした。B判定25名のうち2名の子どもが甲状腺がんと診断されたものでございます。今回の検査につきまして、県の検討委員会からの見解は当町には現在届いておりません。

次に、未検者に対する検査の徹底についてお答え申し上げます。当町の未検査児童生徒数は12月末現在で422名でございます。避難状況もさまざまであり全国に広がっていることから、個々人に寄り添った検査体制をつくるよういままで県に強く求めてまいりました。現在、県が指定しました医療機関は全国82カ所となっておりますが、すべてにおいて対応できていないことも事実でございます。当町におきましては、対象者全員の検査実施をいままで基本としてやってまいりまして、未検者をなくすために仮設津島診療所を軸にひらた中央病院、さまざまな医療連携を結び、毎年甲状腺検査を実施してまいりましたが、未だ未検者422名がいるということは非常に残念でなりません。今後についてでございますが、仮設診療所の機能を町総合医療センターに移しまして検査体制の強化に努めてまいります。さらに、町独自で医療機関と検査に関する協定を全国規模で締結し、検査機会の拡大を図ってまいりたいと考えております。今その準備に取りかかっているところでございます。

続きまして、全町民の総合医療、健康管理に対する制度化の対応についてのご質問にお答え申し上げます。放射線被ばくの不安を抱えながら精神的、肉体的に疲弊した全町民の健康管理は安心して受診できる環境にあると考えております。そのためには医療費無料化の継続はもちろんのこと、恒久的医療費の無料化、健康手当の支給等を盛り込んだ被爆者援護法と同等の制度化が絶対であります。被爆者援護法の中には、介護手当も含まれておりますので、この法律

と同等の制度化をいままでも国に対して求めてまいりました。これからも当然のことながら強く国に対して求めてまいりますので、議員各位の今後ともご協力とご支援をお願いするところでございます。

○議長（小黒敬三君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 6番の教育行政につきまして、(1)教育委員会「改革」案に対する教育長の見解をお尋ねになりましたご質問にお答えいたします。

昨年12月の中旬に、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会が教育委員会制度について異なる2つの案を示す答申をいたしました。この度の自民党案につきましては、先の中央教育審議会答申に対して示されました懸念、あるいは異論を折衷する形で調整したものとの見方がありますが、今回の案に対しても既に各方面から多様な見解が表明されておりますので、さらなる検討が見込まれると考えております。私としましては、今後の動向を最大の関心をもって見守っているところでございます。

また私は、現職の教育長として現行制度のもとで職務に誠実であることを心がける立場でございますので、現段階でこのことについて云々することは差し控えさせていただくのが適当であろうかとも考えております。

ただ、教育委員会制度の改革論議は、いじめや体罰問題で教育委員会の対応が鈍く、責任の曖昧さを露呈したことから進められてきたとの見方もございます。私としましては、この点は厳しく戒めながらも、現行制度下での教育長として、さらに努力することで対応が可能であると考えているところでもございます。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） 除雪、豪雪と町の対応の中で、地域防災計画のご質問がございました。地域防災計画には、現在、震災後見直しがなされていない状況でございます。避難先で特に仮設住宅の豪雪対策についても盛り込んでいるところはございません。避難者が全国に長期的に避難しているという状況もございます。それも含めまして、現在、介護福祉課長のほうで答弁も先に申し上げましたが、避難行動要支援者名簿というのをまず作成して、そういった生活弱者の避難行動等も計画に入れていくという段階で、現在準備を進めているところでございます。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 豪雪の問題で全国避難ということも、それをどうするかということは、当然考えなくてはならないけれども、浪江

町では、他の市町村と一緒に入っているということもあると33、34なんです。川俣町とか南相馬市とか入れると。だから仮設住宅のもとでの豪雪、全然地域防災では今課長答弁があったとおりに想定していないんです。これは、想定外と言えれば想定外だけれども、現実には多くの町民がそこで生活しているわけだから、地域防災の対策として、これはきちんと整理をすべきだと思います。対県との関係でもどうするという問題も出てくると思うのですが、県がやらないとすれば県にもやらせるということが必要だと思います。

今度の県議会で共産党の長谷部議員が質問しました。地域防災についても防災対策を検討するという答弁があったというのが私の記憶ですが、だからぜひ地域住民、浪江町民の安全を守るということですから、そこは具体的にしてもらいたい。どうするかお答えをいただきたい。

豪雪のことだけ話しているわけにはいかないからだけれども、本当に聞くも涙、語るも涙。深刻。1つにするか、2つにするか考えながら話するしかないんだけど、例えばある仮設で透析患者が夜の10時に帰ってきたと。何で帰って来たと思いますか。パトカーに乗せられて帰ってきたんですよ。ところがパトカーも豪雪で中に入れな。どうしたか。その家族の人が隣の人に頼んで帰って来る道幅だけ雪はきをしてもらいたい。100メートルにわたって夜の夜中、15日の晩です。それこそ身の危険も省みず除雪に協力して、無事仮設に届けることができたという事実です。それは夜中に町で何とかしろということは無理かもしれないけれども、大きな立場からすれば、地域防災の中に各仮設の除雪をどうするんだ。人の問題、重機の問題、そして先ほども松田議員が質問していましたが、やはり人的動員はものすごいんです。これはどうするかはいろいろ検討する必要があると思う。一つの提案としては、一人区幾らとだせれば一番いいと思うけども、今それができないとするならば、自然災害と言えれば自然災害だから、これだけの二度にわたる豪雪に対して、各仮設に対して除雪費なるものの総合支援ということを検討すべきだと私は思います。

それは、ほとんどの仮設で人も出てやっているわけだから、特にあまりは言わないけども、若い人がいても若い人が出てこないとかばされる。私もどうしようもないからそれは。高齢者が多いということは先ほども松田議員も話しました。そういう中での除雪ですよ。私は、ある仮設に夜の9時頃行きました。本当に携帯カメラで写真撮ってきましたが、通路がないんです。次の日に行っても屋根と屋根が繋がっているわけだ。だから生命の危険さえある。そういう状

況を私は担当課だけではなくて、浪江町災害防災対策の最高責任者は町長なんだから、町長陣頭指揮のもとで防雪対策をやることが求められる。質問では言わなかったが、2月16日の朝6時30分です。悪かったけれども、副町長に電話した。何とも身動きがとれない。他から電話が来る。自衛隊出動という要請までして何とかお願いしたいとお願いしました。結果的にはそれは実現しませんでした、やはり住民の安全を守るといことです。ここが欠落してはだめ。最大の反省点だと思う。その反省にたって今後の豪雪対策するかどうか、端的にお答えください。

それから、廃炉の問題で、町長は2月17日の県の廃炉汚染対策協議会でも意見を申し上げたと言って答えていました。私は、東京電力も国も我々浪江町議会も県内全基廃炉求めましたけれども、県議会でも求めました。県知事も求めています。にもかかわらず、国も東電も廃炉を明言していないんです。そこですよ、大事なところは。ここは改めて原発のトラブルの問題と、収束宣言の撤回と第二原発の廃炉、町民の声として町長名で求める必要があると思いますが、どう対応されるかお答えください。

それから、復興の問題でいろいろ質問をしました。一つ気になったのは、いろいろ現状について、こういうことはなぜなんだということはずっと並べました。それと合わせて、私、町長の行政報告を考えていたのですが、こういう報告になっているんです。避難生活の改善から人生設計の個々人の選択へ向かう重要な時期だと。ターニングポイントだ。だから大きなタイムスケジュールで見方もできるかもしれないが、仮設で借り上げ住宅で全国各地で原発避難者ももんもんと生活している。これが実態ですよ。人生の生活設計、それはいつの時点でも大事だと思いますよ。しかし、おかれている現状からすれば、まだまだ被災者の置かれている実態を踏まえた被災者に寄り添った、生活支援が必要だと。NPOとか社会福祉協議会の対応も必要でしょう。だけれども復興の状況の判断としてターニングポイントだということになると、町民はやはり置き去りにされた感じがすると思います。そういう意味で、私は福島復興指針との関係で被災者の生活再建、生活支援の問題を取り上げました。改めて被災者支援のあるべき基本原則について、町長でもいい、課長でもいい、副町長でもいい、明快にお答えしていただきたい。

それから、いわき市の助成、家賃助成の話はしました。これは東電の賠償でということになっていますが、別な方法で言えば、東電賠償だから全額だけど、別な方法を考えればやはりいわきで作った市独自の公営住宅の家賃減免については、非常に心温まる目的を設

定しているんです。仮設住宅等の一時提供住宅からの移行による負担の軽減、早期の生活再建へ向けた市独自の支援、低所得者に対する負担軽減、東電賠償ということだから一律ということになるけれども、そうではなくて町として被災者に寄り添ったそういう考えが必要だと。その意味で持ち家制度に対する支援も必要だという政策展開が重要だということを私は求めたわけです。どうお考えになるかお答えいただきたい。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 再質問にお答えいたします。

まず廃炉の問題の件についての質問であります。これは双葉郡町村会としましても第二の原発に対しては廃炉、特に立地町も廃炉という決議をしておりますので、これは当然廃炉にすべき問題であると考えています。これはいろいろ8カ町村の町村会があったときも確認をして、政府等についてもその問題は提示をしているということでもありますのでご理解いただきたいと思えます。

それから、ターニングポイントの復興期の関係のご質問がございました。これは震災から3年、議員もいろいろ考えてみますと浮かび上がってくると思えますが、まず震災から3年間というのは所在確認、安否確認から始まって、健康保険証の再発行であるとか、住民票の再発行、それから罹災、被災証明、我々が一般事務で考えられないようなことが起きてまいりました。そして第二避難所の設営であるとか応急仮設住宅の建設、さらには借上げ住宅の手配等やってまいりました。この3年間の中で、町民の方のニーズにはなかなか追いついて行けなかったということがありますが、何とかこなしてきた。ここで3年経って、4年目から緊急の対応期からいよいよ復興の実現期にこれから入っていくということだろうと思えます。そういうことで、わずかながら一歩前進しながら、除染のことも本格的な除染が始まってまいりました。あるいは復旧工事も、請戸漁港を中心にして昨年11月から始まってきました。そして瓦れきの処理もこれからどんどん進んでいく状況にもなってきていますので、そういう状況を戻す人については、社会基盤、生活基盤の整備の礎はつくっておかなくてはならないと思うんです。

それから、戻らない人、この方々については、生活再建ができるような賠償の問題であるとか、あるいは私どもの町民との絆を深めていくように交流事業の展開をしたり、あるいは行政報告でも申し上げました端末機を利用して、双方向で連絡を取り合ったりできるような状況で生活支援をしていくということで、戻れる人、それから戻らない人、そして判断がつかない人、そういう視点に立った中

で、今後とも皆さん方に行政でできるものは、やっていきたいと考えていますので、ここがやはりいろいろ戻る人、それから戻れない人、この辺の時期が始まってきたのかなという意味でターニングポイントであるという言葉を使ったということでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（小黒敬三君） 生活支援課長。

○生活支援課長（佐藤良樹君） 豪雪についての対応でございますが、先ほど申し上げましたとおり、地域防災計画の中の豪雪対策について、早急に計画に入れることは当然必要なことと考えております。

しかし、見直しにつきましては、現状短期間で状況が変わる中、全面的な見直しは難しいと考えております。その中で、今回の豪雪につきましては、また同等の積雪が想定されますので、それにつきまして、それを想定しまして特化した形といいますか、そういう部分につきましては、検討を重ねてまいりたいと考えております。

[何事か呼ぶ者あり]

○生活支援課長（佐藤良樹君） それにつきましても合わせて考えていきたいと思ひます。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 生活再建の支援制度の関係ですが、先ほどお話ししましたように、まずは既存制度の確認をしているところでございます。その中では議員のほうからご指摘があったように、いわき市との施策も含めて今検討しているところでございます。その中で、町として何がいいのか、その辺の検討をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 何がいいのがあるのか検討するという事は非常に大事だと思ひます。ぜひ具体的に検討してください。そのうえで、今ある制度の矛盾なのです。被災者生活再建支援制度については、前回は基礎支援金で100万円、加算支援金で建設購入の場合は200万円、合計300万円の支援がある。これはあくまでも自然災害ということ。今回の東日本大震災と原発事故の避難によって我々はすべてを失ったわけ。この現実を災害という面から、どう位置付けるかということだと思ひます。私は各地で使っている言葉は、日本の歴史上、空前の国家権力による公害だと言っているんです。我々は何の責任もなくすべてを失ったわけ。自然災害によるすべての喪失もあるでしょう。原発災害の場合は、いつ終わるか分からない。家族とも兄弟とも友人とも、すべてバラバラにされたわけでしょう。その結果、ここで何度も議論しているような

孤独死や自殺の問題が出ているわけですよ。これはどういう制度があるか検討するではなくて、被災者生活再建支援制度の中に、東日本大震災、もちろんこれは津波だから入るかもしれないが、福島原発事故による被災避難は当然この制度に当てはめるべきだ。もし制度設計上無理があるというのであれば、原発被災避難によってすべてを失ったもの、完全かつ十分な賠償する点では不十分だけれども賠償制度がある。しかし、支援制度としてこういうものを作って当然です。制度に対する認識の問題、原発避難に対する災害の根本的な認識の問題が、この制度に対する考え方として問われる問題だと。改めて史上空前の国家権力による公害という言葉を使うかどうかは別にして、社会的にも、時間的にも、地理的にも留めることができない、留まるところがない被害が起きているわけだから、この支援制度の中に入れる。どうしても制度設計のスタートが違うというのであれば、これに準じた制度を求めていく必要があると思う。町長今後どう対応されるかお答えください。

それから、いくつか端的に指摘をします。復興住宅の建設については2,067戸の浪江町の要望に対して果たしてこれで間に合うかどうかという話がありました。県の入居センターで抽選も含めて県が決めるというのでしょうか。しかも新聞報道によれば、今度は転入者も復興住宅に入れると。県内仮設住宅にいる被災者が復興住宅に入れるかどうかわからない。もちろん同じ町民だし、同じ県民だから福島の復興住宅に入りたいという希望者が出てきてそれは当然だと思う。しかし、希望者が殺到するというか、転入者も入居可能だということになれば、私は別枠につくる必要がある。こうでなければ、いわゆる被災者全体の、これは課長、3月5日の福島民友新聞に出ているから。被災者全体の住宅確保という点で、極めて大きな問題が出てくる。復興住宅の計画の見直しですよ。転入する人は別に住んでくれなんていうのではなくて別枠で作る必要がある。こういうことで対応する必要がある。

それから、結論としては、最後の一人の希望者まで、私はどうしても復興住宅に入りたいという場合には、最後の一人まで入れるように復興住宅を造る必要がある。それができないのであれば、きのうの新聞かな、民間賃貸住宅を市町村が購入した場合、8分の7を助成するという政策も明らかになりました。私は、一つの方法としては、これも何度か言ってきたのですが、今借り上げしている住宅を復興住宅として活用できないか。民間賃貸住宅を市町村が購入すれば8分の7助成するというのだから、そういう制度設計もできるわけだから、今借り上げしている住宅を復興住宅としての活用、こ

れも新たに出来た制度を十分検討した上で、新たな論立てをして要望する必要がある。これをやるかどうかお答えをください。

それから、除染の問題で環境省に要望しているということだけでも、再除染を要望しているということだけでも、やはりどうも現実に起きている問題を見ると、部分的に再除染をやると、それで逃げようとしているということが現実ですよ。浪江町は本格除染はこれからだから、私は再除染を徹底をさせる。あくまでも1ミリシーベルトに、年間追加被曝1ミリシーベルトに近づけるその具体策として再除染をきちんと確認をさせることが大事だと思います。

それから、仮置き場については、いろいろ公用地については問題があるのでということですが、具体的に権現堂の除染をやる。仮置き場がないという場合にそのまま放置しますか、それはできないでしょう。さまざまな選択肢としてこれは検討する必要がある。それから除染の問題では人的確保が大きな課題だと、国にも支援するというところだけでも、それは当然、そのうえで除染組合等をこれは二本松市や川俣町でやっているんだけど、地元業者で事業の受け皿をつくって、人も重機も技術も集めて、地域経済の活性化という点でも大きな効果を上げている。そういう方法で除染の加速化を図る必要がある。環境省との間でそういう先行事例を浪江町でも適用させるこの立場で求めるかどうか。

それから、4次追補の問題で、一つ一つやるとたくさんあるので結論的なことだけ言う。県でも十分かつ完全な賠償を求めると言っているわけです。しかし、今の4次追補では、先ほども言ったようなさまざまな不足な点があるわけです。賠償の打ち切りも含めて。昨日の新聞にも出ていたけれども、原子力損害賠償紛争審査会の会長は、損害の実態があれば賠償させるように求めると言っているわけです。しかし、命令ではないのでということです。これはきちんとやはり4次追補を見直しをする。そして同時に、それを東電に守らせるということが極めて大事だと思います。そういう立場で改めて求めるかどうか、お答えください。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 再々質問にお答えいたします。

まず第1点は、被災者支援法にやはり組み入れて行くべきだというご提案ですが、なかなか既存の法律に付加していくというのが官僚の一番嫌がる場所なんです。それが原災で一番我々が対応できないところなんです。したがって、議員提案のように、これの法律でだめならば、別な法制度を構築していくということも必要なのかと考えております。

今、ADRに精神的損害の申し立てを浪江町が代理人となってやっています。その中で淡路先生が原発災害というのは、本当に人格、そして人生の全面的な破壊の災害だと。憲法で保障されている13条から22条も出ているんですが、22条、23条、そして24条、25条、26条、27条、29条。本当に基本的人権の保障、これすべてが原災で失われているということを提起しているのですが、そういうことで新たな制度上のものをつくっていく必要があるのかなということで、これはちょっと時間貸していただいて研究させていただきたいと思えます。

それから、今の第4次追補の問題について、私は4次追補については、ある程度いままでの1次、2次、3次よりは紛争審査会が踏み込んできたという感触はもっています。しかし全然やはり我々被災者目線にはなかなかフィットしないといえますか、そういうところがあります。そういう状況で東京電力に、その4次追補の運用はあなたたちですよと、あなたたちが運用を誤らないで、もっと我々被災者に寄り添った中で運用していけば、4次追補はもっとさらに良くなるという話もしたこともありますが、やはり文部科学省については4次追補の更なる訂正といえますか充実化、運用化をとにかく柔軟で、しかも我々に寄り添った中でやっていただくということを申し入れたことはございます。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それでは、公営住宅の取り扱いの関係についていろいろご指摘をいただきました。

まず、転入者等の扱いであります。当然避難者として県外に出ている方は該当しますが、それ以外の転入者ということになりますと、今被災者でさえ住宅の確保はなかなかできないという状況でありますから、議員おただしのような形で県、国にも申し入れをしていきたいと思っております。

それから、民間賃貸住宅の取り扱いの関係については、今原課でも検討はじまりましたが、制度の中身を確認しないとなかなかできないものですから、検討始まったところでございます。

借上げ住宅の公営住宅化であります。これも前々から議員のほうからご指摘を受けてまして、これについても県のほうにも制度改正に向けての動きを早く出してくれということの話もしておりますし、できればそういった形の公営住宅を図ってほしいというお願いもしております。まだ結論は出ておりませんが、正直いってこのことが確認されないと、今、造っている公営住宅ではとても間に合わなくなるという現状もございまして、これについては県のほうに

強く求めているところでございます。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） 再除染の関係であります。先ほどの答弁と重なりますが、再除染の徹底を強く環境省に求めていきたいと考えております。

それから、権現堂地区の仮置き場の関係でございますが、現在、他の行政区と調整中でございます。除染組合ということでございますが、現在、浪江町建設業組合が窓口として地元雇用を図っております。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 以上で、16番、馬場績の一般質問を終わります。
ありがとうございました。

○議長（小黒敬三君） 以上で、16番、馬場績君の一般質問を終わります。

○議長（小黒敬三君） ここで3時55分まで休憩いたします。

（午後 3時41分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午後 3時55分）

◇渡 邊 泰 彦 君

○議長（小黒敬三君） 1番、渡邊泰彦君の質問を許可いたします。
1番。

[1番 渡邊泰彦君登壇]

○1番（渡邊泰彦君） 長時間になりまして最後にやらせていただきますので、お疲れと思いますが、何卒よろしく願いいたします。

議長より質問の許可が出ましたので、通告にしたがってお答えは一問一答方式でよろしく願います。

私も議員になってやっと10カ月過ぎまして、今回初めて予算の審議をさせていただくことになりました。予算関連については初めてのものですから、予算関連について少し質問をさせていただきと思います。それと今日で4回目の質問になるのですが、毎回何を質問しているのかわからないという苦情が来ておりますので、私もなるべくわかりやすい質問をさせていただきますので、お答えのほうもなるべくわかりやすく願います。

まず、最初に町税のあらましということで、大きな質問を4つほどさせていただきます。予算を組むにあたって大切なのは歳入だと

思うのですが、歳入の自主財源と依存財源の中で、まず自主財源について整理してご質問させていただきたいと思います。

1番目の固定資産税と軽自動車税ということですが、これは震災前になるんですが、平成22年度の決算なのですが、固定資産税が約9億6,800万円、軽自動車税が4,500万円と、両方で約10億円の税収があったわけですが。震災後の平成24年度はどうかと、決算を見ますと両方で1億円ぐらいで10分の1に減収しているんです。減収分に関しては、特別地方交付税があってそれで3年度は20億円ほど補てんされておるので、予算を組むうえでそんなに難しくないのかと思うのですが、今後原発事故が続いて避難状況が長くなるといったときに、この補てんされる金額というのは、特別地方交付税の補てんの金額です。これは平成22年度ベースにその減収分が100%補償されるのかということをお尋ねします。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） 答弁にお答えいたします。

町税の交付税関係の補てん関係についてご説明を申し上げます。町税関係の各税の減収に対しての地方交付税の状況なのですが、議員おただしのとおり、平成23年度に震災復興特別交付税が創設されました。その中で、東日本大震災にかかわる町税条例で減免した分がございます。それと税法の規定に伴って減収になったものがございます。それらについては、特別交付税、震災特別交付税で全額措置されているという状況になっております。

○議長（小黒敬三君） 1番。

○1番（渡邊泰彦君） よくわかりました。それで例えば固定資産税があります。この固定資産税は震災後から現在まで全町民課税免除という扱いになっているわけですが、今年度も課税免除になるのかということが一つの質問と、もう一つは課税が免除される理由というのですか、なぜ今私たちは浪江町の住民が課税を免除されるのか、その明確な理由があれば教えてください。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高倉敏勝君） 1点目ですが、課税の固定資産税の減免についてということでございますが、これについては、すべて減免になるということでここはご理解いただいたと思いますが、今おっしゃっている地方税に伴って、そちらのほうから今回の東日本大震災に伴う課税免除ということで通達が来ております。これによって被災地については減免するということで通知が来まして、現在、固定資産税についてはそちらのほうで減免をしております。

○議長（小黒敬三君） 1番。

○1番（渡邊泰彦君） 向こうから通達が来て、単に固定資産税を全額免除しているんだという答えになっていると思うのですが、なぜこの質問をしたかという、例えば固定資産税が、仮に浪江町に復活する、要するに再課税されるという心配が実はそこにありまして、固定資産税が例えば再課税される時は、私達の浪江町がどういう状況になったときに課税されるのかと。例えば今のまま全町避難が続いていればこれはずっと全免なんだと。ところが浪江町に帰ってそこに住んだ時点で、すぐ固定資産税が復活するんだという考え方が出てくるかと思えます。そこでなぜ減免になったのか、全免になっているのかという理由を明確にしておいてもらって、そうではないから、そういう理由で例えば全免になった場合には、固定資産税復活するときにそうではないのではないかとか、だったらしょうがないなという理由付けになるのかなと思って質問したので、お答えはいりませんが、復活するということはあり得るわけなので将来的に。そのことを踏まえて、ちょっとその辺整理しておいてくださいということですか。

さらに、固定資産税の考え方にすると、一つは浪江町で自分のものでありながら使っていないんだと。使用していないんだというものに関しては、例えば固定資産税はかからないと、かけようがないという考え方にたつたとすれば、例えば今心配しているのが、浪江町で今事業再開しておりますスタンドとか製造業、今回修理工場とか電設というところが使っているわけです。中で事業再開している。それに対する固定資産税の取り扱いというのは決まっているのですか。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高倉敏勝君） まず1点目から申し上げますと、使う、使わないにかかわらず、これは減免という考えでございます。これは平成23年3月28日に、総務省の自治税務局長からの取り扱い、今回の震災に伴う減免措置取り扱いについてという一つの通達がございます。これに基づいて進めてきたものでございまして、今議員おただしのように、では解除になったからすぐかけるかということには、現状から鑑みてもそれは非常に難しいかと考えます。

○議長（小黒敬三君） 1番。

○1番（渡邊泰彦君） 今の課長のお答えで1番についてはすべて疑問は解決できました。ありがとうございます。

次に、2番目の細かいことなのですが、初めて予算審議をするものですからお尋ねしたいのですが、たばこ税、入湯税の現状なんです。たばこ税というのは、震災前の平成22年度の決算で両方で1億

6,000万円程度の税収が実は入っていたわけでした、その後は80%ぐらいダウンして3,000万円弱の税収になっているわけです。これも補てんされていると言えれば補てんされているんでしょうけれども、平成24年度の決算で2,700万円のたばこ税の税収があったんです。私もたばこ吸うのですが、浪江町に居たころは浪江町のたばこ屋から買って、それは税金、町税として入るんですよ。ただ看板なんか見ると、たばこを買う場合には浪江町でという看板があって、そういうイメージがあって、今現在、浪江町でたばこを販売していないのに税収として入ってくるというのはどんな理由があるかお尋ねします。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高倉敏勝君） たばこ税につきましては、基本的には事務所が、事業所が市町村の区域内に所在する卸売り販売業者に課税するということになっております。ですから、たばこ仕入れる業者、事業所が浪江町にあればそこで課税することができます。ただいま現在の場合ですと浪江町には住んでおりません。ですが所在地を今回の場合は変更届けをすれば、今回こういう状況ですので、あくまでも所在地は浪江町ですので、そこでたばこ税が入ることになります。

○議長（小黒敬三君） 1番。

○1番（渡邊泰彦君） よくわかりました。たばこに関しては、私も1日20本ぐらい吸って、1年間に15万円ぐらいたばこを吸うわけです。たばこはあまり良くないのですが、今まではたばこを買うと税金払っているからということで結構堂々と吸っているところもあったのですが、そういう理由で入るのであれば問題ないのかと思います。

次の3番目、なかなか言いにくい質問なのですが、町県民税についてお尋ねさせていただきます。震災前、平成22年度の決算では町税、法人合わせて7億4、5千万円の税収があって、平成24年度の決算だと約3分の1、2億5,000万円程度にダウンしていると。これの中で、ダウンしているというのは当然やむを得ないことなんだろうけれども、町民税率といたらおかしいですが、減免措置が所得によって4段階に分かれています。その所得によって4段階に分けたという明確な理由があればお答えください。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高倉敏勝君） 平成23年度にこの条例を最初に制定するに当たって、減免条例を制定するに当たってこの意見は当然出されております。これはちょっと古いのですが、災害被害者に対する地方税の減免措置についてという措置の通知がございます。これは

自治省の事務次官通知でございます。これに基づいて、今回私どものほうですと個人の事業に関するもので、自然災害の中で500万円以下、それから750万円以下、750万円超える時ということで、今回、個人の所得にかかる災害によって受けた損害の金額ということで、当町の場合ですと全損ということから、今回、国で示した事務次官通達にあります軽減の免除の割合を引用させていただいた。これは双葉郡8カ町村すべてこれでスタートしてございます。

○議長（小黒敬三君） 1番。

○1番（渡邊泰彦君） もう一つこの部分で2つほど質問になるのですが、所得が500万円以下の方は全額免除と、すべて払わなくていいですよ。1,000万円を超える方に関しては減免なしと、100%払ってくださいよ。その中で、今課長が言ったように750万円までは4分の1だけ減免しますよ。500万円以上で750万円の間の方は4分の2の減免で、半分だけ払ってくださいというシステムなんです。そこで何を言いたいかというと、震災前に例えば所得を1,000万円上げていた方がいます。震災後も所得を1,000万円上げた方がいます。これは負担は同じなんです。震災前も震災後も。その中でその方のお話なのですが、震災前で1,000万円稼ぐときは、普通にやっていて、普通に営業して、普通に稼いでなんの苦勞もしてなくてとっていたから、国の税金なので納税の義務で払っていたと。でも同じものを震災後に上げるためには相当な努力をしていると、それに対して全くご褒美もないと。すべて出してくれというのは払う意味でもなかなか腑に落ちないところがあるんだと。ましてや同じ半分の500万円の方がゼロだと。例えば500万円以下の人にも4分の3を減免して、4分の1だけを払っていただくというようなシステムにはならないのかと。そうすると、たくさん納める100%減免でない方も何とか納得できるだろうと。

その方はもう一つこういうことを付け加えていて、今被災地に行って、「お前らは税金も払わないで、健康保険も払わないで」という陰口をたたかれています。例えば自分達は大変苦しいんだけど、少なくともこれだけはというのがあれば大分意識も変わるのかなという話をされました。そこで、500万円以下に関して若干の負担をお願いするのはどうなのかということなので。それで例えば所得が500万円の方で、いろんな控除を引いて税率掛けて均等割していくと大体年間13万円から14万円ぐらいなんです。所得が1,000万円を超えると、何と同じ計算をしていくと50万円とか60万円とか高いんです。例えば13万円から14万円で4分の3の減免して、4分の1だけ払うと3万円とか4万円という数字になってしまうんで

す。なんとなくそういう制度に考えられるのかということを質問します。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高倉敏勝君） おっしゃることはことはわかります。要するに1,000万円以上の問題と、それから例えば双葉郡でいいますと、大熊町と富岡町が300万円、400万円、500万円とやっております。これは平成23年度に条例改正、スタートはみんな同じです。500万円、750万円、1,000万円以下、これはスタートは同じでございます。大熊町と富岡町は次の年に今議員がおただしのよう形に変えました。ただ1,000万円以上についてやったのは大熊町だけです。これはご存じだと思います。

今おただしのよう、300万円、400万円、500万円をどのような形にするかということになると、逆に我々の立場からしますと非常に難しい状態ではあります。と申しますのは、最初に復興交付税の中で指示されましたのが1,000万円以下、750万円以下、500万円以下についての減免をしたものに対して復興交付税をしますよと来たわけです。ですからあくまでそこに基づいて減免、そして課税をしたということなので、そこについてはご理解いただきたいと思ます。

○議長（小黒敬三君） 1番。

○1番（渡邊泰彦君） 冒頭に申したとおり、大変言いにくいご質問なんですとお断りしたのですが、浪江町の条例で決めれることだと思ったんでご質問したんですが、今課長のお話を聞いてもうちょっと頭を柔軟に対応しながら、もうちょっと考え方を変えたほうがいいのかなと思うようになりました。3番目の質問は全部大丈夫です。

その中で4番目に、各税、いろんな税の歳入に当たる部分の減収分の地方交付税及び県、国の支出金の依存財源の現状はということなのですが、質問の書き方が悪かったわけですが、自主財源があって、依存財源があって、ほとんどが依存財源なんです、今。国がこうやって浪江町の面倒をみていただいているうちは、それほど問題にならないのだと思います。やはり浪江町今から見て10年、町長のいる前であまり言いたくないですが、10年スパンでものを考えないと、すぐにはというにはなかなか難しいんだと思うんです。

例えば、平成29年3月という目標はありますが、そうなったときに国の支援も浅くなってくる。なおかつ風評というか、風化するというかそんな形で今手厚く特別地方交付税でやっているものが、万が一ちょっとずつでも減るようなことになれば、ある程度自主財源というものを新たに作っていくと言ったらおかしいですが、自主財

源の確保というのは少なからず必要になってくると思うので、その辺を含めて今後調整していただきたいと思います。

次に、これは大変質問しやすいものなので声高らかに質問させていただきますが、東京電力からの賠償金の税制の扱いについてということで、その中で私も来たのがわからなくていたのですが、国税局から、いままで申告が延長になっていたものを、とりあえず数年前にさかのぼって平成27年3月31日まですべての国税の申告納付についての手続きをお願いしますという文書がきたんです。すぐそのあと、東京電力から別なもの国税局からのお知らせと書いてあるんですが、東京電力株式会社の名前で来たのがあって、その中で平成27年3月31日まで震災後さかのぼってやれということは書いてなかったのですが、今回のお知らせを読んでみます。今回のお知らせの送付にあたって、国税庁、国税局、税務署へ御請求者様の個人情報の提供は一切行っておりません。わざわざ断りの手紙を一緒に送ってきたわけです。悪くとれば補償金については別に申告しなくても情報提供がないんだから、やる必要がないととる方も絶対おりますこれは。これに関して町の考え方というか、これを同時に国税局から来た、東京電力から別に来たというのに対してどんな印象をもっているかお聞きします。

○議長（小黒敬三君） 1の（4）はよろしいんですね。

町民税務課長。

○町民税務課長（高倉敏勝君） その文書については私のところにも届きましたので読んでおります。ただ、あれはという言い方は失礼ですが、電力が勝手に送ったもので我々一切関知しておりません。ですので、特にコメントも差し控えたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 1番。

○1番（渡邊泰彦君） 端的なご意見ありがとうございました。私は気になって、それで複数年分の申告納付書の通知等が気になって。私は毎年やっているのですが、延長になっているのでやっていない方がいるんです。どのぐらいいるのかなと思って商工会のほうに行ってきたんです。その中で商工会の人と話をしたら、大体会員の3分の1の人しか確定申告していないんですよ。残り3分の2というと大体400社程度の企業なのですが、これ複数年さかのぼって確定申告を平成27年3月31日まで出すのですが、商工会の指導員の2人と話して来たら、「どうだ」という話をしたら「いや、大変だべ」と。これだけ延長してきて4年ぐらい延長している人もいるので、これを来年までやるには相当うまくやらなければできないだろうと。なおかつ、事業をやっている方であれば問題ないんですが、ま

まったく休業しているとか、廃業している方が全く確定申告をしようとしなないと。もちろん延長になっているから当然のことなのですが。商工会だけでは多分対応できないことになってくるんだと思います。

それで、町も個人の確定申告もちろんやっていると思うのですが、この辺連携というんですか、お互いに情報を共有しながら、健全たる確定申告書を出すような形で協力というものはできるものでしょうか。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高倉敏勝君） 基本的に商工会ですと青申でやったりする方が当然多いわけでございます。町の場合ですと、どうしても個人住民税ということで白のほうが多い。これはご承知のことだと思います。我々のところで青申に関する細かい資料等は正直なところ持ち合わせておりません。ただ、細かい連携を図りながら進めていくことは十分可能だと思います。それは今やっておりますが、1人で3年分、4年分やっている方いらっしゃいます。ですから、通常ですと2時間待ちだったものが、今年の場合は3時間待ちとかいっぱいあります。現実的に1日100件ですが、人数は100人ですが、こなした件数は200件、300件という状態でございます。

その中で、今、議員のお話があったことにつきましても、なかなか我々のスタッフ6名、7名程度では非常に無理がございます。そういう点からいきますと商工会の相談員の方のご協力もいただいて、どの形がいいのかということは今回の申告、15日まで基本的にはございますが、それ以降お時間をとらせていただいて相談することは可能だと思います。

○議長（小黒敬三君） 1番。

○1番（渡邊泰彦君） 2つ目、3つ目の質問に移る前に、商工会で東電の補償金はどう扱うんだという話をしに行ったときに、みんなに送付されていないけれども、相馬税務署から細かいものが来ているんだという話で見せてもらったんです。これは何、これは何抜いて、そこに行くと税務署が課税、非課税を考えているのでなくて、東電に払った明細というか内容ももらって、それにつけていただけなんです。実態と合わないというのが2番、3番目でご質問させていただきますので、よろしく願います。

これは税務署にももの申すということなものですから、なかなか難しいことだと私自身も思っておりますが、今回東電の賠償金ということは歴史上これ初めてに近いと、これだけの金額が賠償されることはなかなかどんな事例をみてもないわけですので、初めての事と言

っていいと思います。

その中で、3番目に東京電力から支払いを受ける賠償金で、非課税になるものという項目が実はありまして、その中をずっと見ると精神的慰謝料は大丈夫だとか、何とかは大丈夫だと書いてあるのですが、これは当たり前のものを非課税にしているだけで、その中で注目したのは一番下に書いてあると思うのですが、要するに棚卸し、要するに減収分、減収分と言葉ではうたっているのですが、理屈にとおらないというのはおかしいんですが、商品の棚卸しに関しては、要するに通常の営業所得になるよということを大きな項目の中の別枠にちょっと注釈ぐらいに書いてあるんです。これはどういうことかと聞いたら、1万円のを仕入れて棚卸ししました1万円です。1万円の賠償をしましよということ、1万円の賠償が通常取引だということ、1万円に対する課税が発生するよと、売り上げに入れなさいということ、をうたっているんです。通常、普通の商売だと、1万円を仕入れて1万円を売るというのはあまり考えられなくて、1万円を入れたものを付加価値をいろいろつけて3万円を売らんだとか。3万円に対して、その売り上げに対して所得と通常取引と考えて課税するという考えでいるわけなんです、それを東電の減収分とか、棚卸しの内容を税務署がよく理解しないで、通常取引に入れるみたいなことを全部書いてあるということは、なかなか腑に落ちないところが、まず1点ある。

それと課税になるもの、続けて4番目にいつているのですが、課税になるものにも、ちょっと理屈に合わないとか、実態に合わないということがありまして、即ち営業損害の賠償金はすべて事業所得に入れなさいと。その事業所得に入れているのですが、ただし、事業所得に入れますけど、所得を出すには必要経費を引くのでそれは十分引いてください。そうすると、実際事業を再開している人は引くものがあるんです、どんどん経費がありますから。最終的に所得が出てくるわけですから。休業しているとか、廃業している方が賠償金もらいました。引くものがないんですよ。だから毎年もらったものが、全部経費も何も引かないまま所得になってくると。こうなってくるといささか乱暴だと思うんです。そういったことで今2つ関連の話をしました、商工会とも町の税務課ともなんですが、その辺の課税、非課税の割り振りというのですか、それは相馬税務署のものをみせてもらったのですが、本当に相馬税務署のも細かいんですよ、本当にとってつけたものなんです。その辺どっの役目かわからないのですが、同じ浪江町民のことなので、その辺も税務課のほうでいろいろと調べてもらって、検討してもらっ

て、ある程度明解な割り振りをしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高倉敏勝君） 基本的なことしか申し上げられなくて申し訳ないのですが、これは国税庁が発しているものでございますので、それに基づいて当然各税務署は動いているはずですよ。

今おっしゃるように、その考え方が末端までいっていないのではないかというご指摘を含んでいるのかと思います。その辺については、当然我々のほうから税務署のほうに、国税庁の指針とどうなっているのか。その辺は当然商工会さんも含めて確認する必要はあるかと思えます。

○議長（小黒敬三君） 1番。

○1番（渡邊泰彦君） くどいようでもう1個この件なのですが、基本的な考え方とすると、原発事故によって資産を奪われて、その収入の道を閉ざされたわけですよ、要は。その賠償金が、要するに累進課税がかかる勤労所得と同等に払われているんですよ、実は。今の話を全部総合すると。本当、勤労所得は累進課税が当然かかってくるわけで、本当にそれで考え方としていいのかという根本的なものがあるんですね。

就労不能に関しても、賠償金は一時所得扱いにされるわけですよ。50万円引いて割る2ということなんだけど、就労不能による賠償金、要するにこれも一つの収入としてみなしているわけですよ、一時所得ということ。例えば普通の働く人というのは、どこかに雇われてて、一生懸命毎日仕事をして、雇っている人が給料を払うと。それが基本だと思うんですよ。それと就労不能による賠償金って出方が全然違うわけですよ。片方からは東電からももらっている。片方は雇っている人からももらっているということ。何を言いたいかというと、今働いていない方はそれだけ、就労不能。働いている人は、ちゃんと普通の給料をもらっているわけですよ。それとこっちを合わせないとイケないということですよ。片方は一時所得になる、片方はあれだと。働いていない人と働いている人の差ってそこで出るかと思うのですが、これは質問でもなんでもないのですが、そのかけ方。どういうふうに賠償金をみなすかということでは全体的に考えるんですよ。いままでは延長されていたのでどうでも良かったんですよ。

○議長（小黒敬三君） 質問になるようにやってください。

○1番（渡邊泰彦君） 基本的な考え方というか、扱い方が理屈にあわないと私は思っているのですが、どう思います。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高倉敏勝君） これについても、基本的には国税庁による地方税法によって、我々はそれによって粛々と事務を進めていくという形になりますので、今ご指摘のような税務署という一団体ではなくて、国税庁という、またそれから地方税という一つの法律中でかけていきますので、その分についてはご理解いただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 1 番。

○1 番（渡邊泰彦君） 次に移りたいと思います。3 番目の仮置き場については、前の先輩議員の方がいろいろご指摘していただいたので、私のほうから改めて質問することはないのですが、ただ1 点だけ、若月議員が地域間相互調整という有り難いお言葉をいただきまして、何を言いたいかといいますと、質問の3 番目なのですが、権現堂地区の仮置き場の減少ということで3 番目の質問に上げておきました。

私が権現堂出身だから権現堂のことしか言わないと言われるのもあれなのですが、復興策定の文書を見ると権現堂が復興拠点だとうたっているんです。役場の3 地点が復興拠点としてまずやらなくては行けないと。復興拠点をするために除染をしたところでないと復興拠点にならないと。権現堂は、何においてもいっぺんに本来であれば除染をするべきところできていないと。岩野課長を責めるわけではないですが、環境省からもらった資料なんです。この中で、権現堂の1 区から8 区までは2 ヘクタール仮置き場によいということデータを出してきているんです。その中で2 ヘクタールって、私百姓でないからわからないんですが、田んぼ20 町歩らしいんです。仮置き場の選定の考え方というのも環境省でうたっていて、まとまった面積であること。2 ヘクタール以上が望ましい。除染現場のアクセスが優れていること。利用できる既存道路の有無。そういう厳しい条件をうたってきて、あげくの果てに仮置き場の設置場所が決定しないと除染を始めることができませんので、ご理解、ご協力のほど重ねてお願い申し上げますという文書までうたっているんです。

課長にお聞きしたいんですが、実際こういう場所は権現堂で候補地として上がりますか。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） ご質問にお答えします。

議員おただしのとおり、権現堂地区にはそういったスペースはないと判断しています。権現堂地区がそういう状況でございますので、現在、他の行政区と調整中になっており、早期に確保できるように

環境省とともに詰めてまいりたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 1 番。

○1 番（渡邊泰彦君） お答えありがとうございます。

やはり権現堂情けないのですが、そういう所が見つかるという感じではないと。区長会の会長とも話したのですが、「どうですか」ということで、「お前も一緒に権現堂なんだから探せ、私は無理だぞ」というような話しているんです。そもそも無理なのかと私も思っているのですが、一番心配している点は、他の地区が全部終わってそこだけスポッと残られるというのはなかなか大変なのかなと思っています。やはり核になるところで役場があるところなので、いろんな公共施設も権現堂地区であれば、ある程度揃ってきて、さっき言ったように歩いているんなことのできるような復興拠点にもなるんだと思うんです。その意味で、さっき若月議員のほうから言っていたいただいた地域間相互調整みたいな感じで、何とか町のほうも方針を固めていただけてやっていただければと思います。

もう一つ、4 番目最後ですが、仮設住宅の雪かきと雪下ろし対策についてと、すごく幼い文で書いたのですが、これも松田議員のほうから人的支援等のいろんな話をしたのですが、私のほうからもある程度割愛してこれも 1 個だけなんのですが、ここら辺で言いますと、車かきと言って車を出す。雪の場合、車を出すのにすごく苦労すると。私の近くの仮設なのですが、町から買ってもらった除雪機だと細かい通路はできるのですが、駐車場の除雪にはまったく歯が立たないあれでは。もう少し性能がいい、大きいものは入れる予定というのは考えられますか。

○議長（小黒敬三君） 生活支援課長。

○生活支援課長（佐藤良樹君） 松田議員のほうからもご質問いただきまして、その稼働状況等は今後も調査しながら、動かし方といえますか操作方法については皆さんのほうに周知をしていきたいと考えているところですが、実は昨年末に 1 台を配置しまして、さらに今回、新年度の予算でもう 1 台を計上してございます。これにつきましては、若干能力の高いものを考えております。というのは、現在、昨年末に配置したものが最大積雪いわゆる雪の高さなのですが、52 センチほど、幅が 65 センチで、時間当たりの除雪能力が 45 トンということで一応能力は出ております。

今回計上したものは、高さは同じでございまして、幅が 65 センチから 80 センチ、それに相応した能力が 45 トンから 55 トンということのもう 1 台を設置するつもりで当初予算に計上しているところがございます。先ほどありましたとおり、その使用に関しましては、今

後十分検討させていただきたいと思います。

また、乗用的なものも考えたのですが、操作上かなり難しいと。今申しあげました機種のワンランク上のものについてもクラッチの操作等がさらに難しくなるものですから、その上の機種を断念したところでございます。今申しあげたとおり、もう1台当初予算に計上したところでございます。

○議長（小黒敬三君） 1番。

○1番（渡邊泰彦君） ありがとうございます。前向きな検討をいただいているということでも有り難く思っています。

前の松田議員と言っていたのですが、人的なものです。それを運転する人は安全に運転しないといけないので、その辺、先ほどお答えになったような形で養成していただくと。どうもこの間、町のほうで依頼した酪農家に頼んだが、1時間当たり1万幾らなんでしょう。時給といたらおかしいですが、それを4時間とか5時間分とやっているみたいなので、そんなことで人的支援プラス金銭的な支援でもないのですが、その辺を総合的に含めて、来年の雪の季節にはあんまり困らないような対策をしていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（小黒敬三君） 以上で、1番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

通告を受けた一般質問はすべて終了いたしました。

以上で一般質問を終わります。

◎散会について

○議長（小黒敬三君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

◎散会の宣告

○議長（小黒敬三君） よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

明日は、午前9時から本会議を開きますのでご参集願います。

（午後 4時41分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成26年浪江町議会3月定例会

議事日程(第2号)

平成26年3月7日(金曜日)午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第2号 | 浪江町暴力団排除条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第3号 | 東日本大震災による被災者に対する平成26年度の町税等の減免に関する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第4号 | 消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第5号 | 浪江町課設置条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第6号 | 浪江町復興再生事務所設置条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第7号 | 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第8号 | 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第9号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第10号 | 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第11号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第12号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第13号 | 浪江町重度心身障がい児童福祉手当支給条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第14号 | 浪江町社会教育委員設置条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第15号 | 平成25年度浪江町一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第15 | 議案第16号 | 平成25年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第16 | 議案第17号 | 平成25年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第17 | 議案第18号 | 平成25年度浪江町国民健康保険直営診療 |

		施設事業特別会計補正予算（第3号）
日程第18	議案第19号	平成25年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第19	議案第20号	平成25年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第20	議案第21号	平成25年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第21	議案第22号	平成25年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第22	議案第23号	平成25年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第23	議案第24号	平成26年度浪江町一般会計予算
日程第24	議案第25号	平成26年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算
日程第25	議案第26号	平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算
日程第26	議案第27号	平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算
日程第27	議案第28号	平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計予算
日程第28	議案第29号	平成26年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算
日程第29	議案第30号	平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算
日程第30	議案第31号	平成26年度浪江町介護保険事業特別会計予算
日程第31	議案第32号	平成26年度浪江町財産区管理事業特別会計予算
日程第32	議案第33号	平成26年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算
日程第33	議案第34号	平成26年度浪江町水道事業会計予算
日程第34	議案第35号	工事請負契約の締結について（請戸共同墓地整備事業造成工事）

出席議員（15名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
4番	小黒敬三君	5番	平本佳司君
6番	松田孝司君	7番	山崎博文君
8番	若月芳則君	9番	佐々木恵寿君
10番	山本幸一郎君	11番	泉田重章君
12番	佐藤文子君	13番	紺野榮重君
14番	吉田数博君	15番	三瓶宝次君
16番	馬場績君		

欠席議員（1名）

3番 鈴木幸治君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
副町長	渡邊文星君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	山内清隆君	総務課長	谷田謙一君
復興再生事務所長 兼帰町準備室長	山本邦一君	復興推進課長	宮口勝美君
町民税務課長	高倉敏勝君	産業・賠償対策課長	大浦泰夫君
ふるさと再生課長	岩野寿長君	復旧事業課長	中田喜久君
健康保険課長兼 津島支所長兼 津島診療所事務長	紺野則夫君	介護福祉課長	佐藤尚弘君
生活支援課長	佐藤良樹君	会計管理者 兼出納室長	吉田公明君
教育委員会 教育次長	鈴木敏雄君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

岩野 善一

書 記

中野 夕華子

次

長

清水 佳宗

◎開議の宣告

○議長（小黒敬三君） おはようございます。3番、鈴木幸治君より欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員数は15人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（小黒敬三君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第2号から議案第35号一括上程、説明

○議長（小黒敬三君） お諮りいたします。

日程第1、議案第2号から日程第34、議案第35号までを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

よって、日程第1、議案第2号から日程第34、議案第35号までを一括議題といたします。

日程第1、議案第2号 浪江町暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第2号 浪江町暴力団排除条例の制定についてご説明いたします。

本案は、町、町民、事業者、関係機関等の連携協力の下に暴力団の排除を進めていくため制定するものです。

特に今後復旧・復興が進展することを鑑み、それらの関連事業における暴力団の関与を排除することは重要課題となっており、本案はそれらに対処するために寄与するものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） それでは、議案第2号 浪江町暴力団排除条例の制定についてをご説明申し上げます。

まず、条例制定の趣旨でございますが、この排除条例は全国の都道府県において整備が進んでおりまして、福島県においても平成23年7月に条例が施行されました。

暴力団排除の機運の高まりにあわせまして、当町においても、町、

町民、事業者関係団体等による相互の連携協力のもと暴力団の排除を進めていくため制定するものであります。

特に、除染、復旧・復興事業からの暴力団の排除、賠償の進展に伴う暴力団からの危険の排除は重要課題となっております。

第1条でございます。目的を定めたものでございます。暴力団の排除に関し、基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策の基本的施策などを定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって町民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的としております。

第2条は、定義を定めたものでございます。

第3条は、基本理念であります。暴力団の排除は暴力団が町民生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体で認識したうえで、暴力団を恐れない。暴力団に対して資金を提供しない。暴力団を利用しないことなどを基本として、町、町民関係団体等による相互の連携協力のもと推進されなければならないとしております。

第4条は町の責務であります。基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する施策を策定し推進する責務を有するとしております。第2項では、推進にあたっては関係団体等との連携に努めるとしております。

第5条は、町民等の責務であります。基本理念にのっとり暴力団の排除のための活動を行い、町が実施する排除に関する施策へ協力するよう努めるものとする。第2項では、不当な要求行為があった場合は、町や警察の協力のもと排除に努める。第3項は暴力団の排除に役立つ情報を知ったときは、町や警察などへの情報提供するように努めるものとするなどと定めております。

第6条は、町民等に対する支援であります。町民等が暴力団排除のための活動を行うことができるよう、情報提供等の必要な支援を行うものとする。としております。

第7条は、暴力団事務所の設置の廃止等についてであります。町は暴力団事務所の撤去、または設置の措置について警察及び関係団体と連携を行うものとしております。

第8条は、広報及び啓発であります。暴力団排除の機運を醸成するため、集会開催及び啓発活動を行うものとするとしております。

第9条は、不当な要求行為に対する措置であります。町は職員の安全及び公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、不当な要求行為に対する対応方針と必要な措置を講ずるものとするとしておりま

す。

第10条は、公共工事等における措置であります。公共工事、給付金の交付等、町の事務事業の実施において暴力団員等の公共工事にかかる契約、下請けにかかる契約、給付金の交付の相手から除外、その他必要な措置を講ずるものとするとしております。

第11条は、不当な要求についての報告等であります。事業者は、公共工事にかかる契約の履行にあたっては、暴力団員等から不当な要求行為を受けたときは、速やかに町長へ報告と警察に通報しなければならないとしております。

第12条は、町の施設の使用における措置であります。暴力団の活動に対して、町で設置した施設の利用を許可しない。または許可を取り消すことができるものとするとしております。

第13条は、生徒に対する教育等であります。生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入しないよう暴力団による被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとしております。

第14条は、委任となっております。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するとしております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第2、議案第3号 東日本大震災等による平成26年度の町税等の減免に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第3号 東日本大震災等による被災者に対する平成26年度の町税等の減免に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者等の納付すべき町税等を引き続き減免するため本条例を制定するものです。

詳細については、町民税務課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 内容説明、町民税務課長。

○町民税務課長（高倉敏勝君） ご説明いたします。

第1条は制定の趣旨でございます。東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者等の平成26年度の町税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料の減免については、浪江町税条例、浪江町国民健康保険税条例、浪江町介護保険条例の規定に

かかわらず、今回制定の条例の定めるところによるとしたところ
でございます。

第2条は、用語の定義でございます。東日本大震災、原子力災害
の用語の意味を記述したところでございます。

第3条は、町民税の減免であります。平成25年中の合計所得金額
が1,000万円以下であって、賦課期日において避難指示区域内に住
所を有していた者についての個人の町民税については、500万円以
下については減免の割合を10分の10、500万円を超え750万円以下に
ついては2分の1、750万円を超え、1,000万円以下については4分
の1に減免するとしたところではあります。

第2項は、町内に事務所、事業所、または家屋敷を有する個人で、
町内に住所を有しないものに対する均等割を免除するとしたところ
です。

第3項は、東日本大震災により居住する住宅が全壊した世帯に属
する者に対する個人町民税については、減免の割合を10分の10に減
免するとしたところではあります。

第4条は、固定資産税の減免であります。土地と家屋については、
地方税法で課税免除するとしたところではあります。償却資産につ
いては、浪江町に償却資産を有し、東日本大震災及び原子力災害に
より被災し、事業の用に供していない償却資産については、10分の
10に減免するとしたところではあります。

第5条は、軽自動車税の減免であります。地方税法では警戒区域
内で用途廃止になった場合は、課税免除をするとしたところではあ
りますが、賦課期日を基準として、東日本大震災による流失、避難
指示区域内に放置した軽自動車について減免するとしたところでは
あります。

第6条は、国民健康保険税の減免であります。浪江町が行う国民
健康保険の被保険者である世帯主については、全額を減免するとし
たところではあります。

第2項は、平成25年度に賦課される平成23年3月分以後の国民健
康保険税について、平成27年3月31日までに納期が到来するもの
についても減免としたところではあります。

第7条は、介護保険料の減免であります。浪江町が行う介護保険
の第1号被保険者、65歳以上については全額を減免するとしたところ
ではあります。

第8条は、委任であります。条例の施行に関し必要な事項は町長
が別に定めるとしたところではあります。

第6条について、先ほど第2項、平成25年度と申し上げましたが、
平成26年度に訂正をお願いいたします。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するという
こと
でございます。よろしくお願ひいたします。

○**議長（小黒敬三君）** 日程第3、議案第4号 消費税率の改定に伴う
関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○**町長（馬場 有君）** 議案第4号 消費税率の改定に伴う関係条例の
整理に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、平成24年8月に成立した、社会保障の安定財源の確保等
を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する
等の法律等において消費税率が平成26年4月1日に8%に引き上げ
られることに伴い、関係条例に関する事項について定めるため、本
条例を制定するものであります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○**議長（小黒敬三君）** 内容説明、復旧事業課長。

○**復旧事業課長（中田喜久君）** 議案第4号 消費税率の改定に伴う関
係条例の整理に関する条例の制定についてご説明いたします。

第1条は、浪江町下水道条例の一部を改正するもので、浪江町下
水道条例の第20条第1項中の1.05を1.08に改めるものであります。

第2条は、浪江町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する
条例の一部を改正するもので、浪江町農業集落排水処理施設の設置
及び管理に関する条例の第17条中の1.05を1.08に改めるものであり
ます。

第3条は、浪江町水道事業所給水条例の一部を定めるもので、浪
江町水道事業給水条例の第27条及び第46条中の100分の105を100分
の108に改めるものです。

よろしくお願ひいたします。

○**議長（小黒敬三君）** 日程第4、議案第5号 浪江町課設置条例の一
部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○**町長（馬場 有君）** 議案第5号 浪江町課設置条例の一部改正につ
いてご説明いたします。

本案は、津波被災地域住民の生活再建を図るため、防災集団移転
促進事業の推進及び津波被災地の土地の有効利用を推進するため、
津波被災地対策課を新設し津波被災地対策の組織強化を図るもの
です。

詳細につきましては、総務課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） それでは新旧対照表により説明いたします。

第1条は、設置であります。ふるさと再生課の次に、津波被災地対策課を設けるものであります。

第2条は、事務分掌でありまして、第6項ふるさと再生課の中で、第4号津波被災地対策に関することを削りまして、第7項を津波被災地対策課といたしまして、新たに第1号共同墓地整備事業に関すること。第2号防災集団移転促進事業に関すること。第3号津波被災地の土地利用に関することを加えまして、以下、一項ずつ繰り下げるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第5、議案第6号 浪江町復興再生事務所設置条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第6号 浪江町復興再生事務所設置条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、立入する住民等の安全、安心の確保と町内の生活環境の復旧、復興を推進し、もって住民の帰町の円滑化を図るため、浪江町復興再生事務所の位置について、現在の南相馬市内の事務所から浪江町役場本庁舎に移動させるものであります。

よろしくお願ひします。

○議長（小黒敬三君） 日程第6、議案第7号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第7号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、医療業務に従事する職員以外の特定任期付職員に係る期末手当の役職加算額について定める等のため、所要の改正をするものであります。

詳細については総務課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） それでは新旧対照表により説明をいたします。

第9条は、給与条例の適用除外となっております。第2項前段の中で、任期付職員の期末手当の役職加算につきましては、医療業務

に従事する職員に限っていましたので、これを整理し、後段で期末手当の役職加算について医業職給料表の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員にも適用するよう改正するものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、平成25年12月1日から適用するものとしております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第7、議案第8号 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第8号 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の改正に伴い、所要の改正をするものです。

詳細については総務課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） それでは新旧対照表により説明をいたします。

第1条は、就学部分休業でございます。第3項は地方公務員法第26条の2第1項の改正したことに伴いまして、条例で定める期間を、条例で定める就学に必要なと認められる期間に改正するものであります。

第2条は、高齢者部分休業でありまして、第2項は地方公務員法第26条の3第1項の改正したことに伴いまして、条例で定める期間は5年を、高年齢として条例で定める年齢は55歳に改正するものとなっております。高齢者部分休業がとれる期間は、定年の5年前というものを、年齢55歳からとれるようにしたという改正となっております。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第8、議案第9号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） 資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。新の中ほどにあります介護保険認定調査員、新設でありまして、専門的知識を有する要資格者を任用し、増加する介護申請者の認定調査にあたるものです。調査1件当たり4,320円です。

この条例は平成26年4月1日から施行するものです。

よろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 暫時休議いたします。

（午前 9時22分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午前 9時22分）

○議長（小黒敬三君） 日程第9、議案第10号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第10号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、平成26年3月31日までとなっている町長、副町長及び教育長の給料月額の特例期間を平成27年3月31日まで延長するため、所要の改正をするものであります。

よろしくお願いたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第10、議案第11号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会の報告を踏まえ、通勤手当の支給額を改正する等のため、所要の改正をするものです。

詳細については総務課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） 新旧対照表により説明いたします。

第2条は給料でありまして、災害派遣手当に括弧書き、「(武力、攻撃、災害派遣手当及び新型インフルエンザ等、緊急事態派遣手当を含む以下同じ)」を加えるものであります。これは大規模災害からの復興に関する法律の制定に伴い改正するものであります。

第12条は、通勤手当でありまして、支給の最高限度額、今まで4万7,700円だったものを5万400円に改めるものであります。

23条は災害派遣手当であります。大規模災害において、他自治体などから応援職員が浪江町の区域に滞在する場合に支給するものでありまして、大規模災害からの復興に関する法律の制定に伴い改正するものであります。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行する。

ただし、第2条第1項及び第23条第1項の改正規定は公布の日から施行するとしております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第11、議案第12号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第12号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、診療所に勤務する理学療法士の特殊勤務手当を追加するため、所要の改正をするものであります。

詳細については総務課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） それでは、新旧対照表で説明いたします。

第6条は、診療所に勤務する職員の特殊勤務手当であります。第3号に診療所理学療法士を加えるものです。

別表（第7条）関係でございますが、診療所に勤務する職員の特殊勤務手当の表の中で、この下の表でございます。看護師の特殊勤務手当を、看護師及び理学療法士の特殊勤務手当に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第12、議案第13号 浪江町重度心身障がい児童福祉手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第13号 浪江町重度心身障がい児童福祉手当支給条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、東日本大震災の長期避難に伴い事務手続を簡略化するために改正するものであります。

合わせて、内部障がいを持つ3級の児童も支給対象に加えるものとするものです。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（小黑敬三君） 暫時休議いたします。

（午前 9時28分）

○議長（小黑敬三君） 再開いたします。

（午前 9時28分）

○議長（小黑敬三君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） それでは、新旧対照表によりご説明申し上げます。

新の中に、受給資格第2条（2）の中に内部障がいを持つ3級を追加するものであります。

第4条、第5条、第6条は、事務の明確化と簡素化にするためのものであります。

この条例は公布の日から施行します。よろしく申し上げます。

○議長（小黑敬三君） 日程第13、議案第14号 浪江町社会教育委員設置条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第14号 浪江町社会教育委員設置条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第44号）による社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定めるため、改定するものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（小黑敬三君） 教育次長。

○教育次長（鈴木敏雄君） 議案第14号資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

第2条の次に、次の1条を加え、委員の委嘱の基準を定めるものです。第2条の2、社会教育委員は次に掲げるものの中から教育委員会が委嘱する。第1号学校教育及び社会教育の関係者、第2号家庭教育の向上に資する活動を行うもの。第3号学識経験を有するものを新たに追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するとしております。よろしくお願いいたします。

○議長（**小黑敬三君**） 日程第14、議案第15号 平成25年度浪江町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（**馬場 有君**） 議案第15号 平成25年度浪江町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、年度末に伴い、各種事業の事業費が確定したことや、東日本大震災復興交付金が平成26年度実施事業分の交付等により、歳入歳出それぞれ35億6,403万4,000円を補正増するものです。

歳入の主なものは、東日本大震災復興交付金40億6,862万3,000円の増額、浪江町復旧・復興基金繰入金1億2,429万7,000円の増額、災害弔慰金2億250万円の減額、災害援護資金貸付金7,000万円減額等であります。

歳出の主なものは、東日本大震災復興交付金基金積立金40億6,862万3,000円の増額、浪江町復旧・復興基金積立金2億3,929万2,000円の増額、災害弔慰金2億8,000万円の増額、災害援護資金貸付金7,000万円の減額等であります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（**小黑敬三君**） 総務課長。

○総務課長（**谷田謙一君**） それでは事項別明細書により説明をいたします。

まず、9ページをお開きいただきたいと思います。款1町税、項1町民税個人で、今回の補正額は590万円の補正増であります。滞納繰越分であります。

次に、項2固定資産税であります。これも滞納繰越分でありまして710万円の補正増であります。町税につきましては、いずれも決算の見込みによるものであります。

次に、一番下になりますが、地方交付税であります。今回補正額が282万7,000円の補正増で、これは普通交付税の確定によるものであります。

次の10ページをお開きになっていただきたいと思います。款12使

用料及び手数料、目2 土木使用料であります。今回の補正額が110万2,000円の補正増で、町営住宅使用料、これも滞納分でございます。同じく目3 教育使用料109万8,000円の補正増、町民体育館使用料で、除染作業員の休憩所として貸し付けしているところでございます。

続きまして、11ページになります。款13 国庫支出金、目1 民生費国庫負担金でございます。節2 児童福祉費国庫負担金1,556万8,000円の補正減で、児童手当で決算見込みによるものであります。

次に、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金、節1 東日本大震災復興交付金40億6,862万3,000円の補正増であります。防災集団移転促進事業、崖地近接等危険住宅移転事業、市街地復興効果促進事業などの復興交付金、平成26年度事業分が平成25年度に交付されたことによる補正となっております。同じく節5 防災情報通信設備整備事業交付金987万円の補正減、防災情報通信設備事業交付金で、Jアラート整備の決算見込みによるものであります。次に、民生費国庫補助金、節1 社会福祉費国庫補助金228万円の補正減で地域生活支援事業の決算見込みによるものであります。次に、目6 災害復旧費国庫補助金、節1 公共土木施設災害復旧費国庫補助金1,773万円の補正減で、公共土木施設災害復旧事業が除染の遅れなどによりまして事業執行ができなかったことによる減額となっております。

12ページをお開きになっていただきたいと思っております。款14 県支出金、目2 民生費県負担金、節2 児童福祉費県負担金で227万4,000円の補正減で児童手当等の決算見込みによるものであります。同じく節3 保険基盤安定県負担金3,274万2,000円の補正減で、軽減保険料補助、後期高齢者医療分とも決算見込みによるものであります。同じく節4 災害救助費等県負担金で2億2,961万5,000円の補正減で、災害弔慰金2億250万円の減、災害救助費1,024万円の減、災害障がい見舞金1,687万5,000円の補正減で決算見込みによるものであります。

次に、県補助金であります。目2 民生費県補助金、節1 社会福祉費県補助金で1,041万9,000円の補正減でございます。地域生活支援事業、仮設住宅等緊急通報設置事業補助金、仮設住宅等訪問介護安心サービス補助金、仮設住宅移動販売事業補助金など決算見込みによるものでございます。

13ページであります。目3 衛生費県補助金であります。節2 母子衛生費県補助金152万3,000円の補正減で、妊婦健康診査推進事業補助金など事業確定によるものであります。同じく節3 環境放射線モニタリング事業交付金398万5,000円の補正減で、環境放射線モニタ

リング事業交付金の決算見込みによるものであります。目4労働費
県補助金618万4,000円の補正減、緊急雇用創出基金事業費であり、
決算見込みによるものであります。目5農林水産業費県補助金279
万5,000円の補正減、避難農業者一時就農等支援事業補助金は決算
見込み。園芸産地等復興支援事業補助金は確定による精算でござい
ます。

14ページをお開きいただきたいと思います。款16寄附金、目1総
務費寄附金812万7,000円の補正増であります。ふるさと納税寄附金
でありまして、2月24日現在の件数は126件になります。目5衛生
費寄附金で500万円、株式会社双葉産業廃棄物処理公社が原子力災
害により事業活動を停止中で、営業不能等による収入減を東京電力
に賠償請求し、償還金の返済等の剰余金を株主である8町村に寄附
金として分配したものであります。

次に、款17繰入金、目2浪江町復旧復興基金繰入金で1億2,429
万7,000円の補正減で、各充当事業の決算見込みによるものであり
ます。目3東日本大震災復興交付金基金繰入金646万1,000円の補正
減で、まちづくり計画及び請戸共同墓地関係事業の決算見込みによ
るものであります。

次に15ページであります。款19諸収入、項4受託事業収入、目1
民生費受託事業収入187万2,000円の補正減で、広域連合受託事業収
入の決算見込みによるものであります。項5雑入、目1雑入で
6,870万1,000円の補正減であります。大きなものでは原子力立地給
付金125万1,000円の増、災害援護資金借入金7,000万円の補正減、
これは借入れ実績によるものであります。

17ページをお開きになってください。ここから歳出になっており
ます。款2総務費、目1一般管理費、7賃金450万円の補正減、臨
時事務補助員賃金で決算見込みによるものであります。目2文書広
報費、節12役務費500万円の補正減で通信運搬費の減でござい
ます。目5財産管理費、節14使用料及び賃借料140万円の補正増で複写機
使用料260万円の増、公用車借上料120万円の減となっております。

18ページをお開きいただきたいと思います。目6仮庁舎管理費で
あります。節11需用費250万円の補正減であります。消耗品費、光
熱水費とも決算見込みによるものであります。14使用料及び賃借料
190万円の補正減で、施設使用料などこれも決算見込みによるもの
であります。

次に、19ページになります。これは企画費となっておりまして、
節25積立金43億1,006万7,000円の補正増であります。浪江町復旧・
復興基金積立金2億4,140万5,000円の補正増で、次年度以降の復旧

・復興のための積立てということで、補正後の基金残高見込み額は59億5,396万円になります。東日本大震災復興交付金基金積立金40億6,862万3,000円で防災集団移転促進事業、崖地近接等危険住宅移転事業、市街地復興効果促進事業などの復興交付金、平成26年度事業分が平成25年度中に交付されているために積立てるもので、補正後の基金残高見込み額は41億1,418万2,000円となります。

20ページになります。項3戸籍住民基本台帳費、賃金171万6,000円の補正減で決算見込みによるものであります。

21ページでになります。選挙費でございます。参議院議員通常選挙費で職員手当、需用費、役務費、委託料いずれも決算見込みということでの補正減となっております。

23ページをお開きいただきたいと思っております。款3民生費であります。目1社会福祉総務費、節3職員手当109万円の補正増で、一般職時間外手当であります。障がい福祉システム構築データ移行のための時間外ということでの増額となっております。12役務費182万円の補正増で、災害時要援護者名簿作成に係る通信運搬費となっております。13委託料683万5,000円の補正減で、障がい者システム導入委託料の決算見込みによるものとなっております。28繰出金3,862万6,000円の補正減で、国保会計繰出金の減となっております。

24ページとなります。目2老人福祉費、13委託料421万1,000円の補正減であります。緊急通報システム事業委託料、訪問介護安心サービス事業委託料、仮設住宅等生きがい活動支援事業委託料で、いずれも減額となっておりますして決算見込みによるものとなります。

19負担金補助及び交付金478万2,000円の補正減で、仮設住宅移動販売事業補助金であります。20扶助費で650万円の減額で、主なものは自立支援サポート事業600万円の減で、これも決算見込みによるものであります。

25ページになっております。同じく28繰出金3,114万3,000円の補正減で、介護保険特別会計繰出金の減額となっております。目5老人医療給付事業費、13委託料100万円の補正減、後期高齢者検診委託料で実績によるものであります。28繰出金510万6,000円で後期高齢者医療特別会計繰出金の減額であります。次に、目6災害救助費、節1報酬780万円の補正減、復興支援報酬700万円の減などこれも決算見込みによるものであります。4共済費531万1,000円の減、これは臨時職員賃金に伴う社会保険料でこれも決算見込みによるものであります。

26ページであります。7賃金2,123万6,000円の補正減で、臨時事務補助員賃金の、これも決算見込みによるものとなっております。

27ページであります。9旅費288万6,000円の補正減で、これも決算見込みによるものであります。11需用費で1,322万7,000円の補正減で、これも決算見込みによるものであります。

28ページであります。12役務費1,134万4,000円の補正減で、これも決算見込みによるものとなっております。13委託料2,368万1,000円の補正減でありまして、各委託料の請差など決算見込みによるものとなっております。

29ページであります。14使用料及び賃借料522万4,000円の補正減であります。防犯カメラシステム賃借料で317万1,000円の減、土地借上料123万6,000円の減は、津波被災瓦れき置き場であります。

30ページをお開きいただきたいと思えます。15工事請負費211万3,000円の補正減で、空調修繕工事でありまして、継続費の平成25年度分契約に伴う減額となっております。18備品購入費461万2,000円の補正減で、ゲルマニウム半導体検出器、環境放射能測定装置の実績によるものであります。19負担金補助及び交付金404万3,000円の補正減は、災害派遣職員人権費等負担金は、他自治体からの職員の給与に対する負担金で、これも決算見込みによるものであります。20扶助費3億374万円の補正減は、災害障がい見舞金2,250万円の減、災害弔慰金2億8,000万円の減、保育料助成金124万円の減額となっております。決算見込みによるものであります。21貸付金7,000万円の補正減は、災害援護資金貸付金の減額となっております。

31ページであります。項2児童福祉費、目2児童措置費、節20扶助費1,786万円の減額であります。児童手当で決算見込みによるものであります。目3子供医療費、12役務費307万円の補正減で、手数料の決算見込みによるものであります。

32ページをお開きいただきたいと思えます。款4衛生費であります。目2予防費、13委託料200万円の補正増で、高齢者インフルエンザ予防接種委託料で、接種者の増によるものであります。同じく扶助費270万円の補正減で、主なものは小児肺炎球菌予防接種費、ヒブワクチン予防接種費で決算見込みによるものであります。目4母子衛生費、節13委託料で250万円の減、これは妊婦一般健康診査委託料でありまして、決算見込みによるものであります。

33ページであります。目6放射線対策費、13委託料290万円の補正減で、環境放射線モニタリング事業、業務の委託料で決算見込みによるものであります。同じく18備品購入費108万5,000円の補正減、計測地点確認車両の決算見込みによるものであります。

項2清掃費、目1清掃総務費、19負担金補助及び交付金131万7,000円の補正増であります。双葉地方広域市町村圏組合負担金で

南部衛生センター災害復旧工事に伴うものであります。

次に、労働費であります。目1緊急雇用創出基金事業、節7賃金で419万4,000円の減額であり、臨時事務補助賃金で決算見込みによるものであります。目2緊急雇用対策事業費、節7賃金で384万円の減額でありまして、臨時事務補助員賃金で決算見込みによるものであります。

款6農林水産業費、項1農業費、目6農業集落排水事業費、28繰出金であります。農業集落排水事業特別会計繰出金378万2,000円の減額となっております。目7農業振興費、19負担金補助及び交付金279万5,000円の減額で、避難農業者一時就農等支援事業補助金が150万円の減、園芸産地等復興支援事業補助金が129万5,000円の減額で、いずれも決算見込みによるものであります。

続きまして、36ページになります。款8土木費、項4都市計画費、目2公共下水道事業費、節28繰出金1,927万9,000円の補正減、公共下水道事業特別会計繰出金で精算によるものであります。目7公園費、14使用料及び賃借料103万5,000円の補正減、土地借上料でポケットパーク分の減額となっております。目4高速道推進事業費、19負担金補助及び交付金208万1,000円の減額で、常磐道地方協力負担金となっております。

37ページであります。款9消防費、目1常備消防費、節19負担金補助及び交付金245万4,000円の補正増で、双葉地方広域市町村圏組合負担金が198万5,000円の減、消防援助隊費負担金が443万9,000円の増で、どちらも決算見込みによるものであります。目4防災対策費、15工事請負費987万円の減で、Jアラート多様化設備整備工事で決算見込みとなっております。

38ページであります。款10教育費、目5図書館費、賃金100万円の減で、臨時事務補助員賃金で決算見込みによるものであります。

40ページになります。款11災害復旧費、目1道路橋梁施設災害復旧費、節13委託料3,670万円の補正減であります。調査測量設計委託料で除染の遅れなどから、当初計画どおりの委託ができなかったことなどによる減額となっております。同じく15工事請負費2,959万5,000円の減額で、災害復旧工事が同じく除染の遅れなどから工事ができなかったことによる減額となっております。

前に戻っていただきまして、6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、継続費の補正であります。款3民生費、項1社会福祉費、事業名が浪江町役場本庁舎空調修繕工事でありまして、補正前の総額6,878万4,000円、平成25年度年割額2,751万3,000円、平成26年度

年割額4,127万1,000円を補正後の総額6,372万円、平成25年度年割額2,540万円、平成26年度年割額3,832万円とするものであります。

表3、繰越明許費であります。款3民生費、項1社会福祉費、事業名が防災集団移転促進事業で1億5,413万8,000円を設定するものであります。同じく事業名が請戸共同墓地整備事業で、2億円を設定するものであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第15、議案第16号 平成25年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第16号 平成25年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、浪江町文化及びスポーツ振興育成事業費を補正するもので、主なものは、歳入では繰入金248万3,000円の減額、繰越金113万3,000円を増額、歳出では助成費134万円を減額するものであります。よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第16、議案第17号 平成25年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第17号 平成25年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、共同事業交付金の交付決定等により、歳入歳出それぞれ1億559万8,000円を減額するものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税・滞納繰越分4,600万円の増額、共同事業交付金1億1,351万8,000円の減額などであります。

歳出の主なものは、一般被保険者療養給付費1億225万5,000円、直営診療施設勘定繰出金574万8,000円の減額などであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは議案第17号 平成25年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。今回の補正につきましては、国保税の滞納繰越分の収納見込み、国保連合会等の交付決定額の確定に伴う予算措置でございます。

それでは、歳入についてご説明を申し上げます。款1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税4,560万円を増額し、4,860万円とするものでございます。内訳は医療給付費分滞納繰越分として3,600万円、介護納付金分滞納繰越分360万円、後期高齢者支援分滞納繰越分600万円の増額でございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。款7共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金4,052万1,000円の減、これは国保連合会からの確定による減額補正でございます。

次に、保険財政共同安定化事業交付金7,999万7,000円の減、これも国保連合会の確定に伴うものでございます。

款9繰入金、目1一般会計繰入金3,862万6,000円の減、これは繰入対象額に基づき繰入額が確定したことによるものです。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

10ページをお開きいただきます。款1総務費、一般管理費134万6,000円の増。これにつきましてはレセプト点検システム改修委託料等々でございます。

次に、款2保険給付費、目1一般被保険者療養給付費1億225万5,000円の減、これは給付見込みによるものでございます。

次に、出産育児一時金420万円の増、これは出産件数増加によるものでございます。

11ページをお開きいただきます。後期高齢者支援金147万円の減、額の確定によるものでございます。

12ページをお開きいただきます。直営診療施設勘定繰出金574万8,000円の減、これは国からの交付見込みによるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小黑敬三君） 日程第17、議案第18号 平成25年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第18号 平成25年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、福島県地域医療復興事業補助金等県補助金の決定等により、歳入歳出それぞれ462万5,000円を増額するものであります。

歳入の主なものは、福島県地域医療復興事業補助金等県補助金1,037万3,000円を増額であります。

歳出の主なものは、予備費433万9,000円を増額であります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第18、議案第19号 平成25年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第19号 平成25年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ4,287万4,000円を増額するものであります。

歳入では、一般会計繰入金1,927万9,000円の減、雑収入5,611万6,000円の増、国庫支出金603万7,000円の増、歳出では下水道総務管理費5,611万7,000円の増、下水道維持管理費450万円の減、下水道災害復旧費874万3,000円の減であります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第19、議案第20号 平成25年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第20号 平成25年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、歳入の繰入金378万2,000円の減、繰越金378万2,000円の増であります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第20、議案第21号 平成25年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第21号 平成25年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、介護保険事業保険給付の状況等により、歳入歳出それぞれ減額補正するものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金4,643万5,000円の減額、支払基金交付金1億124万4,000円の減額、県支出金2,489万4,000円の減額、繰入金3,114万3,000円の減額であります。

歳出の主なものは、保険給付費2億4,330万円の減額、地域支援事業費589万6,000円の減額、予備費4,563万4,000円の増額であります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） ご説明申し上げます。今回の補正は歳入歳出それぞれ減額補正するもので、介護保険事業保険給付費の減によるものです。

それでは歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。款1国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金1,566万1,000円の減、これは介護給付費の減によるものです。款1国庫支出金、項1国庫補助金、目3災害臨時特例補助金4,795万4,000円の減、これは1号保険及びサービス利用者の減免補助金の確定によるものです。目4調整交付金1,433万5,000円の増、これは65歳以上の高齢者率の増によるものです。

7ページをお開きください。項2支払基金交付金、目1介護給付費交付金9,952万8,000円の減、これは2号保険者確定による減です。款3県支出金、項1県負担金、目1介護給付負担金2,645万2,000円の減、これは介護給付費の減によるものです。

8ページをお開きください。款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金3,041万2,000円の減、これは介護給付費の減によるものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。9ページをお開きください。款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目2地域密着型介護サービス給付費2,000万円の減、これは介護給付費の減によるものです。目3施設介護給付費1億4,600万円の減、これは介護給付費の減によるものです。

11ページをお開きください。項2特定入所者介護サービス等諸費、目1特定入所者介護サービス費6,500万円の減、これは介護給付の減によるものです。

12ページをお開きください。予備費4,563万4,000円の減、これは歳出予算調整によるものです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 日程第21、議案第22号 平成25年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第22号 平成25年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、後期高齢者医療広域連合納付金の決定により、歳入歳出それぞれ510万6,000円を減額するものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金510万6,000円の減額でありま

す。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金510万6,000円の減額であります。

よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第22、議案第23号 平成25年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第23号 平成25年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、水道事業収益的収入で2億1,175万6,000円の増額、収益的支出で693万円の減額補正をするものであります。

詳細につきましては、復旧事業課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 議案第23号 平成25年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

8ページをお開き願います。一番最後になります。収益的収支であります。1款2項2目の雑収益で2億2,400万円の増で、東京電力から原子力発電所事故による平成24年度の浪江町水道事業における逸失利益分の損害賠償によるものです。

続いて、4目補助で1,224万4,000円の減、これについては災害復旧にかかる補助金で、他会計補助金の減によるものです。

続きまして、収益支出であります。1款1項1目の原水及び浄水費で200万円の減で、これは災害復旧に係る修繕費の減によるものです。続いて、2目配水及び給水費で493万円の減、これについても災害復旧費に係る修繕費の減によるものです。

よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） ここで10時25分まで休憩いたします。

（午前10時11分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午前10時25分）

○議長（小黒敬三君） 日程第23、議案第24号 平成26年度浪江町一般会計予算を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第24号 平成26年度浪江町一般会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成26年度一般会計予算の総額を133億6,700万円と定めるものであります。

この予算額は前年度に対して57億4,500万円、75.4%の増額となっております。

歳入の主なものは、地方交付税につきましては、災害復興特別交付税が東日本大震災復興交付金事業等、交付対象事業費等の増加により9億6,471万2,000円、25.7%増の47億1,539万6,000円。

国庫支出金につきましては、原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金が、きずな再生支援システム委託等の対象事業費の増加の影響により4億2,094万9,000円、41.8%増の14億2,701万円。

繰入金につきましては、防災集団移転促進事業や復興公営住宅全体計画策定事業の実施により東日本大震災復興交付金基金繰入が増加したことが影響し44億8,222万円、688.4%増の51億3,330万4,000円となりました。

また町債の借入れにつきましては、臨時財政対策債が18.5%減の2億9,750万円となっております。

歳出予算につきましては、緊急復旧対応期から復興の実現期へ移行する重要な時期であるため、「復興の動きを見える形にする」ということに重点をおいた予算編成といたしました。

性質別に説明いたしますと、投資的経費では今年度の新たな事業として防災集団移転促進事業における用地取得の実施により、前年度当初予算比2730.4%、31億2,243万2,000円増の32億3,679万1,000円。

義務的経費が扶助費において災害弔慰金の支給のピークが過ぎたこと等の理由により4.3%、1億4,441万8,000円減少の31億8,449万2,000円。

その他の経費におきましては、全国に避難する住民の方々への有効な情報発信手段としてタブレット端末を整備する、きずな再生支援事業の実施等による物件費の増加、補助費においても新規事業として4月からの消費税増税の低所得者対策として臨時福祉給付金、浪江町がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金、浪江町被災住宅再建事業補助金等の事業を実施にすることにより、全体で66.2%の増、27億6,698万6,000円増加となる69億4,571万7,000円となっております。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） 慣例によりまして、一般会計の当初予算につきましては、皆さんお手元に平成26年度一般会計特別会計歳入歳出予算資料があると思いますので、そちらのほうで説明いたしますので、お手元にご準備のほうよろしくお願いいたします。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。平成26年度一般会計及び特別会計歳入歳出予算であります。一般会計の平成26年度当初予算が133億6,700万円、増減額で57億4,500万円の増であります。伸び率が75.4%の増となっております。

また、特別会計を含めました合計額では209億2,097万9,000円、増減額で57億4,966万7,000円の増となっております。伸び率が37.9%となっております。

平成26年度一般会計当初予算歳入の構成について申し上げます。主なもののみをご説明いたします。

まず、町税であります。平成26年度予算額が2億7,143万2,000円あります。増減額で3,975万7,000円、伸び率で17.2%の増額であります。全体に占める構成比が2.0%ということでありまして、前年に引き続き非常に低い構成比となっております。

中ほどに地方交付税があります。平成26年度予算額が47億1,539万6,000円、増減額で9億6,471万2,000円、伸び率で25.7%の増であります。これは震災復興特別交付税の増によるものであります。

次に、国庫支出金であります。平成26年度予算額が14億2,701万円あります。増減額で4億2,094万9,000円、伸び率で41.8%の増であります。これは原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金が、きずな再生支援システム委託等の対象事業費の増などの影響によりましての増となっております。

次に、県支出金が9億7,340万8,000円でございます。増減額で2,153万7,000円、伸び率で2.2%の減となっております。

次に、繰入金で51億3,330万4,000円、増減額で44億8,222万円、伸び率で688.4%の増となっております。これは防災集団移転促進事業や復興公営住宅、全体計画策定事業の実施に伴う東日本大震災復興交付金基金繰り入れが増加したことなどによるものとなっております。

町債につきましては、2億9,750万円で臨時財政対策債の発行によるものとなっております。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。上段であります。自主財源、依存財源に区分した表となっております。自主財源の平成26年度予算額が56億496万1,000円でございます。増減額で44億4,252万1,000円の増、伸び率で382.2%の増で構成比が41.8%

であります。主なものであります。町税につきましては増減額で3,975万7,000円の増、繰入金で44億8,222万円の増となっております。浪江町復旧・復興基金繰入金、東日本大震災復興交付金基金繰入金の増などによるものとなっております。

一方、依存財源であります。小計が77億6,203万9,000円、増減額で13億247万9,000円、構成比で58.2%でございます。主なものは地方交付税で47億1,539万6,000円、これは復興特別交付税の増等によるものでございます。

また、国庫支出金で14億2,701万円、県支出金で9億7,340万8,000円となっております。

次に、一般財源、特定財源でございますが、下の表となります。

一般財源の小計が59億872万1,000円、増減額で8億2,727万3,000円、伸び率で16.3%の増となっております。主なものが、町税で2億7,143万2,000円、地方消費税交付金で2億1,817万2,000円、地方交付税で47億1,539万6,000円となっております。

次に、特定財源の小計が74億5,827万9,000円でございます。増減額で49億1,772万7,000円。伸び率で193.6%の増となっております。主なものが国庫支出金で14億2,701万円、県支出金で9億7,339万8,000円、繰入金で49億8,330万2,000円となっております。このページの右側が財源構成などの表となっておりますので、あとでご覧いただきたいと思っております。

4ページをお開きいただきたいと思っております。これは平成26年度の当初予算の目的別歳出の構成となっております。これにつきましてはも主なもののみの説明とさせていただきます。

まず、総務費であります。平成26年度当初予算額が14億7,530万7,000円、増減額で4億5,776万1,000円、伸び率で45%の増となっております。これにつきましては、新規事業といたしまして、きずな再生支援事業の実施及び災害救助費を今年度から整理いたしましたので、この整理によりまして移行された人件費の増加などによるものであります。

民生費が32億6,267万5,000円、増減額で7億3,694万7,000円の減、伸び率で18.4%の減でございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、災害救助費を整理し、本来の目的の科目へ振り分けております。そういうことが大きな減額の理由となっております。

次に、衛生費であります。9億6,619万4,000円、増減額で5億5,160万2,000円増、伸び率で133.0%の増でございます。これにつきましても災害救助費の整理によりまして、放射線健康管理対策費、

除染対策費、災害廃棄物対策費が衛生費に新設されたこと。さらに双葉地方広域市町村圏組合の負担金が、汚泥再生センター復旧工事負担金の増となったための増となっております。

次に、農林水産業費が2億5,155万8,000円、増減額で961万9,000円の減、伸び率で3.7%の減となっております。これは国営請戸川地区土地改良事業負担金が、平成25年度で償還終了となっております。その減少が主な要因となっております。

次に、土木費が53億8,979万5,000円、増減額で49億2,482万3,000円、伸び率で1,059.2%の増となっております。これにつきましては防災集団移転促進事業関連経費が大幅に伸びたこと。さらに災害救助費の整理などによるものであります。

次に、消防費が6億2,557万7,000円、増減額で3億5,569万7,000円、伸び率で131.8%の増でございます。これにつきましては災害救助費の整理によりまして、浪江町防犯業務委託防犯カメラシステム賃借料などが消防費に移行したことによるものです。

次に、教育費が3億274万9,000円、増減額で1億3,957万5,000円、伸び率で85.5%の増でございます。これも災害救助費の整理によりまして、仮設学校運営事業費が教育費に移行したことによるものであります。

次に、公債費は6億6,984万4,000円で、増減額で1,784万4,000円の増、伸び率で2.7%の増となっております。

次に、その下の性質別の構成であります。義務的経費であります。小計が31億8,449万2,000円、増減額が1億4,441万8,000円の減で、災害弔慰金の支給のピークが過ぎたことなどによりまして4.3%減となります。

次に、投資的経費であります。小計が32億3,679万1,000円、増減額で31億2,243万2,000円、伸び率で2,730.4%の増であります。これは防災集団移転促進事業が主な理由となっております。

その他の経費であります。小計で69億4,571万7,000円、増減額で27億6,698万6,000円の増で、伸び率で66.2%の増であります。大きな伸び率を示しているものが物件費で、10億5,725万9,000円の増となっております。これはきずな再生支援事業や防災集団移転促進事業の測量設計委託などが増加したことなどによるものであります。また、補助費で20億4,979万7,000円の増となっております。これは、消費税増税の低所得者対策である臨時福祉給付金、防災集団移転事業の一部である浪江町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金、浪江町被災住宅再建事業補助金などの新規事業によるものであります。

歳出の目的別状況につきましてのグラフは、隣の5ページに掲げたとおりとなっておりますので、あとでご覧いただきたいと思います。

次に、6ページであります。ここには平成26年度一般会計当初予算の主要事業がございます。ここも主なもののみの説明とさせていただきます。

まず、ふるさと浪江の再生であります。防災集団移転促進事業で34億6,828万4,000円を計上しております。津波による甚大な被害を受けた地域住民への集団移転事業を行います。その下であります。がけ地近接等危険住宅移転事業として6億4,435万円を計上しております。災害危険区域に設定された区域で防災集団移転事業の対象にならない個人移転者への支援を行います。

その下であります。津波被災住宅再建事業で7億5,922万8,000円、防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業を実施する前の段階で移転した方の住宅再建を支援いたします。まちづくり整備事業で1,373万6,000円、町内中心市街地の事業を検討するため、被害状況図の作成、土地、建物利用の意向調査などを実施いたします。請戸地区町営共同墓地周辺整備事業で2,068万8,000円であります。その下の町内復興公営住宅全体計画策定事業で3,996万円、帰還に向け自宅に帰ることのできない町民の住居を確保するため、町内へ復興公営住宅の整備を検討するため、全体計画の策定などを行います。少し飛びまして、農業再生支援であります。3,977万6,000円を計上しております。平成26年で除染が終了する地区の水稻の実証栽培をするとともに、除染後農地の保全管理を支援し、農業再開に向けた環境整備を実施いたします。

次に、右のページ、ふるさと浪江の安全に移ります。まず環境放射線モニタリング事業に2,752万9,000円を計上しております。その下の町内防犯事業に3億34万9,000円、平成26年度からは8カ所のゲート付近に車番認証カメラを設置し、防犯対策強化を図ってまいります。有害鳥獣駆除事業に1,429万9,000円、水路除染実証実験事業に2,260万円、室原水路、請戸頭首工脇水路、掃部関頭首工脇水路の3カ所において、靱殻を使用した除染の実証実験を行います。一つとびまして、初期救急医療事業に2,974万5,000円、役場本庁舎に医師、看護師を配置し、町内一時立入り者のけが、急病等に対応いたします。少しとびまして、額が小さいのですが、そぞく昆虫の駆除に119万4,000円あります。一時立入りの際の安全を図るため蜂などの駆除を行います。放射線健康管理事業に9,731万6,000円などあります。

次、8ページをお開きになっていただきたいと思います。避難先での支援となっております。まず、きずな再生支援事業はタブレット端末整備事業となっておりますして2億9,624万5,000円、避難先で不足がちになる県内町のニュースを配信いたしましたり、町民同士の交流掲示板の作成、双方向でのコミュニティ再生を支援するための効果的なツールとして、タブレット端末を全世帯に配布をいたします。復興支援員の配置に1億9,919万5,000円、現在1府4県に配置している復興支援員を1府9県に拡大し、全国に避難した町民に寄り添った支援が行えるようにいたします。あと、一番下になりますが、仮設住宅除雪機購入事業に1,984万円を計上したところであります。

次に、右のページです。9ページになります。その他の主要事業となっております。2つ目の災害弔慰金に3億1,250万円、臨時福祉給付金給付事業に2億667万5,000円、消費税増税に伴い町民税均等割が課税されない住民へ給付金を給付いたします。子育て世帯臨時特例給付金給付事業に1,966万1,000円、消費税増税による子育て世帯の影響を緩和するため、臨時的な給付措置をいたします。

次に、13ページをお開きいただきたいと思います。ここでは一般会計における町債及び債務負担行為の状況となっております。まず地方債でございますが、平成24年度末の地方債の現在高が56億261万9,000円であります。平成25年度末現在高見込み額が53億9,604万2,000円となっております。これに平成26年度中の起債見込み額、平成26年度中の償還見込額を増減した平成26年度末現在高見込み額では50億9,982万1,000円となっております。

その下が債務負担行為の状況となっております。債務負担行為の限度額が、9億4,906万8,000円でございます。平成26年度中の支払い予定額が3,869万円、平成27年度以降支払い予定額が3億438万9,000円となっております。国営請戸川土地改良事業、いわゆる大柿ダムの負担金が平成25年度で終了いたしております。平成27年度以降の支出予定額につきましては、大部分が国営請戸川土地改良事業に対する債務負担行為となっております。

平成26年度の一般会計につきましては、以上となっております。よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第24、議案第25号 平成26年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第25号 平成26年度浪江町文化及びスポー

ツ振興育成事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、予算の総額を207万3,000円とするものであります。

歳入の主なものは、繰入金の206万円で、歳出の主なものは、助成費の200万円であります。よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第25、議案第26号 平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第26号 平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算の総額を42億4,810万円と定めるものであります。この予算額は、前年度に対し3,179万6,000円、0.8%の増となっております。

歳入の主なものは、国庫支出金が5.7%増の27億6,264万円、共同事業交付金が20.5%減の4億4,153万5,000円、前期高齢者交付金が8.1%増の4億355万円などであります。

歳出の主なものは、保険給付費が3.0%減の30億4,967万円、後期高齢者支援金が22.2%増の5億1,019万5,000円などであります。

なお、国保税については今年度も減免となるため、滞納分のみの予算計上となっております。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは予算資料に基づいてご説明を申し上げます。10ページをお開きいただきます。

歳入についてご説明申し上げます。はじめに国民健康保険税330万円、ただいま町長からの説明があったとおりでございまして、当初より保険税の減免を考慮いたしまして、過年度滞納繰越分を計上したものでございます。

次に、国庫支出金27億6,264万円。前年度と比較しますと、1億4,822万1,000円の増でございます。これは税等の補填分でございます。

次に、療養給付費交付金1億1,025万9,000円、前年度と比較いたしますと9,395万円の減となっております。これは支払い金からの交付金でございます。

次に、前期高齢者交付金4億335万円。前年度と比較しますと3,019万1,000円の増額となっております。これも支払い基金からの交付金でございます。

次に、県支出金2億4,416万円、前年度と比較いたしますと、

2,153万6,000円の増額になっております。

次に、共同事業交付金4億4,153万5,000円、平成25年度との比較でございますが1億1,397万円の減。これは、高額医療費共同事業保険財政共同安定化事業費として国保連合会からの交付金でございます。

次に、繰入金2億217万8,000円、前年度との比較では3,047万4,000円減、これは一般会計からの繰り入れでございます。

次に、繰越金8,000万1,000円、これは平成25年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

はじめに総務費でございますが、平成26年度6,132万2,000円、前年度と比較しますと56万3,000円の減でございます。内訳の主なものについては、人件費等が主なものでございます。

次に、保険給付費30億4,967万円、前年度と比較しますと9,457万円の減でございます。

次に、後期高齢者支援金5億1,019万5,000円、前年度との比較でございますが、9,285万3,000円の増額になっております。

続きまして、介護納付金2億4,894万9,000円、前年度との比較では1,787万9,000円の増。

次に、共同事業拠出金3億4,691万6,000円、前年度との比較でございますが2,390万5,000円の増、これは国保連合会への拠出金でございます。

次に、保険事業費1,650万2,000円、前年度との比較でございますが65万6,000円の減、これは検診事業費等々でございます。

次に、諸支出金830万3,000円、前年度とは同額の予算でございます。

次に、予備費に前年度より714万7,000円減額いたしまして、533万2,000円を計上してございます。

合計、歳入歳出とも前年度と比較しますと3,179万6,000円増の42億4,810万円の予算でございます。説明は以上です。

よろしくお願ひいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第26、議案第27号 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第27号 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会

計予算の総額を2億4,538万2,000円と定めるものであります。この予算額は前年度に対して5,844万9,000円、31.3%の増となっております。

歳入の主なものは、診療収入が10.2%増の1億1,491万5,000円、他会計繰入金が34.4%増の1億332万3,000円などであります。

歳出の主なものは、診療に当たる医師委託料等を含む総務費が52.6%増の1億6,632万5,000円、医業費が1.4%増の7,755万7,000円などであります。

詳細については、仮設津島診療所事務長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（紺野則夫君） それではご説明を申し上げます。予算資料10ページをお開きいただきます。

それでは歳入についてご説明を申し上げます。はじめに診療収入でございますが1億1,491万5,000円。前年度と比較しますと1,068万円の増でございます。内訳につきましては、国保診療報酬収入、社会診療報酬収入、後期高齢者医療診療報酬収入、個人負担分等が主なものでございます。

次に、県支出金2,020万9,000円、これは県からの地域医療復興事業補助金でございます。

続きまして、繰入金でございますが1億332万3,000円、前年度と比較しますと、2,645万9,000円の増額でございます。内訳につきましては、一般会計から運営費としての繰入金、さらに事業勘定繰入金でございます。

次に、繰越金600万円、平成25年度と比較しますと100万円の増額でございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。はじめに総務費1億6,632万5,000円、前年度と比較しますと5,735万3,000円の増でございます。内訳につきましては人件費が主なものでございます。

次に、医業費7,755万7,000円、前年度との比較でございますが、109万6,000円の増。内訳の主なものにつきましては、医薬品等の購入費でございます。

次に、予備費に前年度と同額の150万円を計上してございます。合計、歳入歳出とも平成25年度と比較しますと5,844万9,000円増の2億4,538万2,000円の予算でございます。

説明は以上でございます。

○議長（小黒敬三君） 日程第27、議案第28号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第28号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、予算の総額を4億3,869万1,000円とするものであります。対前年比3.4%の減となっております。

歳入の主なものは、一般会計繰入金の3億5,310万2,000円で19.3%の減であります。

歳出では、公共下水道事業費で1億1,340万8,000円となり4.0%の減、公債費で3億942万6,000円となり3.2%の減となります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 議案第28号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算資料11ページをお開きください。公共下水道事業の歳入でございます。

繰入金3億6,671万4,000円で前年度比7,097万3,000円の減でございます。

繰越金については、平成25年度の余剰金100万円を予定しております。

諸収入については、福島第一原子力発電所の事故による損害賠償の逸失利益分5,611万6,000円を予定しております。

次に、歳出でございます。公共下水道事業費1億1,340万8,000円で、前年度費475万2,000円の減で、主に震災による災害復旧調査費と、平成25年度に復旧した各マンホールポンプ等の維持管理費でございます。

次に、公債費3億942万6,000円で償還分でございます。

以上、歳入歳出それぞれ合計が4億2,383万4,000円となり、対前年度費3.4%減となります。よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第28、議案第29号 平成26年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第29号 平成26年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成26年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算の総額を603万8,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは繰越金であります。

よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第29、議案第30号 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第30号 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、予算の総額を3,586万1,000円とするものであります。対前年比7.5%の増となっております。

歳入の主なものでは、一般会計繰入金の3,402万5,000円で3.5%の増であります。

歳出では、農業集落排水事業費で1,236万9,000円となり30.5%の増、公債費で2,299万2,000円となり、1.7%の減となります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 暫時休議いたします。

（午前11時06分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午前11時07分）

○議長（小黒敬三君） 今説明途中なので、議案第30号を最後まで説明してから訂正を求めます。

説明の続きをお願いします。

復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 議案第30号 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算資料11ページをお開きください。農業集落排水事業の歳入でございしますが、繰入金3,535万7,000円で前年度費249万2,000円の増でございします。

次に、歳出でございします。農業集落排水事業1,236万9,000円で289万4,000円の増となっております。主に高瀬浄化センターの災害復旧に向けての施設維持管理費でございします。

次に、公債費2,299万2,000円で40万1,000円の減で償還分でございします。以上、歳入歳出それぞれ合計が3,586万1,000円となり、7.5%の増となります。

よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） ここで町長より説明の訂正を求められておりますのでお願いいたします。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第28号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計予算での予算の総額を「4億3,869万1,000円」と申し上げましたが「4億2,383万4,000円」と訂正をお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第30、議案第31号 平成26年度浪江町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第31号 平成26年度浪江町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

平成26年度歳入歳出総額25億2,902万9,000円であります。

歳入の主なものは、国庫支出金が11億6,280万9,000円、支払基金交付金が6億4,541万2,000円、県支出金が3億3,358万1,000円、一般会計からの繰入金3億6,705万9,000円あります。

歳出の主なものは、総務費が6,333万5,000円、保険給付費が22億2,449万7,000円、地域支援事業が1,537万4,000円あります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） それでは予算資料により説明いたします。

12ページをお開きください。はじめに歳入です。国庫支出金11億6,280万9,000円、平成25年度と比べますと4,912万9,000円の減であります。これは施設サービス利用者が減によるものであります。支払い基金交付金6億4,541万2,000円、マイナス1,879万6,000円。これは2号保険者の減であります。県支出金3億3,358万1,000円、マイナス1,554万7,000円。これも施設サービス利用減によるものであります。繰入金3億6,705万9,000円。これは居宅サービスと施設サービスの比率がありまして、その比率により増加になっております。繰越金380万7,000円、346万2,000円の減であります。これは精算によるものでございます。諸収入1,236万円、これは同額であります。

次に、歳出であります。総務費6,333万5,000円、338万3,000円の増であります。これは人件費であります。保険給付費22億2,449万7,000円、マイナス5,976万円の減になっております。これは先ほどいいましたように居宅サービス、地域密着サービスは増加しております。ただし、施設サービスが減になっておりますのでこのようになります。次に、地域支援事業費1,537万4,000円、553万2,000円、これは事業費の減によるものであります。諸支出金2億1,844万

2,000円、754万6,000円であります。予備費337万9,000円減の179万6,000円となっております。

総体的にいきますと、平成25年度から比べますと7,125万1,000円の減額となっております。これはサービス、居宅、地域密着サービスは10%増えております。ただし、施設サービスが減額によるものであります。

なお、平成26年度についても利用者負担の減免が継続されておりますので、財政措置をしております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 暫時休議いたします。
(午前11時14分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。
(午前11時15分)

○議長（小黒敬三君） 介護福祉課長より発言の訂正を求められております。
介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） 訂正をお願いします。
繰越金のうち380万7,000円、これは平成25年度の事業が完了しますと大体このぐらいが繰り越せるという形のものでございますので、訂正をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 暫時休議いたします。
(午前11時15分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。
(午前11時16分)

○議長（小黒敬三君） 介護福祉課長より発言の訂正を求められております。
介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） 大変失礼しました。繰越金380万7,000円、平成25年度と比較しますと、346万2,000円の減となります。よろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 日程第31、議案第32号 平成26年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第32号 平成26年度浪江町財産区管理事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、予算の総額を536万2,000円に定めるものであります。

主な事業は、津島及び苧野財産区の管理を行うものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第32、議案第33号 平成26年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第33号 平成26年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成26年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算の総額を6,230万円と定めるものであります。この予算額は前年度に対して141万4,000円、2.2%の減となっております。

歳入の主なものは、一般会計繰入金が2.1%減の6,210万4,000円などであります。

歳出の主なものは、後期高齢者広域連合納付金が2.5%減の5,779万7,000円などであります。

なお、保険料については今年度も減免となるため予算計上しておりません。よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第33、議案第34号 平成26年度浪江町水道事業会計予算を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第34号 平成26年度浪江町水道事業会計予算についてご説明いたします。

本案は、災害復旧業務を主軸とした上水道事業の経営にかかるものであります。

収益的収支で、収入が1億1,657万4,000円、支出が3億6,659万4,000円となります。

また資本的収支では、支出のみで9,172万9,000円となります。

なお、平成26年度より地方公営企業会計基準改正により、新会計基準を適用しています。

詳細については復旧事業課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 議案第34号 平成26年度浪江町水道事

業会計予算についてご説明いたします。水道事業の予算資料でご説明申し上げます。1ページをお開きください。

収入の営業外収益で2,367万3,000円、対前年度比107.6%増、これは水道の災害復旧国庫補助金の増額によるものです。

次に、2ページをご覧ください。支出の営業費用であります、原水及び浄水費が5,910万9,000円で260.5%の増で、水道施設の修繕によるものです。

次に、配水及び給水費が5,520万4,000円で36.7%の増で、配水施設の修繕費によるものでございます。

次に、総係費3,037万9,000円で155.5%の増でございます。

減価償却費1億9,369万9,000円で18.2%の増となっております。

次に、営業外費用では支払い利息が3,091万3,000円で23.6%の減となっております。

次に、特別損失では過年度損益修正損が5,000万円で1566.7%の増となっております。これは地方公営企業会計基準の改正に伴う引当金の計上と資産の整理によるものです。したがって、収益的支出合計が3億6,659万4,000円となり、対前年度比76%の増であります。

次に、3ページをお開き願います。資本的収支及び支出であります。今年度は資本的収支はありません。

次に、4ページをご覧ください。資本的支出は、企業債償還金で9,172万9,000円、5.8%の増となります。

次に、予算書をお開き願います。水道会計予算書の4ページになります。資本的収支及び支出の予定額であります、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額9,172万9,000円は、減債積立金9,172万9,000円で補填するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（**小黑敬三君**） 日程第34、議案第35号 工事請負契約の締結について（請戸共同墓地整備事業造成工事）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（**馬場 有君**） 議案第35号 工事請負契約の締結について（請戸共同墓地整備事業造成工事）についてご説明いたします。

本案は、請戸共同墓地整備事業造成工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった横山建設株式会社代表取締役社長横山佳弘と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については、ふるさと再生課長より説明させます。

○議長（小黒敬三君）　ここで私の発言の訂正をさせてください。先ほど「請戸共同墓地」のところを「請戸川」と言いましたので、その発言を訂正いたしたいと思います。

ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君）　議案第35号　工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、請戸共同墓地整備事業造成工事に係る請負契約の締結であり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、内容についてご説明いたします。

契約の目的は、請戸共同墓地整備事業造成工事であります。施工箇所は、浪江町大字請戸字北館ノ内地内であります。

契約の方法は指名競争入札であります。

契約金額は1億9,332万円であります。

契約の相手方は、浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社、代表取締役社長横山佳弘であります。

工期は、議会の議決を得た日から平成26年8月12日であります。

よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君）　以上で提案理由の説明及び内容の説明が終わりました。質疑については18日に行います。

◎次回日程の報告

○議長（小黒敬三君）　休会中の委員会活動日程を申し上げます。休会中における各常任委員会の招集日は10日、12日で、総務常任委員会が中会議室2、産業・建設常任委員会が小会議室A、B、文教・厚生常任委員会が中会議室3で開催いたします。時間はいずれも午前9時30分からです。関係課長等につきましても委員会への出席要求があったときにはよろしく願います。

また、全員協議会を本日午後1時30分から大会議室で開催いたしますので、ご参集願います。

○議長（小黒敬三君）　暫時休議いたします。

（午前11時29分）

○議長（小黒敬三君）　再開いたします。

（午前11時29分）

◎散会について

○議長（小黒敬三君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

◎散会の宣告

○議長（小黒敬三君） よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

18日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

（午前11時30分）

平成26年3月 8日 (土曜日)	休 日
平成26年3月 9日 (日曜日)	休 日
平成26年3月10日 (月曜日)	委員会
平成26年3月11日 (火曜日)	休 会
平成26年3月12日 (水曜日)	委員会
平成26年3月13日 (木曜日)	全員協議会
平成26年3月14日 (金曜日)	全員協議会
平成26年3月15日 (土曜日)	休 日
平成26年3月16日 (日曜日)	休 日
平成26年3月17日 (月曜日)	休 会

3 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成26年浪江町議会3月定例会

議事日程(第3号)

平成26年3月18日(火曜日)午前9時開議

- 日程第 1
- 議案第 2号 浪江町暴力団排除条例の制定について
 - 議案第 3号 東日本大震災による被災者に対する平成26年度の町税等の減免に関する条例の制定について
 - 議案第 4号 消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - 議案第 5号 浪江町課設置条例の一部改正について
 - 議案第 6号 浪江町復興再生事務所設置条例の一部改正について
 - 議案第 7号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
 - 議案第 8号 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正について
 - 議案第 9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
 - 議案第10号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
 - 議案第11号 職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 議案第12号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
 - 議案第13号 浪江町重度心身障がい児童福祉手当支給条例の一部改正について
 - 議案第14号 浪江町社会教育委員設置条例の一部改正について
 - 議案第15号 平成25年度浪江町一般会計補正予算(第4号)
 - 議案第16号 平成25年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算(第1号)
 - 議案第17号 平成25年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
 - 議案第18号 平成25年度浪江町国民健康保険直営診療

- 施設事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第19号 平成25年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第20号 平成25年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第21号 平成25年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第22号 平成25年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第23号 平成25年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第24号 平成26年度浪江町一般会計予算
- 議案第25号 平成26年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算
- 議案第26号 平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第27号 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算
- 議案第28号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第29号 平成26年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算
- 議案第30号 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第31号 平成26年度浪江町介護保険事業特別会計予算
- 議案第32号 平成26年度浪江町財産区管理事業特別会計予算
- 議案第33号 平成26年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第34号 平成26年度浪江町水道事業会計予算
- 議案第35号 工事請負契約の締結について（請戸共同墓地整備事業造成工事）

出席議員（15名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
4番	小黒敬三君	5番	平本佳司君
6番	松田孝司君	7番	山崎博文君
8番	若月芳則君	9番	佐々木恵寿君
10番	山本幸一郎君	11番	泉田重章君
12番	佐藤文子君	13番	紺野榮重君
14番	吉田数博君	15番	三瓶宝次君
16番	馬場績君		

欠席議員（1名）

3番 鈴木幸治君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

副町長	檜野照行君	副町長	渡邊文星君
教育長	畠山熙一郎君	代表監査委員	山内清隆君
総務課長	谷田謙一君	復興再生事務所長 兼帰町準備室長	山本邦一君
復興推進課長	宮口勝美君	町民税務課長	高倉敏勝君
産業・賠償対策課長	大浦泰夫君	ふるさと再生課長	岩野寿長君
復旧事業課長	中田喜久君	健康保険課長兼 津島支所長兼 仮設津島診療所事務長	紺野則夫君
介護福祉課長	佐藤尚弘君	生活支援課長	佐藤良樹君
会計管理者 兼出納室長	吉田公明君	教育委員会 教育次長	鈴木敏雄君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩野善一	次長	清水佳宗
書記	中野夕華子		

◎開議の宣告

○議長（小黒敬三君） 町長より欠席届が議長宛てに提出されておりますので、ご報告いたします。

3番、鈴木幸治君より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

おはようございます。ただいまの出席議員数は15人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（小黒敬三君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（小黒敬三君） ここで暫時休議いたします。

（午前 9時01分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午前 9時06分）

○議長（小黒敬三君） 先ほどお手元に配付の正誤表の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） おはようございます。それでは、先ほど配付いたしました正誤表についての説明をいたします。

まず、平成26年度一般会計、特別会計歳入歳出予算資料は、お手元にお配りのとおりでございます。その中で7ページのところで、ふるさと浪江の安全という項目がございます。そこの中の事業名、仮設トイレ設置事業がございまして、そこの中の仮設トイレの設置箇所数に間違いがございましたので、そこでの訂正が1点でございます。

さらに、8ページのところで避難先での生活支援という欄がございまして、そこの中の復興支援員の配置がございました。その表現の中で、現在の1府4県ということで県名を入れて、そしてそれを復興支援1府9県ということで追加する県名を入れていたのですが、その表現の仕方が非常にわかりにくいということで、そこを整理して、現在の1府4県に配置している復興支援員を1府9県ということできちっとした県名を入れたということでの表現の訂正とい

うことでの資料の訂正をお願いしたいということでございます。よろしくをお願いしたいと思います。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第2号 浪江町暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） 議案第2号の条例についてお尋ねをいたします。

第10条ですけれども、ここに書いてある県の規則第4条というのはどういう条文なのかということですね。そこに書いてありますね。これが第1点。

それから、同じく10条で、公共工事にかかわる契約及び当該契約の下請にかかわる契約の相手方からの除外、給付金の交付の相手方からの除外。もちろん暴力団排除に関する条例ですから、除外するという意味はわかりますけれども、下請にかかわる契約の相手からの除外。下請だけでいいのかという問題も含めて、その確認についてどうなされるのかということです。

それから、条文は、逆になりましたけれども第5条ですね。第5条の2に、町民の責務として、不当な要求行為があった場合には連絡をする、排除に努めるということですが、提案者が考えている不当な要求行為、あるいはこのことに関しての具体的な事例があればご説明をいただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） それでは、お答えを申し上げます。

まず、10条関係の県の規則関係でございます。この本文の中にも出てはいるのですが、暴力団のほうの定義がございます。その中で、暴力団ということでの定義ということで、その団体の構成員が集団的に、または常習的に暴力的な不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体のことをいっております。さらに、暴力団の構成員ということでの決めもでございます。県条例の暴排条例の規則の中でも、要するに暴力団員、また社会的非難関係者ということで、このような団体を規定したところでございます。

さらに、公共工事の下請ということに限ったことでの排除ではございません。町ではこれまでも公共工事からの暴力団の排除等の施策を推進してきていることは、ご存じのとおりでございます。町の入札関係の指名とかそういう中からも、暴力団の排除ということを入れてきております。今後こうした取り組みを一層強力に推進い

たしまして、町の事務事業からの暴力団の排除のさらなる徹底ということをしております。そういうことで、必ずしも下請だけのことでなくて、暴力団、そして下請を含んだことでの排除を見込んでいるところであります。

あと、不当な要求行為の中には、相手方への金銭、または物品等の利益の強要とか取得ということもございます。それらを含めましての要求行為に対しては断じて行わないということでの暴排条例を制定したところとございます。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 県規則第4条というのは、いわゆる暴力団の定義にかかわることだということですが、説明の意味はわかりますけれども、この条例でいうと第2条に定義があります。したがって、県の規則第4条の規定よりも町条例の第2条に定める定義というもののほうが私は重いのではないかと。あえて暴力団に関する定義だということであれば、そういう条例でもいいのかなと考えられますが、いかがでしょうか。

それから、あと下請にかかわる、あるいは給付金の交付等については下請だけではないということと、物品あるいは金銭の要求などだということですが、下請だけでないとするならば、下請に係る、下請にかかわるということで、この条文を解釈すれば、下請との関係だけが明示されていると。そうではないとするならば、「下請など」とか、もっと広義に解釈できる表現にすべきではないかと。

それから、給付金の交付の相手方からの除外ということについても、物品とか金銭の要求ということだとすれば給付金の交付というようにいうのでしょうか、そういう場合。条例の意味するところについて、いま少しはっきりと説明をいただきたい。

給付金等の交付の問題で、これまで具体的な事例、事案はあったのかということについてお答えありませんでしたので、そこも含めて再度お尋ねいたします。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） まず、最後の給付金の具体的な事例については、今のところこちらで承知しているところではございません。ただ、住所関係なのですが、公共工事等における措置関係なのですが、これは、公共工事におきましては既に町のほうの別の要綱等でも措置しているところとあります。ここでは、この条文からしますと、公共工事に係る下請に係る契約の相手方からの除外と確かに見られるようなのですが、必ずしもそういうことでのこの条文ではありません。この条文につきましては、県警のほうからの例示を見なが

ら、その辺のところを判断しながら策定した経緯もございます。

4条についてはちょっと時間いただけますか。すみませんが、ちょっと議長、休議していただけますか。

○議長（小黒敬三君） 暫時休議いたします。

（午前 9時20分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午前 9時23分）

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） 大変失礼をいたしました。ここの第10条の県規則第4条に規定するものでございますが、社会的避難関係者ということで福島県の中では規定しております。「正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者」、第2号の中では、「暴力団員が役員となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者」、3号では「自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者」となっております。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） それでは、下請に係る契約等の相手方からの除外、これは言葉としてはわかりますよ。だけれども、下請だけでいいのかと。それ以外のものについてはどうなのですかという質問をしたならば、下請だけではないということなので、第10条の下請に係るということだけでは、そこに限る解釈も成り立つので、下請だけでないとするならば、「下請など」と町の条例も見直しする必要があるのではないかとということです。

それから、県規則第4条については、暴力団の定義だけではなくて、さらに暴力団にかかわる関係者のことまで含まれているという答弁でしたよね。社会的非難を受けるような関係者ということとか、それから役員になっている事業者とか、事実上事業者が暴力団に支配されているとかというお答えでしたけれども、関係者というと、これはどこからどこまでかわからなくなりますよ。だから、暴力団排除は、それはもっともなことなのだけれども、こういう条文をつくる場合にはやっぱりもっと、私も含めて町民が理解できるような、そういう条例にすべきではないかと思います。

したがって、県規則第4条の規定についてはここに書いてあるか

ら、この条例を適用する場合には、そのことによって行政の支援が働いた場合、条文には書いてあるから、行政側には何ら瑕疵はないということにはなると思うのだけれども、大きな問題だけに、あいまいにしておくとかえって関係のない人まで非難されるということも十分考えられるので、そこのところはいま少し整理しておく必要があるのではないかと思います。お答えください。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） 先ほどの下請関係ですが、ここの10条関係なのですが、3ページのほうに、括弧書きの後ろのところなのですが、ここでは、先ほど下請だけでないと言ったのは、括弧書きの次に、「公共工事に係る契約」ということで、ここでは下請ではありません。そして、及び当該契約の下請に係る契約ということで、両方の元請、下請、両方を除外するというところで捉えたところであります。

さらに、県条例の4条関係では、見づらいのではないかと、わかりにくいのではないかとということなのですが、暴力団排除関係につきましても、法律的にも暴力団排除関係の法律がございます。さらに、福島県でも暴力団排除の条例、さらに規則をつくっていたところがあります。そして、今回町でこのような条例をつくったということで、二重、三重に網かけをして、暴力団排除ということの機運を高めていくということでの条例の制定となっております。少し曖昧になっているのではないかとということなのですが、そういうとらえ方ではないと考えております。ただ、運用面については、まだ条例だけありますので、しっかり今後状況を見ながら、運用面をやっていく考えであります。

○議長（小黒敬三君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号 浪江町暴力団排除条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第3号 東日本大震災による被災者に対する平成26年度の町税等の減免に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） 第3条の1項には、500万円以下から1,000万円以下の減免の割合が示されております。それで、全町避難あるいは事業再開が困難な状況にあるということですから、直近の年度というわけにはいかないと思いますが、我々議会に対してこの減免基準で対象者が何年の時点でこれぐらいいるというその対象数について、いつの年度で判断した場合、どうなるかということについてお答えいただきたいと思います。

それから、固定資産税については、そのぐらいの割合については10分の10ということですから、いいですね。

第3条の第1項について、対象者の説明をいただきたいと思えます。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高倉敏勝君） それでは、町民税についてお答え申し上げます。まず、500万円以下の全額減免については、平成25年度のベースで計算してございます。件数で6,257件でございます。それから、一部減免、これは500万円以上1,000万円に該当するものでございますが、こちらが614件でございます。1,000万円以上の減免なしということでは59件で、平成25年度ベースで上程してございます。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 数字の確認ですけれども、第3ランクというか、750万超え1,000万円以下ならば4分の1なわけだけども、今課長答弁では1,000万円を超える部分については59件とお答えになったと私メモしたのですけれども、750万を超えるというのと1,000万円を超えるというのとでは意味、内容が違ってくると思うのですけれども、それでいいのですか。750万円を超える部分については何件なのか。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高倉敏勝君） それでは、そこ漏れましたので、細かく申し上げます。まず、500から750万円までが520件でございます。それから、750から1,000万円以下が94でございます。

- 議長（小黒敬三君） 16番。
- 16番（馬場 績君） 確認。そうすると、59件というのは1,000万円超ということですか。
- 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
- 16番（馬場 績君） というふうに答えていただければよかったです。
- 議長（小黒敬三君） ほかに質疑ございませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小黒敬三君） なしと認めます。
- これより討論を行います。討論ありますか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。
- これより、議案第3号 東日本大震災による被災者に対する平成26年度の町税等の減免に関する条例の制定についてを採決いたします。
- 採決は起立により行います。
- 本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- 〔起立多数〕
- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
- よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第4号 消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。
- これより質疑を行います。質疑ありませんか。
- 16番。
- 16番（馬場 績君） 議案第4号でありますけれども、4月1日から消費税増税に伴う下水道と農集の税率改正の条例であります。改めて、この条例改正の提案の理由については2行にまとめられておりますけれども、税と社会保障の一体改革ということとあわせての消費税増税ということです。それはご案内のとおりです。消費税増税になれば1.05から1.08の税率で課税するという事務的な流れはわかりますけれども、町長提案の際にも税と社会保障の一体改革の法律によりという説明でしたけれども、社会保障の充実についてはこの条例とは直接は関係ないけれども、提案の理由がそういうことでしたので、社会保障がどういうふうに充実されるのかお聞きしたいと思います。
- それから、税率を改正して、それぞれの事業に課税となった場合、現時点で試算される消費税額は幾らほど増額になるのかお尋

ねいたします。額でね。

○議長（小黒敬三君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） まず、1点目の質問についてお答えをしたいと思います。

私ども提案理由の中でも、いわゆる社会保障の安定について説明したわけではなくて、国の税制の改正が、いわゆる社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律、そういう法律がつくられて、消費税率があくまでも平成26年4月1日に引き上げられる法律がつくられたので、それに基づいて我々関係する部分で条例を変更するという説明をしたのであって、いわゆる社会保障の安定に我々がどうのこうのということをやったのではなくて、国がそういう法律をつくったので、その法律に基づいて手続をするためにどうしても町の条例、関連する部分の変更が必要だという意味で提案しておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

金額等については、担当課長から説明させます。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） お答えします。

2点目の増額の影響について、通常の一般家庭で上水道につきましては口径13ミリと20ミリあるわけなのですが、平均しまして月に約54円から120円というような形になります。下水道につきましては、使用料月10立方メートルと月20立方メートルを参考にしてみました。それにつきましても、57円から90円ほどの増額になります。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 提案理由の説明においては、社会保障が充実されるということではなくて、税と社会保障の一体改革という名のもとに消費税増税法案が実施されると。したがって、増税は1.05から1.08になるのだということなのだということです。そこで全く端的にお尋ねいたしますけれども、直接町民の社会保障の問題にもかかわってくるわけですから、一方では消費税増税、一方では社会保障が改善されるのではなくて、改悪されるという問題があります。例えば、我々委員会でも、文教厚生常任委員会でも議論しましたけれども。

○議長（小黒敬三君） ここで関係条例の整理ということで、その中までは踏み込んでいないという先ほどの質問でありましたけれども、続けますか。

○16番（馬場 績君） 税と社会保障の一体改革ということで、一方では消費税増税法案に基づいて実施されると。しからば、社会保障の

具体施策において町民は恩恵を受けるのか、どう考えているかというお尋ねです。

それから、上水の平均は1戸当たり54円かな、50円から120円、上水、下水でね。あと水道の使用料については10から20立方メートルの場合、57円から90円の増額になるということですが、今は供給しておりませんが、現時点でこれは条例が改正されて、4月1日から実施されるということですから、具体的にこの条例改正に伴う増額の総額は幾らぐらいになるかと。試算をされていけばお答えをいただきたいということです。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 平成26年度で上下水道料金は見込んでおりません。町民への影響はないものと考えております。ただし、除染による水道料金収入は見込んでおります。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 3%引き上げによる影響はとお聞きしましたところ、1戸当たり上水道の場合は54円から120円だと。それから、使用料においては57円、10から20立方メートルでね。使用料だからね。1戸当たり54円。それから、使用料については57円から90円、これは10から20立方メートルの場合ということですがけれども。

[何事か呼ぶ者あり]

○16番（馬場 績君） さっきの答弁そのまま反復して言っているだけなの。したがって、こういうことで増額負担になった場合、今は水道料金は徴収はしていないというものの、こういう試算ができるということは、逆に計算すれば、通常ベースになればこれだけの増額負担になるよということだと思えるのですよね。したがって、通常ベースの場合、では負担増は幾らになるのかということですか。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 今のおただしの内容につきましては、先ほど言いました上水道と下水道の料金に対しての一般的な家庭ということで先ほど答弁しましたけれども、総体的な収入に対してはどうなのかというご質問だと思いますけれども、それにつきましては試算はしておりません。あくまでも今後の平成26年度ということでもありますので、今後どういう形で収入が上がるかという内容がまだ明確にされていませんので、その辺は考えておりません。

○議長（小黒敬三君） ほかに質問ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） 議案第4号について反対討論をいたします。

町民の実施負担という点では供給されていないので、現時点では実額の負担増はないということはわかります。しかし、消費税増税が5%から8%になれば、それだけの負担増になるということは計算上も明らかだということです。

それから、問題はこの消費税増税が社会保障と税の一体改革という名のもとに強行されるわけでありますけれども、例えば介護保険についても、これまでは国で訪問介護なり通所介護に対するサービス事業の支援をしてきたにもかかわらず、それを町村に振り向けると。あるいは利用料についても、介護保険料の利用料1割を2割に引き上げるとか、あるいはもっと別な角度から言えば、年金も引き下げられると。あるいは、従来は要介護の人まで、要介護1で言うと1カ月16万5,800円、要支援1の場合は4万9,700円の利用ができたのに、それを要支援1の人まで引き下げられるということで、利用サービスが切り捨てられると。

○議長（小黒敬三君） 本題の討論に戻ってください。

○16番（馬場 績君） それが税と社会保障の改革の名のもとで消費税増税がやられる大きな問題だと。実態は町民の負担、あるいは社会保障、社会福祉の改悪だということは明らかだと。そういう点で、事業に対する問題ではあるけれども、背景にはそういう問題があるということ指摘をして、私はこの条例改正には反対の態度を明らかにしておきます。

○議長（小黒敬三君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第4号 消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第5号 浪江町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） 議案第5号で津波被災地対策課を新たに設置するという改正については、浪江町の現状からすれば適切な課設置の見直しだと思います。そこで、職員の配置はどういうふうになるのかということです。というのは、全員協議会でも担当課から説明がありましたけれども、防災集団移転事業に伴って4,000筆、対象者は860人等の事務整理がある、事務処理があるということですから、膨大な事務量が予想されると思います。という点で、職員の配置は現定数との関係でどういうふうに見直しされるのかと。

それから、第2点は、防災集団移転事業に関することというのが所掌事務になっております。そこで、防災集団移転事業に関する住宅再建の需要もここに入ってくるのかと。入ってくるとすれば、復興推進課とはまた立場が異なると思うのですが、住宅再建という意味で復興推進課との関連と調整はどうなるのかということについてお尋ねします。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） それでは、お答え申し上げます。

まず、被災地対策課の職員体制は、今のところ2係ということを用意しております。

職員は町の正職員が9名、それに再任用職員1名、それに他自治体の応援職員も2名ほど予定しております。さらに、臨時の職員は専門員ということで現在も雇用しているのですが、そういう方も雇用していくということでの体制を考えているところでございます。

次の報酬関係なのですが、あくまでもこの津波被災地対策課では防災集団移転事業に係る住宅団地とか、そういうことでの住宅再建の事業となります。復興推進課のほうでやっております町内への災害公営住宅とは若干違うということと考えているところであります。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 職員の配置についてはわかりました。膨大な事務量と専門的な知識を要すると。しかも、防災集団移転事業にかかわる住宅再建の事業も担当するということから、優秀な町職員ではありますけれども、相当専門的な、あるいは複雑な事務処理が求められると。したがって、専門職も配置するということですが、専門職の配置についてはどういう専門家を配置するというお考えなのかお答えください。

○議長（小黒敬三君） 副町長。

○副町長（渡邊文星君） まさにこの当初予算が通れば、防災集団移転

だけでありませんけれども、とにかく今回制定されるであろう津波被災地対策課は住民のために邁進しなければならないということですが、もちろん先ほど言いましたように、13名体制で行う中で膨大ないろんな専門的なことがあるということで、今現在退職、国のほうからのあっせんというか、これは復興庁経由の方の1名を申し込んで、これは司法書士です、司法書士について申し込んでおりますけれども、なかなかこれが手当てできるかどうか今のところはっきりしていないのは事実です。

したがって、できれば浪江町で司法書士で開業していた方に業務委託をできればということで考えておりますので、その辺はもちろんだという形で手当てできるか今から考えることでもありますけれども、とにかく専門職ということでは司法書士を嘱託でということは考えております。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 復興庁を通じて国のあっせんを要望しているということだけれども、まだはっきりしないと。これも町内の司法書士に委託するということも両にらみで考えているということだから、それはそれで必要な手当てだと思っただけだけれども、やっぱり復興事業については、国も福島復興なくして日本の復興なしと。復興加速だと口では言っているわけだから、具体的に実践を伴ったものにしてもらう必要があると思います。そういう意味では、国の復興庁から派遣あるいは国の復興庁あっせんということになれば、人件費の負担も含めて国ということになるのではないかと思いますので、強ちに、しかも4月1日ということですから、時間はもう待ってこないということです。ぜひ全力傾注で人材確保をお願いしたいということが一つ。

あと、専門家については、測量設計等の専門職は必要ではないのか。司法書士だけでいいのかということです。以上、体制について。

○議長（小黒敬三君） 渡邊副町長。

○副町長（渡邊文星君） まさに我々も今言われたように、福島の再生なくして日本の再生ないということで、我々の思うとおり、人件費も含めて、人材も含めて、できる限り国のほうには強く要望して、実現していきたいと考えております。

また、測量士等が必要ではないかという指摘もありましたけれども、これについても必要があれば、今後本当にそういうことが必要であれば、それはそれでまた委託契約等を考えていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小黒敬三君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第5号 浪江町課設置条例の一部改正についてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第6号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第6号 浪江町復興再生事務所設置条例の一部改正についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第6号 浪江町復興再生事務所設置条例の一部改正についてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第7号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第7号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第8号 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） 議案第8号の第2条の改正部分ですけれども、従来は条例で定める期間は5年ということで、年齢規定はありませんでした。今回の改正では55歳とするということで、定年前5年と考えられるわけですけれども、修学部分休業というのは、職員の能力開発ということも含めて修学部分休業を認めてきたと思うのですね。55歳ということでも、それは能力を発揮できるわけだけれども、あえて55歳にするとした意味、理由がなかなか理解できないのですけれども、あえてこういうふうに年齢制限をしたという理由は何でしょうか。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） それでは、お答えを申し上げます。

まず、今回の2条関係は高齢者の部分休業の改正でございますが、提案理由のところでも説明してあるのですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律ということの改正によりまして、地方公務員法の改正が行われました。そこで、このような文言の改正になったということが一番大きな理由であります。今まで、議員お尋ねのとおり、高齢者部分休業につきましては定年の5年前からとれたというものを、年齢55歳からとれるようにしたということで、現実的には定年の60歳ということでやっておりますので、実態上の取得に当たっての違いはないと考えているところであります。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 5年間という意味では前と違いはないわけだけ

れども、あえて55歳からとれるとしたという理由については明確でなかったと思うのですけれども。地方公務員法が改正されたというのは、それはそれであったことの話で、なぜ55歳なのかということをもう少しわかるようにお答えください。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） 今回の高年齢である職員についてということなのですが、今回の高年齢者の部分休業につきましては、一般的に高年という用語につきましては、広辞苑とかでは、年齢が高いこととか老年となっているのですが、高年齢等の雇用の安定等に関する法律がございまして、その中で高年齢者は55歳以上という定義がございまして、そういうふうな、法律の趣旨を踏まえた国の方からは通知が来ているところであります。

○議長（小黒敬三君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第8号 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正について採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第10号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第10号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第11号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第11号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第12号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第12号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第13号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第13号 浪江町重度心身障がい児童福祉手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第13号 浪江町重度心身障がい児童福祉手当支給条例の一部改正についてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第14号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第14号 浪江町社会教育委員設

置条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第14号 浪江町社会教育委員設置条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（小黒敬三君） ここで10時30分まで休憩いたします。

（午前10時13分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午前10時30分）

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第15号 平成25年度浪江町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） ページは若干前後しますが、議案第15号一般会計補正予算について若干質疑をさせていただきます。

11ページ、先ほど来議論になっておりますけれども、防災集団移転事業交付金、国庫補助で40億6,862万3,000円が交付されるということです。もちろんそっくりそのまま歳出に計上されているわけですが、この40億6,800万円の事業交付金の算定基礎について、我々町民に説明できるようにお答えいただきたいと思います。

それから、ページは若干飛んで40ページ、一番後ろですけれども、災害復旧費で6,673万5,000円の補正です。これは除染のおくれによる道路橋梁施設災害復旧が丸々減額措置ということですが、除染は平成26年3月までに終わるという環境省の約束が3年延びるということになってしまったわけですが、この災害復旧6,600万円

減額による、いわゆる一時帰宅も含めた町民の生活面での支障はないのかと。しからば、いつまで災害復旧、道路橋梁工事ができるような除染が終わるのかということについてお尋ねいたします。

それから、今のことに関連して、災害復旧事業なのに財源構成で言うと国庫支出金も減額ということですが、国庫支出金が1,700万円。一方、一般財源が4,900万円、後で振り替えになるということかもしれませんけれども、災害復旧で査定が終わったからこういう予算を組んだと思うのですね。それなのに、なぜ一般財源が国庫支出の約3倍もあるのかということについてお尋ねします。

議案第15号については、以上2点お尋ねいたします。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それでは、11ページの東日本大震災復興交付金の内訳についてご説明申し上げます。

今回の40億6,862万3,000円につきましては、平成26年度に予定しております6事業の内容でございます。1つは、先ほど出ました防災集団移転促進事業の関係で30億580万3,000円ほどになります。それから同じくがけ地近接等危険住宅移転事業が4億8,326万2,000円、このほか、あとは市街地復興効果促進事業が5億4,963万2,000円、それから中心市街地再生計画策定基本調査基幹事業としまして1,030万1,000円、それから地図情報システム整備事業としまして1,342万5,000円、町道大町作内線の改良事業としまして620万円ということで、6事業の内容となっております。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） お答えします。

1点目の除染によるおくれで生活面の支障はないかということですが、これにつきましては環境省と協議をいたしまして、災害復旧に係る道路につきましては先行して除染を行うことで、平成26年3月まで4カ所、これは当初に災害復旧の工事を計上しているところではありますが、4カ所につきましては平成26年3月まで完了ということでもあります。これからの災害復旧の箇所も、徐々に査定を受ける箇所につきましても同様に先行して除染を行うということで協議しております。

2点目につきましては、まず委託料3,670万円の減ということがあります。これについては、災害復旧の調査8カ所を実施したわけなのですが、上川原橋ということで貴布祢から北側に行く道路で、北幾世橋地区の上川原橋の災害復旧についての今回設計を見直ししまして、新たに復興事業ということで考えて取り下げたものであります。そして15工事請負費は2,959万5,000円の減ということで、3

カ所の工事を今回減したわけなので、それに対する2,959万5,000円に對しましての補助率を掛けまして、1,773万円というのが今回災害復旧に對する国の補助の減であります。4,900万5,000円につきましては、先ほど言いました委託料3,670万円と合わせまして工事請負費の残、それについての一般財源を充てたものです。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 續君） 災害復旧事業なのに、なぜ一般財源が国庫負担の3倍も持ち出しになるのかと。極めてシンプルなお尋ねです。いま一度。

それから、募集事業の合計46億6,800万円については6事業があつて、その合計だということですが、いわゆる言ってみれば莫大な交付金になるわけですが、この事業の交付金の算定基礎はどういう計算でそうなったのかということですか。わかりましたか。

[何事か呼ぶ者あり]

○16番（馬場 續君） 6つの事業の合計をお尋ねしたのではなくて、交付金の場合はいずれも面積だとか対象者だとか、買収単価だとかというものがあるわけでしょう。だから、算定基礎についてお答えをいただきたい。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） お答えします。

一般財源の4,900万5,000円については、委託料3,670万円につきましては単独費になります。あくまでも災害査定を受けるための調査でありますので、これは単独費になりますので。

あと、工事請負費、先ほど言いました1,773万円のほかに補助残の負担割合がありますので、それも一般財源で賄うということになります。あとは、ほかに災害査定に関する調査を行っておりますので、その請差の残を合わせまして、以上のような数字になっております。

○議長（小黒敬三君） 暫時休議します。

(午前10時41分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

(午前10時42分)

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） お答えいたします。

この復興交付金に關しましては、各事業ごとに積算をしていった

上でその事業費が確定して、その分の8分の7が交付金として交付されるという状況になっています。それで、全体的なものはあれですが、各個別の事業に関しましてはそれぞれ担当課のほうで積算をして、それを査定を受けた形で交付金を受けるという形になっておりますので。

〔「もう1回言ってください」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 副町長はどっちに座っているのかわからないような不規則発言をしていますけれども、きちっと、ここは議会と執行部ですから、緊張感を持って質疑いたします。

防災集団移転事業は我々としても今回初めてなわけけれども、総事業費に対する国庫補助、補助率は8分の7だと。これはこれでわかります。あと6つの事業費の合計が40億6,800万円だということもわかります。だけれども、私さっきから言っているのは、算定基礎があるでしょう。細かく、単価がどうだなんていうことを我々は聞かなくてもいいですから、算定基礎としては、例えば被災面積があって、被災した世帯があって、世帯人口があって、それに対して国としてはこういう計算基礎で国庫補助を出しますよと、そういう算定基礎の大きな項目についてお答えをいただきたいということです。

それから、最後ですから、あと災害復旧について確認をしておきますが、平成26年3月までに4カ所は完了すると言われたのは、どことどこなのか。4カ所が完了するというのは、工事ではなくて除染という意味なのか。私は減額になったけれども、どうなのだと聞いたわけですが、改めて平成26年3月までに完了する4カ所というのはどこか。それは除染作業だと思うのだけれども、完了するのかどうかということについてお尋ねいたします。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） 防集事業の関係でございますけれども、平成26年度の当初予算にも計上してございますけれども、平成26年度におきましてはいわゆる移転元の宅地の買い取り費用、それから移転先における調査設計費が主でございます。ちなみに、移転元の買い取り、筆数が約4,000筆、地権者が約860名という内容でございます。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） お答えします。

平成25年、災害査定を完了しています4路線につきまして、現在あくまで除染であります。工事のほうは平成26年度予算に計上して

ありますので、よろしく願いいたします。

箇所につきましては、路線名で町場中島線、これは藤橋に行く不動橋、段差のところであります。鬼久保中島線、これは常磐線のわきの酒田橋、あと小野田宮田線、これは西台地区になりますけれども、西台の集会所の下の県道から入る部分なのですけれども、あそここのところと、あと新町大久保線、これは西台の集会所を行った、東電のほうの社宅に行く途中なのですけれども、その路線。以上で4路線になります。

○議長（小黒敬三君） 檜野副町長。

○副町長（檜野照行君） それでは、お答えします。

これは名称が交付金という名称がついているので、いわゆる地方交付税みたいな人口要件とか、面積だとか、道路の延長とか、子供の数とか、そういうようなものでなるものではなくて、名称は交付金なのですが、事業の補助金です。ですから、事業の所要額。ですから、我々が設計、必要だと言ったものに対して査定は受けますが、それに対して補助率に見合った分だけの金をよこすという内容なのです。ですから、今議員が質問されているような算定基礎があるものではなくて、ただ国のほうには、いわゆるチェックとしてはそういう見方はあるのかもわかりませんが、我々は所要額を出してくれと言われておりますので、それに対する交付であります。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） 防集事業に係る移転元の買い取りの面積でございますけれども、宅地と、それから家財、農地含めまして約70万9,000平方メートルほどございます。

それから、買い取りの単価でありますけれども、これは地区によって多少差がございます。請戸地区でございますけれども、宅地につきましては平方メートル当たりの単価でございますが、8,610円から9,400円です。それから、中浜、両竹地区におきましては、宅地で5,500円、それから南棚塩、北棚塩につきましては6,100円になります。

○議長（小黒敬三君） ほかに質疑ありませんか。10番。

○10番（山本幸一郎君） ページでは35ページ、林業総務費で捕獲隊の謝礼99万円出ているのですけれども、多分に多くイノシシとれたのかなと思います。それで、わかっている頭数と捕獲隊の活動人数を教えてください。あと補助率は何%だか、ちょっと計算あれだったのでお願いします。

あとは、その下の林業振興費の重機借上料でマイナス80万円と、砂等でマイナス50万円で、合計130万円マイナスになっています。

この事業は、もともと借上料とかは何で使われていて、今砂等の支給はもともとはやられていたでしょうけれども、今はやられているのかどうかお願いします。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（大浦泰夫君） それではお答えいたします。

捕獲隊の99万円の補正増でございますけれども、当初80頭を見ておりました。80頭が捕獲終わりました、今回補正では55頭の追加ということで、最終的には80頭プラス55頭、135頭、年度末にはこのぐらいになるだろうということで、この内訳にしましては県の補助、これは1頭当たり8,000円、これは満額出ます。あと町の単費で1頭当たり1万円、これは従前からございますけれども、この分合わせまして1頭当たり1万8,000円の15頭分ということで補正させていただきます。

続きまして、林業振興の重機借り上げ及び砂等でございますけれども、これは平成25年度当初、除染の関係もございまして、どういうふうな形でその除染が進行されていくのか読めない状況の中で一応予算計上しておりました。林業につきましては、林業振興の中で重機の借り上げとか、また林道といいますか、進入路の砂利等が必要になった場合については補給するといったことで予算計上させていただいておりますけれども、今回ご存じのとおり除染が相当おくれていまして、林業振興に直接かかわるような事業が実施できなかったということで、全額減額させていただいた状況でございます。

○議長（小黒敬三君） 10番。

○10番（山本幸一郎君） 今全額減額と言ったのですけれども、240万円は支出しているのです、この内容は重ねてこういう内容の事業だったからというところの区分けがこれを見ると今の説明とも合わないのですけれども、その辺の240万円の出費の内容等を教えてください。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（大浦泰夫君） お答えいたします。

林業振興につきましては、前にお話ししました学校関係、小中学校の林業振興にかかわる事業は実施しております。ただ、その中の項目の中で使用料及び賃借料、原材料、これにつきましては、かかわる事業がなかったということで、この分が減額ということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第15号 平成25年度浪江町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第16号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第16号 平成25年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。
討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。
これより、議案第16号 平成25年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第17号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第17号 平成25年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第17号 平成25年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第18号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第18号 平成25年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第18号 平成25年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第19号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第19号 平成25年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
16番。
- 16番（馬場 績君） 4ページの諸収入、賠償金ですね。今回5,611万6,000円の賠償金がありました。これは何年度分の賠償金なのかということが1点。
それから、請求額に対して100%の賠償金なのか。請求額との関係で賠償の実態についてお尋ねいたします。お答えください。
- 議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） お答えします。

まず1点目、この賠償金につきましては、平成24年度分になります。

2点目、請求額につきましては、平成23年度分の同額ということでもあります。

○議長（小黒敬三君） 再度説明を求めます。

○復旧事業課長（中田喜久君） 失礼しました。今回の賠償額につきましては、同額ということで、請求に対して賠償額につきましてはそのままということになります。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） お答えの中身は、平成23年度分の増額分ということだから、不足分を請求して、平成23年度分の増額分ということは、請求の不足額に対する賠償ということも含まれているのかということだけれども、しかし第1点目の賠償年度については平成24年度ということだから、増額分になるものについて整合性のあるお答えをいただきたいという、まず1点。

それから、お尋ねは極めてシンプルで、今回5,600万円の賠償があったけれども、請求総額は幾らだったかということです。お願いします。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） お答えします。

これは平成23年の増額分ではありません。失礼しました。これは、請求額と賠償額は同額になっておりますので、その辺ご理解いただきたいと思います。あくまでも平成23年度の増額ではありません。これについては、今回平成24年度分ということでもあります。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 請求総額が丸々賠償された。平成24年度において同額。請求額そのまま賠償されたという理解でいいのだろうか。

それから、賠償についてなのだけれども、逸失利益ということ言えば、下水道の料金収入がそのまま逸失利益になるということではないかもしれませんが、浪江町の下水道事業においてはもちろん一般会計からの持ち出しはあったけれども、原発避難による事業展開ができなかったということだから、私はもっと下水道事業における損失は大きいのではないかと考えますけれども、いや、漏れなく請求して5,600万円だということなのかどうか、改めてお尋ねします。教えてください。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） お答えします。

1点目の平成23年と平成24年は同額ということであります。

2点目の、この額につきましては、あくまでも算定基準ということでありますので、それに対しての基準協議しながら決定した額ということで、算定漏れという形はないと考えております。

○議長（小黒敬三君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第19号 平成25年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第20号 平成25年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） 議案第19号でも質疑をしましたがけれども、農集については賠償金が計上されておられません。農集の賠償金請求はどうなっているのかということをお尋ねいたします。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

〔「答弁調整」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 暫時休議します。

（午前11時07分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午前11時09分）

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） お答えいたします。

平成24年度分としましては、赤字分として繰り入れていただいた

のが一般会計からの繰り出しということでお願いしたわけで、今回請求はしておりません。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 質問する前に、訂正をさせてください。先ほど議案19号と言うべきところを「議案第16号でも」と発言しましたので、訂正をお認めいただきたいと思います。

その上で議案第20号の賠償請求の件ですけれども、一般会計から繰り入れがあって、赤字決算なので請求はしなかったと私は受け取ったのですけれども、赤字であろうと何であろうと、原発避難がなければ3,000万円なり5,000万円なりの料金収入はあったわけでしょう。それが得られないと。いわゆる原発事故がなければ失うはずのなかった収入が確保できなかったと。すなわち原発事故による損害だと誰しも考えて、我々も請求しているわけですが、なぜ町は平成24年度分は一般会計繰り入れという会計になっているので請求しなかったのか。前年度はどうだったのかということになりますね。

それから、東電に対する賠償請求、先ほど算定基準に協議して、お互い了解した上で請求したということですが、今のことについても、では東電とそういう視点で協議して合意を得たということなのか。東電との協議の経過も含めてお答えいただきたい。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） お答えします。

1点目につきまして、平成22年になるわけなのですが、収入が会計自体が赤字ということで、ただし平成23年度分につきましては給与分として請求した経過があります。平成24年度につきましては、一般会計で給与を負担したということで、今回請求は上げていないということです。

今お話ししたのが一応経過ということで、平成24年度分につきましては、今協議しているところですが、平成25年度より給与を戻した経過もありまして、それについての請求を今進めているところがあります。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 端的に言うと、何でそんなに東電に遠慮しなくてはならないのかなと思います。平成23年の分の職員給料は一般会計で支出したので請求をしなかったと。そして、平成24年度も同じような対応をしていると。平成24年度分について結局請求をしていないということが明らかになったわけだけれども、だから東電との算定基準なるものが何なのかということになってくるわけだけれども、我々としては、原発事故がなければこういうことにはならない

わけだから、職員に対して一般会計でも何でもそれは補填して支払わなくてはならないですよ。一般会計から補填した。では、一般会計のほうで賠償するというのならまた話は別であります。どうも東電に対する賠償請求の論理構造が明確でない。はっきりしてください。これは副町長だな。

○議長（小黒敬三君） 答弁調整のため暫時休議します。
(午前11時15分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。
(午前11時17分)

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） お答えします。賠償請求に関しては今協議を行っておりますので、その協議を進めているところでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） ほかに質疑ありませんか。10番。

○10番（山本幸一郎君） 今の農業集落排水の、何年度は協議していて、何年度まで今やられているのか、ちょっと明確に。もし平成24年度協議中で、平成25年度はこの辺まではやっていますというような、ちょっと明確な答弁お願いします。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） お答えします。

平成23年度につきましては、合意をしまして、請求額どおり入っております。平成24年度について今東京電力と協議中であります。

○議長（小黒敬三君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第20号 平成25年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第21号 平成25年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第21号 平成25年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第22号 平成25年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第22号 平成25年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第23号 平成25年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） 議案第23号の8ページ、これも水道事業収益で2億2,400万円の賠償金が収益的収入として計上されております。

請求額は幾らだったのか。請求額についてお尋ねいたします。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） お答えします。請求額につきましては、2億2,400万円となります。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 先ほどの下水道事業についてもそうでしたけれども、請求額同額。表面的には大変、賠償については正当な賠償がなされたと受けとめられるわけですけれども、浪江町の水道事業の本来あるべき料金収入等も含めて、原発事故によって発生した損害は幾らだと判断をされているのか、具体的な数字でもってお示しをいただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） お答えします。

浪江町の水道事業会計の中では今回合意したという形でありますので、この額を損害賠償という形にしております。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 代表監査にお尋ねをいたします。浪江町水道事業において発生した損害は幾らと確認されたのかお答えいただきたい。

○議長（小黒敬三君） 代表監査委員。

○代表監査委員（山内清隆君） この場合はちょっと把握していませんので、今のところ監査のほうではちょっとわかりません。

○議長（小黒敬三君） 暫時休議します。

（午前11時24分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午前11時25分）

○議長（小黒敬三君） 答弁者、代表監査委員。

○代表監査委員（山内清隆君） それでは、答弁申し上げます。

この2億2,400万円につきましては賠償金として担当課より報告を受けておりますので、そういう形で2億2,400万円が入ったということで私のほうは監査をしております。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 議長、これ、発生した損害は幾らなのかという質問だから、東電と協議して合意したのが2億2,400万円だというお答えは、それはそれとしてわかりましたけれども、それではということでお尋ねしておりますので、わからなければ答弁調整していただいて。

[何事か呼ぶ者あり]

○16番（馬場 績君） いや、それは答弁に不備があったから、確認の意味で座ったままでやったので、お答えいただきたい。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（小黒敬三君） 答弁調整のため暫時休議します。

(午前11時27分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

(午前11時29分)

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） お答えします。

請求どおり合意書を提出しております。以上が損害額ということでもあります。

○議長（小黒敬三君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第23号 平成25年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（小黒敬三君） 昼食休憩のため暫時休議いたします。1時まで昼食休憩といたします。

(午前11時30分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第24号 平成26年度浪江町一般会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） 同僚議員も一般会計質疑の予定があると思いますので、いくつか絞ってお尋ねしたいと思います。

第1点であります。午前中の議案でも消費税増税について質疑いたしました。予算書でいろいろありますが、地方消費税交付金が2億1,800万円です。19.9%の伸び。被災者に見れば、復興再生に重大な重しになると。暮らしの面でも全くそのとおりだと思います。そのうえで、改めてお尋ねいたしますけれども、消費税増税と町民と暮らしについて、当初予算を編成されたわけですが、最大限町民の生活の防波堤になるという立場から、消費税増税の打撃を緩和するために町はどのように考えているかということについてお尋ねいたします。

それから、午前中、防災集団移転事業の交付金についてお尋ねしましたが、これは総事業費に対する8分の7というお答えがありました。地方消費税交付金、今ほど申し上げた金額が予算計上されておりますが、これの算定基礎についてお答えいただきたいと思います。

次に、予算資料では6ページ、それから予算書では146ページ、防災集団移転事業についてであります。端的にお尋ねいたします。新たな課を設置して集中的に取り組むということだと思いますが、公有財産購入費30億9,900万円、862人、4,000筆。年度内完了は可能なのかどうか。その見通しについてお尋ねいたします。

それから、地区別の概算の買収価格について示されました。示されたというか先ほど質疑でお答えになりました。この問題になるわけですが、地権者合意においてどのように考えているかということでもあります。

それから、改めて基本の問題をお尋ねいたしますが、防災集団移転事業の事業認定については、交付金も予算計上されているわけですが、事業認定においては、認定そのものは完了したという理解でよろしいのかどうか。

それから、予算資料も同じく6ページ、それから予算書では同じ

く146ページですけれども、津波被災者住宅再建事業が7億5,900万円計上されております。集団移転促進事業で宅地も造成されます。津波被災の住宅再建事業に対する具体的な真意をどのように考えて、平成26年度事業と予算を執行していくのかお尋ねしたいと思います。

予算書では147ページ、予算資料では6ページに掲載されております。たびたび議論になっておりますが、復興公営住宅であります。3,996万円の予算計上であります。災害公営住宅イコール建設計画であります。あくまでも今まで計画をされてきた中身の予算なのか。それとも仮の町以外の住宅建設のための調査委託は、どのように平成26年度で進めていくお考えなのかお尋ねしたいと思います。

予算書の123ページ、除染対策費3,531万2,000円、これは全体として賠償の問題についてはお聞きしますけれども、除染対策費これは人件費の部分ですが、誰が考えてもわかるように原発事故がなければ発生しない費用であります。この分の東電賠償請求はどのように考えているか。合わせて先ほども企業課のところで質疑をいたしました。平成25年度の予算執行との関係で町の損害賠償請求の現状についてお尋ねしたいと思います。

なお、除染対策費3,531万2,000円ですが、財源構成では100%一般財源であります。なんらかの形で交付金算入もあると考えますが、改めてなぜ一般財源100%の予算構造になるのかお尋ねいたします。

それから、予算書の109ページ、災害救助費のところでは生活資金事業で4億9,095万6,000円が計上されております。そこでお尋ねいたしますが、予算の中身を見ると支援員報酬31人、5,580万円。一般職24人、給与関係で8,013万1,000円、賃金1,201万4,000円となっております。災害救助にかかわる全体の職員配置はどのようになるのか。賃金分については金額しか出ておりません。

なお、午前中の議案でも質疑をいたしました。避難後4年目に入って、報道によれば県外、他県の職員も引き上げるという報道がなされております。災害救助事業、復興事業促進との関係で県外職員の支援新体制、先ほど集団防災事業の復興庁関係に要望しているという話はありませんでしたが、町全体としてどういう考えをもって臨むのか、お聞きしたいと思います。

それから、災害救助費生活支援事業、人的体制に絡んで待遇の問題についてお尋ねいたします。報酬及び賃金雇用者に対する夏、冬の手当の支給はどのように手当てされているのかお尋ねいたしま

す。

それと、130億円を超える予算になったわけですが、非常に業務量が増えてきていると。専門分野も出てきているということは午前中の議論でも明らかになったとおりであります。そこで業務の増、事務事業の増加に伴って職員増の検討は平成26年度予算ではどのようになされているのかお答えいただきたいと思います。

予算書の129ページ、緊急雇用9,610万1,000円の計上であります。ここでもいろんな分野の緊急雇用を考えていると思うんですが、雇用計画についてお尋ねいたします。

それから、予算書の112ページ、賠償支援事業で3,622万円、これはほとんど人件費に相当する部分ですが、賠償支援事業に関連してお尋ねいたします。最近、新聞報道では、川俣町山木屋のADR申し立てに対する和解など、そのほかもあります。改めて町民の賠償支援をしていくという意味で必要なことは、ADRの和解事例の類型化。これはやっぱり職員として弁護士も雇用しているわけだし、情報公開を求めながら類型化をして、町民に対する賠償支援の取り組みの強化を図る必要があるのではないかと。そのことについて、平成26年度はどのように対応するおつもりなのかお尋ねしたいと思います。

類型化との関係でたびたび議論になっておりますし、報告も一定の報告はありますが、約1万7,000人のADR集団申し立て、いわゆる精神的損害の追加賠償を求めて申し立てをしております。このADR集団申し立ての増額賠償を勝ち取るために、賠償支援事業としてどのように取り組みを広めていくのか。落としどころという言葉は使いたくありませんが、ADRに対する期待もある反面、町民に対する具体的な報告がないという点で、なかば町民としては諦め感がないではないと思います。かかる観点からは、町のさらなる取り組みが求められていると思いますので、お答えいただきたい。

最後、予算資料の8ページ、もちろん予算書にも出ておりますが、予算資料の8ページ、中段から下に仮設住宅管理費7,951万8,000円の予算が計上されております。このことについてはいろいろ多面的なというか、豊富な問題があるわけですが、それはさておいて今年の冬、豪雪を経験しました。重機、除雪隊の配置など仮設住宅の管理の角度から、除雪対策の予算措置を前年度と比べて、どのように見直し拡充されたのか、具体的にお答えいただきたい。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） それでは、お答え申し上げます。

まず第1点目の地方消費税交付金関係でございます。議員、既に

おわかりかと思いますが、地方消費税交付金につきましては、国税そして都道府県税ということになっております。一般的に消費税関係はいままでの5%、今回8%ということなのですが、地方消費税と消費税ということで、国税と県税に分かれております。今回の地方消費税交付金なのですが、都道府県の県税となっておりまして、税収の2分の1を市町村に交付するというので、従来どおりの人口割と事業所等経営の従業員数で案分して交付されるということになっております。

このような中で、今回の算定の基礎なのですが、算定の基礎については今年の1月に福島県のほうから市町村交付金の概算見込みという通知が来ております。そういう中で、地方消費税交付金の見込みについては、対前年度決算見込額の125.7%で組むようにということできております。去年の決算見込みを1億7,356万6,000円ということで見込んでおりまして、掛ける125.7%ということでの2億1,800万円と予算組みをしたところであります。

次に、町民の暮らしと関連するというので、ここにつきましては今回の予算の組み方というところで、1ページの前のページ、表紙の裏のページの一番上のところになっているとおりでありまして、今年度の予算につきましては、いままでの緊急復旧対応期から復興の実現期という中で、復興の動きを見える形にするという形にするということに重点を置いた予算方針ということで、これまでにない予算規模になっているという内容であります。

あとは順次答弁してまいります。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） 146ページ、目5防災集団移転促進事業の関係であります。まず1点目の年度内用地買収可能かというご質問でございますが、平成26年度につきましては、全体の約50%の用地取得を考えています。残り50%については、次年度の平成27年度買収予定となっております。

それから、地権者の合意であります。これらの集団移転だけではございませんが共同墓地の整備とか、あるいは津波被災地域の土地利用関係につきましては、いわゆる各行政区の総会、役員会などでの意見交換を進めておりました。尚、これらについては平成24年7月頃から月1回程度の説明会、懇談会を開催したところであります。本年の1月13日から2月8日にかけても集団移転に関する住民説明会、懇談会を県内7カ所、それから県外2カ所において開催しておるところであります。説明会につきましては、防集事業にかかる部分、いわゆる買い取り範囲の考え方、さらには買収単価などを

説明したところであります。合意形成が図られたということを考えてございます。

それから、事業の認可でございますが、いままで国土交通省との事務的な協議を進めてきたところであります。既に事業計画については、県にて国へ申請してございます。年度内には国土交通大臣の事業認可になる見込みであります。

それから、4点目の津波被災住宅再建事業関係でございますが、これは防集事業、それからがけ近事業実施前の段階で移転した住民の住宅建設に対する支援事業であります。その補助の内容でございますが、いわゆる引っ越し料につきましては限度額78万円。ただこれは実費精算になります。ですから100万円かかったとしても78万円、50万円かかれば50万円補助するという中身です。それから建設助成費としまして、建物にかかるものが444万円、土地にかかるものが206万円、敷地造成にかかるものが58万円の助成額になっております。ただ、これは金融機関から融資を受けた場合の利息に相当する額について補助するという中身であります。なお、借り入れ利率は8.5%を限度とするということであります。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 予算書147ページの一番下、復興公営住宅費についてご説明申し上げます。この予算につきましては、町外というよりは町内におけるこれから建設に向けて、町内における復興公営住宅の整備に関しての調査ということでございます。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） それでは、123ページの除染対策費関係の person 費関係を申し上げます。当然災害救助費とか除染にかかる通常業務以外の原発災害というところにかかる person 費については、賠償請求をしてまいる考えであります。

また、現在の東電の賠償の状況でございます。現在のところ平成22年度につきましては3月分、1カ月分。さらに平成23年度分につきましては、取りまとめをほぼ終わったところであります。税等の減免分とか、保険料とか手数料につきましては、ほとんど特別交付税で交付されております。

ただ、今回の災害により、追加的に発生した分での請求が主なものとなりまして、災害救助費関係の person 費とか、今言いましたとおり除染対策関係の person 費、さらに原発災害により避難した小中学生の通学のためのスクールバス関係の経費とか、あとは避難所の運営費用とか、仮設住宅の光熱水費とかごみ処理関係の処理費とか、そういうもろもろのものを請求していくようになる段階で、事務段階

では、ほぼ平成22年、23年分についてはまとまっております、最後の詰めをしております、町長、副町長の確認を得た上で請求の段階にきていという状況であります。

この除染の対策費につきましての一般財源ということになっていくということなのですが、特に交付金というものの予定にはなっていないということで、今のところ一般財源で組んでいるという内容になっております。

○議長（小黒敬三君） 生活支援課長。

○生活支援課長（佐藤良樹君） それでは予算書109ページ、民生費の生活支援事業費の人件費等についてお答え申し上げます。

まずはじめに、1の報酬でございますが5,580万円につきましては、平成24年8月から始まりまして、平成24年度においては山形県及び千葉県、平成25年度には京都府、埼玉県、千葉県を追加しまして、5府県を拠点に県外支援を行ってまいりました。しかし、現在の拠点では、今現在重視しております戸別訪問、または交流会の実施等におきまして、範囲が広すぎるために対応できない状況でございます。それで、改めて全国の10拠点到再編、拡大し支援に取り組みたいと考えているところでございます。

再編後の拠点につきましては、訂正のほうで申し訳ございませんでしたが、北から山形県、宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、群馬県、神奈川県、静岡県、京都府、福岡県を想定してございます。

続きまして、給与関係でございますが、こちらの予算編成におきまして、以前は1本で災害救助費でとっておりましたが、平成25年度までは、平成26年度の24人の人員につきましては、生活支援課の人員となります。生活支援課の今、部署といいますと二本松事務所、ほかに桑折町、福島県、本宮市、いわき市、南相馬市の5出張所がございまして、これを合わせた人員になっております。

続きまして、110ページに入りまして賃金でございますが、こちらのほうは生活支援課の各部署に配置しております臨時事務補助員でございます、避難生活支援係いわゆる県外の支援で1名、住宅支援のほうで2名、福島出張所に1名、桑折出張所1名、計5名の予算でございます。

続きまして、臨時職員の手当でございますが、冬の1回でございます。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） 続きまして、応援職員の体制について申し上げます。現在は5名の応援職員に応援していただいておりますが、平成26年度は7名ということで2名増を予定しているところであります。

ます。湖西市、赤磐市、小田原市、成田市、成田市は今年もです。小千谷市、小千谷市も今年も一緒です。箱根町も一緒、笠岡市も一緒ということで、今年よりは応援職員は2名増えるということになります。

さらに、福島県からの任期付職員と県の職員ということで現在3名お手伝いいただいております。3名というのは復興推進課の小島主幹以外での3名なのですが、それ以外に新たに福島県の任期付職員ということで保健師2名増員ということで県のほうからは連絡がきているところであります。

また、職員増の検討ということなのですが、平成25年度全部で15名の退職であります。定年が8名、自己都合で3月末に4名、さらにこれまでに3名ほど退職しておりまして15名退職、それに対しまして、新規採用予定が一般職が14名、看護師2名、理学療法士1名の17名ということで、今年よりも2名の増員ということでの職員体制を組んでいるところであります。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（大浦泰夫君） お答えいたします。129ページの緊急雇用創出基金事業費の内容につきましては、14事業40名の雇用を予定してございます。概ね雇用期間といたしましては、1年間ということで、主な事業内容といたしましては、窓口証明発行業務、帰町準備復旧事業事務補助、一時立ち入り事務処理業務、仮設住宅入居者管理業務等が主だった業務でございます。

続きまして、112ページの賠償支援事業費でございしますが、現在ADRの和解につきましては、ADRのホームページに掲載してございますが、町のホームページのほうには現在まだ掲載しておりません。ご指摘ありましたように、こういった事例を類型化いたしまして、今後につきましてはホームページなり、また町の広報発行に抱き合わせた形の中で周知徹底を図っていきたいと考えております。

また、増額賠償を勝ち取るための方策でございしますが、これにつきましては、現在、ADRのほうで和解案の提示作業を進めておりまして、今月中には和解案の提示があるのではないかと状況になっております。今後の作業といたしましては、和解案の提示をいただければ、その後につきましては各地区において住民説明会、各地区で行うか、会場の準備もございしますのでまとまった形でやらざるを得ないのか。そういったいずれの方法につきましても、まず説明会を実施していききたい。町民の声を聞きながら町としてどのような対応をとっていくのか、その辺も踏まえまして今後の方策を検討し

ていきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 生活支援課長。

○生活支援課長（佐藤良樹君） それでは、資料8の下段ほうの仮設住宅管理、除雪の予算見直しについてでございますが、予算書のほうでいきますと、111ページに除雪に関する予算を計上してございます。13委託料の中の一番下、仮設住宅維持管理委託料150万円でございます。さらに14使用料及び賃借料の2段目、重機借上料150万円、あわせて300万円の予算計上となっております。ただ、今回当初予算の編成後の大雪であったため、平成26年度予算には、その見直しの部分は計上されておられません。今回の状況を踏まえまして、対策にかかる予算につきましては、補正で対応していきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 地方消費税交付金については、消費税収の2分の1というお答えがありました。県と町との関係のことなのか。消費税の基本配分については8%になった場合、国が6.3%、地方が1.7%、地方交付税率によると22.3%ということが示されておりますが、税収の2分の1の意味については理解できませんでしたので、いま一度お答えいただきたい。

それから、消費税引き上げに伴う行政負担の見通しについてですが、あくまでも予算書の上でしか試算はできませんが、予算資料の4ページには投資的経費、その他の経費、物件費や維持補修については、当然消費税がかかってくると思います。したがって、浪江町として、これら増税に伴う行政の負担増は幾らぐらいと試算されているかお尋ねしたいと思います。

それから、防災集団移転事業であります。2年にわけて事業を推進するということがわかりました。そのうえであえて年度内完了についてお尋ねしたのは、どこでもあるわけだけれども、個人の賠償でもあるわけだけれども、相続等の問題がはっきりしないという事例が682人の4,000筆の中にはかなりあるのではないかと。その整理はこれからだと思いますが、2年でもし完了するとすれば、司法書士等の雇用も考えているというお答えは午前の質疑でありましたが、いわゆる集団移転事業の、もちろん家もなければ小屋もないと津波被災者の人達は怒っているわけです。その上で、集団防災事業を通じて住宅再建をしていくということになれば、権利関係のスピードある処理が大事ではないかと。そのことについて現状を踏まえたうえでということになると思うだけだけれど、そういう困難も予想しながら町ではどのように対処していくお考えなのか。

それから、買収価格について、全員協議会等の席上でも地権者合意についてお尋ねしてきたところではありますが、繰り返し、地権者合意の問題についてお尋ねするのは、まだやはり地権者にしてみれば、合意したと、そのお金で私達は家を建てられるのかということなんです。したがって、町としては合意したという認識かもしれませんが、私は地権者との関係ではずれがあるのではないかと。今後やはり集団防災移転事業あるいは津波被災住宅再建事業を進めるにあたって、被災者にしてみれば唯一の財源ということでもあるので、土地代については地権者の意に沿うべく、町としても国県に働きかけて、そのうえで住民合意を図るという姿勢が大事ではないか。どのように考えているかお尋ねしたいと思います。

事業認定については、年度内に完了予定だということです。そのうえでまた住宅再建事業で、先ほど住宅建設の場合は444万円、土地等について206万円、引っ越し費用が上限78万円ということでお答えがありました。とにかく津波被災者にしてみれば、土台は残っていますが、本当にまるまる裸だということなので、住宅再建事業に対する支援を今、課長が答弁されたのは制度上の範囲であって、町としても被災者の方々を路頭に迷わせないという意味で支援策を検討していく必要があるのではないかと。そうでなければ、防集移転事業で、宅地造成はしたけれども家は建てられないという問題も各地に出ているのが現状です。そのことは執行部においてはわかりのとおりだと思います。そういう意味で、支援の拡充を県に求める。あるいは町単独でも考える。被災者をそれこそ復興元年にできるような具体策が必要だと私は思います。言葉だけではなくて、文字通り生活再建ができる支援が求められると。

○議長（小黒敬三君） 質問簡潔にお願いします。

○16番（馬場 績君） ということで今後改めてどのように検討するか。

それからあと、各地の事例をいろいろ見てみますと、行政側から不動産情報の提供もやっているんです。町としてはそういったことも考える必要があるのではないかと思います。お尋ねいたします。

それから復興公営住宅に絡んで質問いたしました。答えは町内住宅の調査委託だと、それは予算を見ればわかるわけですが、4年目に入っていると。中にはどなたか言われたけれど、アンケートに答えた人は誰でも入れると思っている人もいるし、申込書が県から送られてきたと。町内の問題ではあるけれども、住宅の確保という点で、町内の住宅建設ということのほか、町民が安心して住宅に入れる事業を着手していく必要があるのではないかと思います。町内における公営住宅建設計画と合わせて、一方ではそういう対策が求

められると。いかように考えるかお答えいただきたい。

それから、除染対策であります。総務課長が答えたとおり、これについては賠償請求するということですから、それは当然だと思います。近々まとまるということですが、平成23年度分も平成26年度当初予算の審議をしているわけだし、先ほどの事業課での賠償支払い額の補正計上もありました。したがって、ここで平成23年度分、我々議会と町民に、現時点では浪江町としては東電賠償請求、この程度の規模になるものと考えられるということで概算概要をお示しただけないかということです。

それから、災害救助費に絡んでお答えがありました。手当については冬1回。ずばりお聞きしますが、臨時職員に対しては幾らで、それ以外の雇用者に対しての手当はどのように考えているのかお尋ねいたします。

それから、事務事業の増加に伴う職員配置の体制強化であります。15人辞めて17人採用すると。したがって職員体制においては不足はないというお答えですが、委員会審議の中でもこの問題は私は担当課長にお聞きいたしました。部門によっては若干のでこぼこがあるかもしれませんが、残業手当の補正計上も当然のことながら出てきているということです。他の町村でも役場職員の精神的、身体的、苦痛と障害が重なって辞めるという人も現に発生しているわけです。そういう意味では退職15人に対して新規採用17人だから問題ないということではなくて、全体を見て極めてハードだという部門については、職員の増員配置を考える必要があるのではないのか。

○議長（小黒敬三君） 当初予算なので、そこら辺のところは今後やって行かれると思いますが、細部に関しては今後の課題だと思われるますので、大体の方針といったところの質問に徹していただければと思います。

○16番（馬場 績君） 当初予算だからこういう問題を提起しているわけです。

それから、緊急雇用について9,600万円ほど計上されております。緊急雇用については先ほどの答弁で。私は、やはり災害復興の過程だから、臨時雇用、緊急雇用というのも必要だと思うのだけど、職員と臨時職員、緊急雇用も含めて5対5という状況は、あまりにも不安定な雇用体制ではないかということで、ここの関係でも安定雇用について考える必要があるのではないのか。そのことに対してお答えください。

それからADRの問題、ホームページに掲載してあります。浪江町のホームページにも和解事例は掲載してあると。しかしこれも広

報等でお知らせしていきたいという答弁もありました。これは東電と1対1で交渉する場合には、和解事例がどうなっているかと、その類型化というのは、非常に東電と交渉する際にも迫力があるわけです。ホームページを見れる人はそれでいいわけだけれども、圧倒的多数はそうでないと私は思います。したがってその辺の改善と、賠償支援ということについて、新たな取り組みをどうするかということをお尋ねしたい。

それから、賠償支援対策強化という点で、川俣町山木屋の和解事例が、つい最近報道されました。川俣町山木屋は居住制限と避難解除準備区域なわけなのですが、賠償については帰還困難区域と同等な扱いをする。いわゆる線引きによる格差是正という新たな突破口を開いたわけです。こういうものも大いに生かしながら賠償支援、賠償拡充も、もちろん我々は議会は議会としてやっていきますが、大いに町としてもしっかりとした職員体制があるわけなので、単なる類型化ではなくて、町としても具体的な町民の賠償請求において具体的な成果が得られるような国や東電との交渉が必要ではないかと思えます。改めて今後の対応についてお答えをいただきたいと思えます。

それから、豪雪対策については、当初予算編成後のことだったので、当初予算には出ていないけれども、今後補正で対応するということですから、当初予算の審議はこういうことで私はよろしいと思えます。

一番最後についてはお答えは要りません。

○議長（小黒敬三君） 回答して了解得たものに関しては質問なしにしてください。

総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） それでは、お答え申し上げます。

まず、地方消費税交付金の2分の1関係なのですが、先ほども申し上げましたとおり、8%の消費税と言っていますのは、消費税、これ国税分の6.3%分と地方消費税、これは都道府税になりますが、1.7%分を合計しての8%と言っております。ここで言う地方消費税の都道府県税なのですが、その税収の2分の1、先ほど言いました消費税、都道府県税の1.7%分のその2分の1が市町村に交付されるというものであります。その交付の仕方は、国調の人口と事業所統計による従業者数によって案分して交付される制度であります。こういう制度の中で、先ほど示した率で国のほうから予算組んでくれと言われているところであります。

続きまして、消費税の引き上げに伴う行政経費の負担の見通しで

ございます。議員もおただしのとおり、予算資料の4ページのところに投資的経費、さらにはその他の経費がございます。その中で投資的経費の総額32億3,679万1,000円。さらにその他の経費の物件費の26億7,417万9,000円、さらに維持補修費の804万6,000円、合計して59億1,901万16円。これは直接的に影響を受けます。この3%の影響額は約1億6,500万円、影響直接的にしてきます。さらに、間接的に影響を受けるものも出てきますので、実際にはこれ以上の額が直接的に町に増税による影響が出てくると考えているところであります。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） それでは、再質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の防集事業の絡みですけれども、今後の事業のスケジュール、それらをまず説明をさせていただきます。平成25年度中には、事業認可を受けられるという状況の中で、4月から6月に関しては移転元の土地の地権者の把握ということで、議員お尋ねのように、その中にはやはり相続登記がまだ済んでいない土地もございます。あるいは、抵当権設定、仮登記の設定などもございます。それらについていろいろ洗い出しをしながら、司法書士の方にご相談申し上げながら進めてまいりたいと思います。

それから、7月から9月にかけてはいわゆる事業に関する対象者における説明会、それから個別相談会を考えております。正式に用地買収に入れる時期としましては、今年の10月頃と考えております。

それから、買収価格の住民合意でありますけれども、移転元の用地取得単価につきましては、平成25年9月に福島県が実施しました浪江町の津波被災地の不動産鑑定評価結果に基づいてございます。鑑定は宅地、それから田、畑について行政区単位を基本に実施してございます。土地価格に幅があった請戸地区につきましては、2地区に分けて実施したところであります。

なお、価格は震災の影響による格差修正を行っておりますけれども、いわゆる原子力災害の影響は考慮はしてございません。

それから、津波被災住宅再建事業の関係でございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、防集事業、それからがけ近事業実施前の段階で移転した住民の住宅建設等に対する支援事業であります。これら以外にもそういった生活再建ができる事業があれば、今後、県のほうに要望してまいりたいと考えております。

それから、不動産の情報提供でありますけれども、なかなか難しいと思っており、町外においての情報提供は難しいと判断しております。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 復興公営住宅の町外における整備の関係についてのご質問にお答えいたします。

町内における公営住宅につきましては、来年度調査等始めていきたいということでありますけれども、町外における住宅整備につきましては、これまで同様、県あるいは受け入れ自治体等による公営住宅に依存していく形になろうかと思っております。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） 平成23年度の現時点での概算の賠償請求額ということなのですが、概算額では約3億程度と考えているところでもあります。

また、臨時職員とそれ以外というふうなことでの質問ですが、臨時職員につきましては、先ほど生活支援課長が申し上げましたとおり、1カ月分ということなのですが、緊急雇用関係の臨時職員は全てこういう形になっております。ただ、町から予算が出ていない絆支援事業ということで、県の予算でこちらに派遣されてきている職員もございます。それらにつきましては、町の予算ではありませんので、その辺の内容については承知していないところでもあります。

さらに、復興庁関係の職員の配置の関係で、先ほどの増員配置ということで満足しているのかということについては、決して満足していると捉えているところではありません。特に、津波被災対策課など新しい課ができて、そこに10名程度の職員が配置するようになります。そういう中で2名増という中で10名ということですので、一部では職員が確かに減っているところもございます。そういう中で、平成25年度も1名採用したのですが、任期つき職員の採用、これは井上弁護士採用していますが、そういう採用、さらには復興庁スキームでの派遣職員の増員ということで、これは国で全額人件費出るものですから、そういうところでの職員の増員という働きかけを強めながら職員の配置をしていきたいと考えているところでもあります。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（大浦泰夫君） 再質問についてお答えいたします。

緊急雇用の安定雇用の考え方についてはという質問でございますけれども、これにつきましては今後関係機関と協議をしながら進めていきたいと考えております。

また、ADRの和解に伴う事例でございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、ADRのホームページには掲載されてお

りますけれども、町のホームページにまだ掲載されておられません。今後町のホームページにも掲載をしていきたいと考えております。また広報等の配布にあわせまして、類型化をしまして、そういった事例を各戸に配布できるような体制づくりをしていきたいと考えています。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 孤独死、自殺、さまざまな理由があると思いますけれども、仮設で悶々として、つい生きる力を失ってしまうということと、やっぱり生活が大変だという人がいるわけです。全く倍しっしょうの問題では個人差があるわけですがけれども、賠償そのものにおいて県知事というか、福島県損害賠償。

○議長（小黒敬三君） 当初予算と絡めて明確にお願いします。

○16番（馬場 績君） 協議会の会長である県知事も十分かつ完全な賠償を求めたとおり、賠償そのものも十分でない。したがって、生活苦から人生を断つ、そういうことも心配されますので、各課横断的に町民の生活再建のために取り組みを強化していただきたいということを申し上げて、私の当初予算の質問は終わります。

○議長（小黒敬三君） その他質疑ありますか。10番。

○10番（山本幸一郎君） 初めに、林業総務費で捕獲隊の報酬554万円となっています。先ほどの補正でも質問したのですがけれども、補正交せても昨年度は234万円です。これ頭数増加、それとも県からの補助金の1万円が出なくて、何か増額になったからなのか、ちょっと説明。もしくは頭数。

あと、捕獲隊のこちらは報酬になっていますね。謝礼だったのですけれども、これ多分払う条件が変わったから、名称変わったのかどうか、その点あわせて2つ。

あと、ページが公園費でちょっとお聞きします。146ページの公園費、私聞きたいのは、前田尻さんから桜をもらった、管理費等々で1,000円、町に管理費もらっていたと思うのですがけれども、この公園費にそういうのは載っていないのですがけれども、違うところでもし載っているのであれば、この事業でその予算をとっていますよとか、もしかしたら、今のところ震災だったのでやっていないのだけれどもというような説明と、現地、高瀬の河原を見に行ったときには結構もう荒れています。もうやる気ないのだからどうか、ちょっと寄贈された方には大変失礼だと思うので、もう少し町の誠意見せてもらいたいなと思います。

その間、あとこの土地の借上料というのはどこの場所を幾らで借り上げているのか、ちょっと場所の説明。

あと、もう一点は134ページの区分の19で、除染後の農地等の保全管理事業補助金、多分除染後の田んぼの草刈り等々だとは思うのですけれども、場所もしくは面積、反当たり3万5,000円ぐらいと聞いているのですけれども、実際幾らかどうかお願いします。

また、その下の農園再開に向けた作付実証補助金、どこの場所で、1カ所か2カ所かわかりませんが、何を作付するか。

あと、その一番下、同じくこの農業活性化推進事業補助金もそうなのですけれども、どのような農業の活性化を見込んでの予算か、あわせてお願いします。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（大浦泰夫君） それでは、質問にお答えいたします。

まず最初に、135ページの林業総務費の捕獲隊員報償費554万円につきましては、平成25年度の実績等踏まえた場合、相当のイノシシ、猿等がふえていまして、なかなか追いつかない状況にありまして、平成26年度につきましては、頭数そのものでイノシシにつきましては250頭を見込んでおります。また、猿につきましては30頭。財源構成につきましては、県からの8,000円と町からの1万円、1頭につきまして1万8,000円。またそれにあわせまして活動報償費といたしまして1回に月1,000円、これは出動手当にかかる分でございます。こういったものを予算計上しております。

それとあわせまして、報酬か報償かという質問ございましたけれども、これにつきましては報償費で昨年も計上させていただいておりますし、平成26年度につきましても報償費で計上させていただいております。

また、あわせまして、134ページの地域農業活力再生支援事業、こちらの中の19の負担金補助及び交付金でございますけれども、まず営農の再開に向けた除染後の農地等の保全管理、これにつきましては現在除染を進めている酒田地区を見ておりまして、面積といたしましては81.8ヘクタールを見込んでおります。また、その下にあります再開に向けた作付実証でございますけれども、これは除染後の酒田地区におきまして作付約1町歩、5反ずつの2カ所を予定していまして、1町歩を見込んでおります。

また、その下の活動推進事業補助金、これにつきましては復興組合に係る補助金、またこれは復興組合等の会員を支援するもので、会議等を開催する際の会場借り上げ等見込んで371万3,000円を計上させていただいております。

〔「この反当たり幾らだか」と呼ぶ者あり〕

- 産業・賠償対策課長（大浦泰夫君） 1反当たり3万5,000円でございます。
- 議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。
- 復旧事業課長（中田喜久君） 146ページになります。委託料なのですが、これにつきましては丈六公園と中央公園の管理委託料ということであります。
- 議長（小黒敬三君） 公園2つ。
- 復旧事業課長（中田喜久君） それで、借上料なのですが、1つは新町ふれあい広場、通称ポケットパークということであります。もう1カ所は高瀬川溪谷駐車場、畑川のほうになるわけですが、その2カ所になります。
- 議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。
- 産業・賠償対策課長（大浦泰夫君） 140ページの紅房桜維持管理費の土地の借上料でございますけれども、これにつきましては北幾世橋に以前紅房桜を仮植しておきました。それにつきましては、各地区のほうに植栽をやりましたけれども、まだ仮植の部分で残っている部分がありまして、その土地につきましては民間の土地を借り上げいたしておりまして、現在も継続しております。今後もこの管理につきましては当然ながら今後の除染作業もございまして、そういったものを抱き合わせながら、除染後は、やはり当然これは寄贈をいただいたものでございまして、大事に維持管理をしていきたいと。その施策につきましては、今後検討してまいりたいと考えてございます。
- 議長（小黒敬三君） 10番。
- 10番（山本幸一郎君） 先ほど言った、田尻さんからもらった桜の件で言うのですけれども、今の状況、町当局のほうは見ているかどうかはわからないのですけれども、かなり悲惨な状況で、次、仮植きくかどうか、ひどい状況になっています。あの状況で仮植がうまくないということで、多分違うところに移してもっと生育よくする段階だったと思うのですけれども、このような状況になって3年、多分手つかずだと思えます。多分ことしあたりにはやらないと、多分全滅するような木が半数以上あると思えます。多分以前からあまり生育状況はよくなかったのは、皆さんボランティアで行っていたと思うので、おわかりにはなっていると思うのですけれども、除染後などというような答弁でいいますと、本当に全滅するようなのです。もうちょっと浪江町のほうに、こちらで仕事一生懸命なんでしょうけれども、そういうところも十二分に見てもらって、今やらなくてはいけないものはやらないと、田尻さんがせっかく何千万もかけて

寄附されたものと管理費までいただいでいて、ちょっと町ももう少し誠意を見せるべきではないかと思ひます。これは要望になりますけれども、補正でも何でもかけて、やっぱり状況確認と、枯れないような施策お願ひします。

○議長（小黒敬三君） では、要望で終わりですね。

その他質疑ありますか。6番。

○6番（松田孝司君） 3項目質問させていただきます。

まず、58ページ、上から4番目、仮設住宅等緊急通報設備設置事業補助金272万4,000円となっていますが、この事業内容、そして対象者はどういう人でしょうか。

あともう一つは81ページ、下から5番目、B-1グランプリ負担金100万円となっています。果たしてこの100万円で済むかどうか。そして、町として別にこれは実行委員会とか設ける考えあるのかお聞きたいと思ひます。これは郡山市と浪江町共催になっているはずで、これは100万円で果たして済むのか、ちょっとお答へ願ひたいと思ひます。

あともう一つですが、101ページ、下から4番目、特別養護老人ホーム建設補助金3億円となっています。内容だけ簡単にお伺ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（小黒敬三君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） それでは、緊急通報システム事業であります。これは仮設におきまして地域支え合い体制づくり事業といひまして、ひとり暮らしの高齢者がごく簡単な操作で緊急事態を自動的に緊急センターに知らせる事業であります。現在は45名利用しております。

次に、特別養護老人ホーム建設補助金であります。120床の建設を予定しております。規模としましては、5,600平方メートルです。事業費といたしましては、18億円です。そのうち6分の5が国でありますので、6分の1が町の3億円という形になります。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それでは、B-1グランプリに関してお答へいたします。

B-1グランプリの実行委員会につきましては、郡山市のほうで設置しております、そこに我々も一緒に参加している状況でございます。

あと、負担金につきましても、郡山市と浪江町共同で負担をしている、実行委員会に対する負担金ということで出しております。

あと、これ以外にも企画費のほうで、B-1にかからまる部分でい

きますと、実行委員会の職員の派遣、臨時職員の派遣であるとか、あるいはボランティア等々これから講習会等開きたいということで、そういった予算等含めまして計上しているところでございます。

○議長（小黒敬三君） 6番。

○6番（松田孝司君） 今のあれ、B-1グランプリですけれども、十日市運営委員会補助金とか430万円、こうやって野馬追出場した補助金とか341万円支払っている。同じぐらいの規模になると思うのですね。だから、これ100万円ではどうかなと思って質問しました。

あと、緊急通報設備設置事業、これは高齢者、やっぱり75歳以上ですか。

○議長（小黒敬三君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） 介護福祉課長。65歳以上であります。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 以上でよろしいですか。

その他。13番。

○13番（紺野榮重君） 3つほど質問させていただきます。それで、薄いほうのこの資料の中で、予算資料の中で質問いたします。

1つは、6ページの下から2番目の町道復旧事業、これには4路線というふうなことで、町道町場中島線、それぞれ書かっておりますけれども、これがちょっと、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

2つ目は、水路除染実証事業という中で7ページの4項目なのですけれども、非常にもみ殻を使用した除染というふうな、どういうふうなことをやるのかなということで、この内容の説明をお願いしたいと思います。

それから、あとは9ページの一番下の道路改良で、大町作内線というふうな道路改良の件ですけれども、これは幾世橋の部分だと思っておりますけれども、この事業内容、県道との関係、それから真つすぐ行って長田橋との関係はどのようになっていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） お答えいたします。

1点目の6ページになるわけなのですが、予算書で175ページということでもあります。町場中島線、延長にしまして143メートル、これは先ほど申し上げたように、不動橋の段差解消ということでもあります。鬼久保中谷地線82メートル、これは酒田橋ということ、常磐線のわきの橋ということ。小熊田宮田線423メートル、これにつきましては西台地区の集会所の下、県道から左手に入る道路、

町道ということであります。新町大坪線、これは61メートル、これは西台集会所より東電の社宅のありました道路ということであります。以上4路線ということであります。

続きまして、7ページ、水路除染実証実験事業ということで、これはもみ殻袋の設置をしまして、1年間52週にわたり調査、分析を行うものであります。箇所につきましては、室原水路、請戸川頭首工わき水路、掃部関頭首工わき水路の3カ所を予定しております。

3点目、9ページになります。大町作内線ということで、箇所につきましては貴布祢にあります北側に県道、郡さんというお宅があるのですが、その道路を一応計画しまして、先ほどお話しました上川原橋とあわせまして行うものであります。延長としまして500メートルを想定しております。

○議長（小黒敬三君） 13番。

○13番（紺野榮重君） ちょっと確認しますけれども、上川原橋というふうな、そういうふうなことで上流にかけかえるということと、それから貴布祢のほうからの道路が、新しい道路をつくって、それにつなぐ。そして、それを今度、今T字路になっておりますけれども、そのところとぶつけていくという計画かと思っておりますけれども、そのことでお願いします。

○議長（小黒敬三君） 説明をお願いします。

○復旧事業課長（中田喜久君） ただいまのおただしのとおり、その500メートルの路線ということであります。

○議長（小黒敬三君） その他質疑ありませんか。5番。

○5番（平本佳司君） 歳出の117ページの節28繰出金の件についてお尋ねします。

これは、国保直営診療所特別会計のほうから繰出金9,732万3,000円してありますが、まだ審議前で、議案第27号にもその件も出てくると思うのですが、審議前で大変申しわけない、これは繰出金なものですから、ちょっとお尋ねします。これの内容について、その議案第27号のほうを見てみますと、ただの一般会計のほうから繰入金、運営助成金としかありません。ですので、その辺内容等わかれば教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小黒敬三君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは、平本議員の質問にお答え申し上げます。

これは仮設診療所に対するいわゆる町からの繰り入れ、繰出金でございます。その中身でございますが、当然診療所のほうの経営が非常に厳しいということもございまして、いわゆる先生方の人件費、

それから当然のことながら職員の人件費が主なものとなっております。

○議長（小黒敬三君） その他質疑ありませんか。1番。

○1番（渡邊泰彦君） この薄いほうの平成26年度一般会計のやつの8ページ、きずな再生支援事業、タブレット端末整備事業、これ2億9,624万5,000円の予算になっておりますが、その中で、この間も説明だと調査事業費、それとタブレット整備事業ということでこれは上げてありますが、年間の通信費の負担は月額3,510円掛ける8,000台と、これ約3億6,000万円になっているのですけれども、この予算はどこに計上してあるのか教えてください。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） では、説明させていただきます。

今この事業につきましては、先日全協でもお話ししましたが、いわゆる通信費のほうの関係だと思いますけれども、こちらにつきましては構築費の中に入っております。ただ、金額的には年間通して12カ月分ではなくて、先週お話ししましたように、これから検討していった後での最終的に購入というか、導入する関係もありますので、全額12カ月分を組んでいるお話ではございません。

○議長（小黒敬三君） 1番。

○1番（渡邊泰彦君） 今の説明でよくわかったのですけれども、これは年間通信費の3,510円、月額というのは、多分これはいろんなタブレット端末の基本料金からすると、3,510円という計画は恐らくその場所でしかそのタブレット端末が見られないという契約になるはずなのです。例えば、いろんなところに持っていきながら、隣の家を持っていったとか、次の仮設に持っていったとか、異動する場合には、これ五千何がしかの基本料金になるはずなのです。だから、計画するときそういうことも踏まえて予算取りをしていたらと思います。

要望です。

○議長（小黒敬三君） あと、その他質疑ありませんか。14番。

○14番（吉田数博君） 2点についておたいたします。

総体的なことになるわけですが、まずこの予算を通じて人的対応策をどうされるのかということでもあります。やはり議案5号で可決されたように、新しい課ができます。その中で多種多様な行政ニーズに伝えていくということについて、大変な場面が生まれてくるだろうと。先ほどベテラン職員の退職であるとか、他町村からの派遣職員が帰られるということについては手当を終わられているということで了解をいたしました。今後の人事について非常に悩ま

しい状態が生まれてくると思います。そのことについて見通しがあればお示しいただきたい。

それから、2点目であります。予算資料の6ページにあります町内復興公営住宅の全体計画策定事業であります。先ほど16番にお答えになりましたので大体基本的にはわかりましたが、これはあくまでも委託料でありますので、その委託をする際に町としての基本方針があらうかと思えます。そのことについてお示しいただきたい。

○議長（小黒敬三君） 檜野副町長。

○副町長（檜野照行君） 一番最初の質問にお答えしたいと思えます。

まさにこれから復興が始まります。始まると、今までのような体制では現実的には対応できないというのは皆さん予想しているとおりにだと思えます。ただし、我々人的準備ということになれば、いわゆる雇ってみても、今すぐに育つわけではない。ですから、現実的には外注とかいろんな手法を使っていきたいと考えています。ですから、町の職員はその司令塔としてそれらのいわゆる外注した部隊を使って行って司令をして、そして目的を達成すると、そのような手法をこれからとりながら、それから国に、それから県にもその辺の対応、いわゆる応援体制も強く求めていますけれども、現実的にはなかなか我々が思うような時間、ときに望んだとおり来るかどうかというのはやっぱり心配があります。ありますけれども、これ、復興をやっぱりやり遂げる必要がありますので、浪江町としては今までにないようなやっぱり対応をその都度とっていきたいと思えます。ですから、いろんなやり方が出てきますけれども、今までにないような知恵を出しながら、とにかくやり切っていくというつもりで今覚悟を決めて臨んでおりますので、いろいろとまたその辺について知恵がありました、またお教えもいただきたいと思えます。よろしく願います。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それでは、町内における復興公営住宅の委託の関係でご説明申し上げます。

いわゆる町帰還に向けて、自宅に帰れない方のための復興公営住宅の整備ということの基本を考えておりますが、今年度行う事業としましては、まず場所の設定等含めてどこがいいのか。まちづくり計画の中でも何カ所か場所の指定といいますか、ここらがいいのではないかということのお示しはされていますが、実際そこが地盤的に大丈夫なのかどうか、あるいは地権者が何人いるのか、そういったところを含めまして、全体的な設計を当初まず策定したいという

ことがあります。その段階では、当然町に帰還したいという方の意向調査等も含めて行うことになろうかとは考えております。

それとあわせまして、あとはできればというか、基本計画の策定等についても行っていきたいと考えているところです。想定としましては、今のところ、今年度行った意向調査のクロス集計等々含めて、直接的には町に対して公営住宅に入りたいという質問ではなかったのですが、クロス集計等からいって、おおむね約60戸程度そういった要望があるのではないというところもつかんでいるのですから、とりあえずはその60戸に向けて調査はやっていきたいと考えているところです。

○議長（小黒敬三君） ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。

16番。

○16番（馬場 績君） 平成26年度の一般会計の基本姿勢は、復興、復旧に向けて意欲的な取り組みをします。その行政の姿勢が予算書にもあらわれていると私は見ております。その上でなのですが、まさに全町避難の中で行政も、被災者、町民もこれからどれだけの苦難と重荷がのしかかってくるかわからない、そういう時期に、幾ら3党合意があったとはいえ、この時期に消費税を5%から8%に引き上げるということは一人の町民として納得できるものではない。納得できないということではなくて、生活再建の障害物になってくるものとして私は許せない、そういう思いで今年度の予算、国との関係で、町民が置かれている、あるいは町が置かれている状況について推察をしたところであります。

先ほど来議論がありましたように、物件費等に対する消費税増税の新たな負担は1億5,000万円。さらには、消費税増税と引きかえに、所得税に対しては今年度から向こう25年間増税負担になる。一般質問でも明らかになりましたけれども、およそ5億円。住民税均等割については向こう10年間1,000円の負担をする。莫大な負担が伴うわけであります。

消費税増税の導入の理由としては、少子高齢化の中で社会保障予算が突出しているのです、その財源を確保する必要がある、財政再建する必要がある。大きく言えば、この2つの大義名分で強行されたわけでありまして、デフレからまだ脱却していない。特に東北被災3県では未曾有の災害をこうむった。そのことに伴う精神的、肉体的、経済的負担は、言葉で言いあらわせるものではない。一方

では、今年度の予算にもあらわれておりますけれども、1年限りの臨時福祉給付金2億600万円、子育て世帯臨時特例給付金1,966万1,000円等、町民の心をくすぐるような形で消費税増税を強行してきているこの政治手法にも私は納得できるものではありません。繰り返しますけれども、これらの給付事業は単年度事業たった1年であります。ないよりはいいかもしれませんが、子供だましも甚だしいと言わざるを得ません。

一方では、本来ならば大企業に対する復興特別法人税3年間増税をするわけであったにもかかわらず、30%の法人税を25%に引き下げて、さらに復興特別法人税は1年前倒しでこれを廃止する。この金額だけでも8,000億円であります。復興に苦しむ庶民や、年金を減らされて生活苦にあえぐ高齢者などなど、あるいは派遣労働で結婚もできない、先も見えない、そういう雇用環境の中で消費税。

- 議長（小黒敬三君） 町予算とのかかわりを基本的にしてください。
- 16番（馬場 績君） 増税が強行されるということは町民にとっても大打撃であります。消費税増税については国の法律で課税される問題ではあるけれども、町民の立場からすれば大変な負担増になり、町としても新たな負担増になる、そういう政策を認めるわけにはいかないという立場を明らかにして、平成26年度当初予算に対する反対の態度を明確にしておくものであります。

- 議長（小黒敬三君） ほかに討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第24号 平成26年度浪江町一般会計予算を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎延会について

- 議長（小黒敬三君） お諮りいたします。
本日はこの程度にとどめ延会したいと思います。ご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。
-

◎延会の宣告

○議長（小黒敬三君） よって、本日はこれをもって延会とすることに決定しました。

あすは午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

（午後 2時44分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 4 号)

平成26年浪江町議会3月定例会

議事日程(第4号)

平成26年3月19日(水曜日)午前9時開議

- 日程第1 議案第25号 平成26年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算
議案第26号 平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算
議案第27号 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算
議案第28号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計予算
議案第29号 平成26年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算
議案第30号 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算
議案第31号 平成26年度浪江町介護保険事業特別会計予算
議案第32号 平成26年度浪江町財産区管理事業特別会計予算
議案第33号 平成26年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算
議案第34号 平成26年度浪江町水道事業会計予算
議案第35号 工事請負契約の締結について(請戸共同墓地整備事業造成工事)
- 日程第2 発委第1号 浪江町議会委員会条例の一部改正について
日程第3 発委第2号 原発再稼動・核燃料サイクル推進の「エネルギー基本計画」(案)の撤回を求める意見書(案)
- 日程第4 小黒敬三議員の資格決定について
追加日程第1 議長選挙について
追加日程第2 議席の一部変更について
追加日程第3 双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について
日程第5 委員会の閉会中の継続審査又は調査について

出席議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	小黒敬三君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	吉田数博君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

副町長	檜野照行君	副町長	渡邊文星君
教育長	畠山熙一郎君	代表監査委員	山内清隆君
総務課長	谷田謙一君	復興再生事務所長 兼帰町準備室長	山本邦一君
復興推進課長	宮口勝美君	町民税務課長	高倉敏勝君
産業・賠償対策課長	大浦泰夫君	ふるさと再生課長	岩野寿長君
復旧事業課長	中田喜久君	健康保険課長兼 津島支所長兼 仮設津島診療所事務長	紺野則夫君
介護福祉課長	佐藤尚弘君	生活支援課長	佐藤良樹君
会計管理者 兼出納室長	吉田公明君	教育委員会 教育次長	鈴木敏雄君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩野善一	次長	清水佳宗
書記	中野夕華子		

◎開議の宣告

○議長（小黒敬三君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（小黒敬三君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第25号 平成26年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第25号 平成26年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第26号 平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第26号 平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第27号 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第27号 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第28号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 昨日の議案第4号で消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例が提案されました。可決されました。消費税が5%から8%になるということでもありますけれども、今年度の当初予算には、これがどのような形で予算組みされているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） お答えします。

平成26年度の下水道使用料については徴収見込みがないということで今回消費税に係る増税に伴う影響がないと考えております。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 使用料収入がないので予算措置はしていないということです。なお、今年度の下水道事業でわずかではありますけれども、下水道建設費あるいは復旧費、復旧費はわずかではないですね、3,300万円ですから。事業予算が含まれておりますけれども、これらに対する消費税増税分の負担はいくらだと試算されているかお尋ねいたします。

○議長（小黑敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） お答えします。

今回、一般会計繰入金と基金繰入金の中で予算を計上しております。によって、今回消費税に伴う試算はしてあるかということなんです。それについては今回繰入金を充当しておりますので試算しておりません。

○議長（小黑敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 出入りはそういうことかもしれませんけれども、浪江町でもあとでまた出てきますけれども、下水事業、集落排水事業、あるいは浄水事業については増税添加するということが、昨日私は反対しましたがけれども賛成多数で可決されたわけでありまして。

したがって、使用料については、収入がないのでその分の予算措置はないということはそのままそのとおりでありますけれども、なお、下水道事業のほうで下水道建設費、それから下水道災害復旧費等、約3,350万円ほど予算措置されております。これに伴う消費税の増税分は浪江町下水道事業としてどれだけの負担増になるんですか。極めてわかりやすいお尋ねです。

○議長（小黑敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） お答えします。

予算資料の11ページ、公共下水道事業にかかるおただしのとおり、委託料、工事費にかかる部分につきましては消費税が5%から8%という形になりますのでその部分については消費税が上がるということであります。

○議長（小黑敬三君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黑敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） 消費税増税に関する問題では、昨日も関係条例あるいは当初予算の問題に対する根本的な問題として消費税増税という町の行政、あるいは町民生活に添加されると。生活も復旧も重大な負担と障害を及ぼすという立場から反対をいたしました。

同じく議案第4号についても、水道事業については約3,350万円ほどの事業費が予算予定されているわけですから、単純計算でも約34万5,000円、35万円ほどの増税転嫁になるということは明らかだと思います。そういう意味で、この時期、町としてはやむをえないという立場かもしれませんが、国の政策との関係では。消費税増税あるべきではないという立場で反対の態度を明らかにしております。

○議長（小黒敬三君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第28号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第29号 平成26年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第29号 平成26年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第30号 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） 集落排水事業の当初予算に対して、反対の討論をさせていただきます。当初予算では、農業集落排水災害復旧事業など、わずかではあります。事業費が計上されております。事業費の多寡にかかわらず、先ほど下水道特別会計のところで反対の理由を申し上げましたけれども、同じ立場でこの案件についても反対の態度を明らかにしておきます。

○議長（小黒敬三君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第30号 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第31号 平成26年度浪江町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第31号 平成26年度浪江町介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第32号 平成26年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第32号 平成26年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第33号 平成26年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第33号 平成26年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。
よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第34号 平成26年度浪江町水道事業会計予算を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） 平成26年度の町水事業会計予算書28ページに、収益的収入及び支出の予算説明書が提出されております。これによると、今年度の給水収益の予算は、前年同額で1万円ということですが、これまで事業課のほうから、除染等関係事業所やあるいは町内で再開した事業所など、一部町水を利用する事業者も出てきているという報告と説明があったわけですが、平成26年度本年度予算1万円というのは、昨年状況、あるいは復旧・復興の現状と見通しとの関係で適正な予算組みと考えられるか。ちょっと状況も含めてお尋ねをしておきます。お答え願います。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） お答えいたします。

平成25年におきましては、除染等の収入が見込まれましたが、平成26年度につきましては、一応今回あくまでも一般家庭として考えた場合と、除染についてはこれからどのような形で水道使用があるかということを見ながら進めていきたいと思っております。復旧については、今後随時復旧しながら、平成28年3月ということで目標に向かって進めております。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） ちなみに、前年度の給水収益はいくらであったか改めてお尋ねいたします。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） お答えいたします。

平成25年度につきましては、3月31日に集計していきたく思いますので、今手元に資料がございませんので、資料決定次第、報告していきたく思います。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） これからということですがけれども、それでは私の状況に対する理解が不十分だったのか。除染業者等、町水を供給して料金を徴収しているという報告があったわけですがけれども、平成25年度の実績においては現時点ではないということになるわけですか。改めてお答えいただきたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 除染にかかる収益分はございます。ただし、今、こちらで集計をしておりませんので、それにつきましては集計次第、報告したいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 3月末で報告するという事です。

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） 平成26年度についてもわずかではありますけれども、町水の供給が見込まれるということで、これも先ほど消費税増税に伴う関係条例の改正が昨日議案第4号として上程され、可決されております。その第3条によれば、浪江町水道事業給水条例においても3%の増税転嫁をするということになっております。

先ほどの議案第28号 公共下水道事業特別会計予算に対する反対討論と同じ理由であるということをお願いして、この議案に対する反対の態度を明らかにしておきます。

○議長（小黒敬三君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第34号 平成26年度浪江町水道事業会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第35号 工事請負契約の締結について（請戸共同墓地整備事業造成工事）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

1番。

○1番（渡邊泰彦君） 今回、この入札に関してなのですが、指名競争入札になっているわけです。この指名競争入札で他にどこがあったのか。また、資格審査においてなんら問題がなく入札が行われたか確認させていただきます。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） それではお答え申し上げます。

今回の請戸共同墓地整備事業の入札でございますが、指名委員会のほうでAランクということで6社ございます。その6社、横山建設、東北土木、泉田組、豊工業、阿部建設、東北工業というAラン

クの6社の入札で実施したところであります。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第35号 工事請負契約の締結について（請戸共同墓地整備事業造成工事）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第2、発委第1号 浪江町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小黒敬三君） 提出者の議会運営委員会委員長、馬場績君から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、馬場績君。

〔議会運営委員長 馬場 績君登壇〕

○議会運営委員長（馬場 績君） 浪江町議会委員会条例の一部改正について、今、事務局長より浪江町の課設置条例一部改正に伴い、浪江町議会の所管する委員会等について一部を改正するという中身であります。お手元の資料にあるとおり、新しく設置される津波被災地対策課については産業建設常任委員会が所管するという体制の提案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第1号 浪江町議会委員会条例の一部改正につい

てを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数です。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第3、発委第2号 原発再稼動・核燃料サイクル推進の「エネルギー基本計画」（案）の撤回を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長（小黒敬三君） 提出者の議会運営委員会委員長、馬場績君から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、馬場績君。

[議会運営委員長 馬場 績君登壇]

○議会運営委員長（馬場 績君） それでは、ただいま事務局長が朗読した原発再稼動核燃料サイクル推進のエネルギー基本計画（案）の撤回を求める意見書の提案理由について一言、説明をさせていただきます。我々はもちろん、後ろに傍聴されている町民も含めて、県民も含めて、原発避難の渦中にあります。原発の今の状況も危機的状況にあるということについては、高濃度汚染水漏れの現状を見ても明らかであります。我々は、被災者として、被災地の自治体として、被災地の議会として原発の再稼動は許せない。一日も早く福島原発第二の廃炉も含めて安定で、安全なエネルギーの確保に努めるべきであるという趣旨で意見書をまとめたわけであります。このことについては、きのうの全員協議会でも確認をされた経過でありますので、議員同僚のご賛同をよろしくお願い申し上げます、私の提案理由とさせていただきます。

○議長（小黒敬三君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

1番。

○1番（渡邊泰彦君） 非常にいいと案だと思うのですが、文面の上から5行目、「ところが、政府はかかる非常事態が続いているにもかかわらず、「収束宣言」を撤回せず」という言葉が入っているんですが、これ前の意見書の中にも収束宣言を撤回するようというような要望をしたんですが、そのときの返事が、現政権は収束宣言を

していないんだと。それは、民主党が前政権で収束宣言をしているので、収束宣言をしていないものは撤回できないという回答をいただいていると思います。その辺、議運の委員長はどのように考えているのかなと。できればこの部分ははずしていただいて、そこを強調するのではなく、もっと目を向けるべきエネルギー基本政策の撤回ということに大きく進路を変更していただくような意見書のほうがよろしいのではないかと思います。

○議長（小黒敬三君） 議会運営委員長。

○議会運営委員長（馬場 績君） お尋ねの点について、2点お答えしたいと思います。1つは、先ほども申し上げましたけれども、原発の現状については収束どころか危機的状況が継続しているということが第1点であります。

第2点は、現政権の収束宣言に対する態度でありますけれども、現政権としては、収束宣言は発していないという発言を安倍総理はなされておりますけれども、しからば、現政権は今の危機的状況を冷静に判断して福島原発の事故は収束していないというふうに明確に表明しているかというと表明していないわけです。かかる立場から、改めて収束宣言の撤回を求めるといふ文言を入れたわけでありまして。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第2号 原発再稼動・核燃料サイクル推進の「エネルギー基本計画」（案）の撤回を求める意見書（案）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数です。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◎小黒敬三議員の資格決定について

○議長（小黒敬三君） 日程第4、小黒敬三君の資格決定についてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、私は退場いたします。

[小黒敬三君退席]

○議長（小黒敬三君） 暫時休議いたします。
(午前 9時37分)

○副議長（佐々木恵寿君） 再開いたします。
(午前 9時38分)

○副議長（佐々木恵寿君） 地方自治法第106条の規定により、議長に事故があるときは副議長が議長の職務を行うとありますので、これから審議する日程第4は私が会議を進行いたします。
それでは、本件につきまして、資格審査特別委員会の報告を求めます。

○副議長（佐々木恵寿君） 暫時休議いたします。
(午前 9時39分)

○副議長（佐々木恵寿君） 再開いたします。
(午前 9時40分)

○副議長（佐々木恵寿君） 本件につきまして、資格審査特別委員会の報告を求めます。
資格審査特別委員長。

○資格審査特別委員長（三瓶宝次君） 資格審査特別委員長の三瓶宝次であります。それでは議題となっております資格審査の報告をたゞいまから行います。

まず最初に、資料に基づいて説明を行います。

浪江町議会議長小黒敬三様。資格審査特別委員長、三瓶宝次。委員会審査報告書。本委員会に付託された「議員小黒敬三君の資格の有無」について、審査の結果、別紙決定書案のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

決定書（案）であります。資格の決定を求めた議員、三瓶宝次。資格の決定を求められた議員、小黒敬三君。

小黒敬三君の議員の資格の有無につき、次のように決定する。

1、地方自治法第92条の2の規定に該当する。

2、その理由であります。別紙に綴っております別紙のとおりであります。朗読いたします。

別紙。

1、審査資格事項。

(1) 地方自治法第92条の2に規定する議員の兼業の禁止に該当するかどうかの調査審査。

(2) 公職選挙法第104条の規定に反しているかどうかの調査審査。

2、委員会の開催であります。第1回から第8回まで、8回にわたりまして審査をいたしました。日にちは記載のとおりであります。

3、資格審査の結果。

「地方自治法第92条の2の規定に該当し、議員資格を有しない」

4、審査内容。

小黒敬三議員が、町と取引関係にある株式会社小黒設備工業の役員として経営に参画している状況から、地方自治法第92条の2に規定する議員の兼業禁止に該当するかどうか資格審査を実施したものです。

その中身であります。 (1) 地方自治法第92条の2 (議員の兼業禁止) に規定する該当要件の検討。

普通地方公共団体の議員について兼業が禁止されているのは、当該団体の具体的な請負契約の締結に対する議決等に参与すること等により、直接・間接に事務執行に影響を及ぼす立場にある。したがって、兼業禁止の規定は、議会運営の公正を保障するとともに、事務執行の適正を確保することにあります。

地方自治法第92条の2 (議員の兼業禁止) に該当するかどうか判断にあたっては、いくつかの検討すべき条件がありますが、判例、行政実例等を調査し次のとおり判断いたしました。

(2) 町と株式会社小黒設備工業の取引が法でいう「請負」にあたるか。

法でいう「請負」は「一定期間にわたる継続的な取引関係にあること」が必要であります。町と株式会社小黒設備工業との取引はこれに該当し、また、特に請負額の算定から除外すべき取引もないと判断いたしました。

(3) 調査すべき取引の期間。

小黒敬三議員は、取締役として平成15年8月26日に就任し、平成23年9月30日に退任しております。この退任登記をしたのは平成25年11月21日です。この期間は、現在の議員の任期以前からの就任で、今現在はその役職にはありません。これについては「今現在その役職になくとも現任中に就任していれば、過去にさかのぼって資格審査の対象となり得る。ただし、前任期中まではさかのぼることがで

きない」とされています。前任期にさかのぼることができないのは、議員の任期は住民の選挙を経たそれぞれ独立・完結したもので、この条項の失職制度は、任期中の失職事由があれば、議員の残りの任期について議員の身分を奪うものであるためとされています。

このため調査すべき取引の期間は、現任期の始まる平成25年5月1日以降となります。ただし、町の決算と対比する関係から、町との取引金額の算定にあたっては平成25年5月1日以降といたしました。

（４）取引の形態について。

地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）の条文は、次のとおりです。

「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び精算人たることはできない。」

したがって、当委員会では、町と株式会社小黒設備工業との取引において、株式会社小黒設備工業が「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうかを調査することにいたしました。

５、審査経過。

当委員会では、平成26年1月10日に第1回の委員会を開催し現在まで8回の委員会を開催してきました。

委員会として、審議した内容は「地方公共団体と取引のある法人取締役等になっている場合には、そのことを理由に直ちに兼業禁止とは判断できず、「主として同一の行為をする法人」に該当するかどうかで判断されることになっています。「主として同一の行為をする法人」とは、最近の決算書により判断して、団体等に対する請負額の割合が50%以上を占めるような場合には、明らかに該当するものと解される。また、請負額の割合が半数を超えない場合であっても、当該請負が業務の主要部分を占め、その重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる場合には「主として同一の行為をする法人」に当たるとされており。

自治法第92条の2の規定にいう「主として」の解釈については、必ずしも50%がその判断の基準ではなく、したがってそれ以下の場合には該当しないとは直ちにはいえないものであり、個々の事実によって判断するほかはない。との行政実例があります。

審査の中で、町と株式会社小黒設備工業の取引額が何%を占めるかについて調査をしました。

この審査対象となる期間は議員の任期である平成25年5月1日か

ら平成25年11月18日第5回臨時会の議案提出までとしました。

当委員会として、町に請負契約額の資料請求を求めたところ2件で339万1,500円の請負額を確認しました。

また、株式会社小黒設備工業の決算を調査するため、直近の決算書を平成26年2月7日付けで平成26年2月12日まで資料の要求をしましたが資料の提出はなく、再度資料の請求を平成26年2月25日まで要求をしたところ、「決算書の資料提出の法的根拠規定がない」ということでした。

また、小黒敬三議員は平成25年5月8日から浪江町議会議長としての要職に現在まで就いております。

地位を利用したと思われる営業行為の有無などについて、資料提出を求めました。平成25年10月26日に浪江町役場二本松事務所会議室において国会議員と懇談した際に交換した名刺には株式会社小黒設備工業取締役会長小黒敬三と記載されており内外的に営業活動をしておりました。

また、平成25年1月24日に浪江町長に提出された建設工事入札参加資格審査申請書の技術者経歴書には取締役小黒敬三と記入されそれに基づき浪江町は浪江町入札参加資格申請書提出書類確認表（建設工事部門）でチェックして問題がないとして平成25年2月4日に受理されております。

さらに、今回の議会議員選挙の浪江町議会議員選挙候補者届出書（本人届出）が平成25年4月11日に浪江町議会議員一般選挙選挙長岡田和雄様あてに職業会社役員と記入し立候補の届出がされ受理されております。

平成26年3月7日に小黒敬三議員の出席を当委員会として求め、取締役就任した経緯や地方自治法の兼業禁止に対する認識がどうであったかなどを聴取いたしました。小黒敬三議員によると、「震災以降は議会活動にシフトを置いて活動していたので、会社の登記関係は会社も混乱していたので2年毎の登記申請はしていなかった。登記上は平成23年9月30日に役員を自動失職していた。誤解を招くので臨時議会終了後役員の退任手続きを取った。

議員必携を読んで、町からの受注が主要でなかったのもそのままと判断していた。仕事も民間を中心に受注しての会社経営であった。浪江町からは多く受注はしていなかった。」

さらに、「役員については、認識の違いで後でそうなっていて、法的には平成23年9月30日に退任していた。手続きを取るまで、皆さんに間違っって説明したの也有ります。正式な手続きを取ったらそうなっていた。」との説明でありました。

6、結論。

以上の審査結果を踏まえ、委員会としての意見を集約いたしました。今回の事案は地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）の普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び精算人たることはできないに該当すると言えます。

「主として同一の行為をする法人」に当たるとの委員が多数で、当たらないとしていた委員も有りました。

当たらないとした委員の意見としては、「主として」の部分では、町との請負額が50%を超していないので当たらない。さらに、平成23年9月30日に取締役の退任登記をしているので当たらないとの意見でありました。

小黒敬三議員は平成23年9月30日に取締役の退任登記をしているが、その後各公的機関に提出された各種届出書には株式会社小黒設備工業取締役小黒敬三と記載されており、このことからして、登記上役員でなかったとする小黒敬三議員の主張は社会通念上通りません。

さらに、会社法第346条第1項には、「役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。」とあります。

平成25年11月18日の臨時会の日に行った登記情報によると小黒敬三議員は、取締役に在任していたと確認されました。平成25年11月18日の臨時会後の株式会社小黒設備工業から提出のあった登記簿情報によると平成25年11月21日に退任手続きを取られておりました。したがって平成25年11月16日に株式会社小黒設備工業の役員が新たに就任しておりますので、平成25年11月15日までは取締役としての「権利義務」を有することが確認できます。退任手続きは明らかに取締役退任の正当性を繕ったにすぎません。したがって、臨時会の提出議案の採決時には明らかに取締役として在任していたことが明白であります。

平成25年10月30日に仮契約の契約行為が有ったことは事実であり、平成25年11月18日開催の臨時会で工事請負契約が否決されたことは非常に重い事であります。

今回、法でいう議員の兼業禁止に該当するとの委員会の審査結果であります。小黒敬三議員が法人の取締役に就任していた行為は町民から誤解を受けかねず、ひいては議会の信用を失墜させること

になり当事者が議会の代表者たる議長であることで誠に遺憾であります。

委員会採決では、決定書案のとおり、「地方自治法第92条の2の規定に該当し、議員資格を有しない」と決定いたしました。

よって公職選挙法第104条に抵触すると判断いたしました。

以上、委員会報告を終わります。

なお、参考に会社の登記簿謄本と、公職選挙法、地方自治法を参考に添付をしておきました。

以上が現在までの経過と最終決定に至るまでの報告とさせていただきます。

○副議長（佐々木恵寿君） それではこれより質疑を行います。質疑ありませんか。

7番。

○7番（山崎博文君） 資格審査特別委員会第8回にわたる開催、大変ご苦勞様でした。そこで何点か私は資格審査特別委員会の委員ではありませんのでお伺いしたいと思います。まず8回開催されたということですが、今日は総括的な報告ですので第1回から第8回までの大体の概要を会議の内容をお知らせいただきたいと思います。

○副議長（佐々木恵寿君） 資格審査特別委員長。

○資格審査特別委員長（三瓶宝次君） 第1回から8回、回を重ねました。第一に、報告書に記載されているとおり、その経過については総括的なまとめであります。まず法令それから行政事例、それから、本人が取締役であったかどうかそういうものを主に大体8回のうち、半分の4回ぐらいそれに費やしました。そのことについて、それ以降は議員のいろんな意見だとか実態を踏まえて分析検討を後半についてはやりました。

[何事か呼ぶ者あり]

○資格審査特別委員長（三瓶宝次君） 本人の意見聴取は、先ほど報告した記載のとおりです。

○副議長（佐々木恵寿君） 7番。

○7番（山崎博文君） もう少し丁寧な、8回開催した概要をお聞きしたいんですけども、答弁が総括的な答弁で残念です。私がなぜこの8回に渡った概要を聞いたかということ、今日は3番議員が元気に回復されまして出席されております。それで多分この議会、3月定例会は6日開会ですから、第6回から、つまり3月7日以降の3回に渡る会議は前特別委員参集のもとに委員会が開催されていたのではなく、ましてやこの3回というのは最後の報告書のまとめの段階であって、やはり全員そろった中で報告書はまとめるべきで

はないかと私は思っております。ということは、少し性急ではなかったかと。急ぎすぎの報告書ではなかったかと思いますが、その点についてお伺いいたします。

○副議長（佐々木恵寿君） 資格審査特別委員長。

○資格審査特別委員長（三瓶宝次君） 1名病気で後半の3回欠席されておりますが、その前に議論を尽くして大体結論的な方向性は出ておりました。その流れ、あるいはそれを踏まえての最終的な結論となったわけです。

○副議長（佐々木恵寿君） 7番。

○7番（山崎博文君） 議員の兼業禁止についてですけれども、いわゆる地方自治法92条の2項の議員の兼業禁止（請負禁止）となっております、つまり請負であるかどうかをやっぱり判断する材料があるべきであって、今回は資料提出がなかったということですから、では例えば全国的な判例事例、請負禁止に該当するかという判例事例を調査されたかどうか、この点についてお伺いいたします。

○副議長（佐々木恵寿君） 資格審査特別委員長。

○資格審査特別委員長（三瓶宝次君） 判例事例も全員に資料を配りまして、あるいは議論して確認しております。

○副議長（佐々木恵寿君） 他に質疑ありませんか。12番。

○12番（佐藤文子君） 私も資格審査委員でありませぬので、委員会の内容をちょっと教えていただきたいと思ひます。

3ページの中に、上段からちょっと下です。株式会社小黒設備工業の決算を調査するために決算書の資料提出を請求したということがありました。その再度の提出にもかかわらず、法的根拠規定がないということで提出がなかったということでござひます。私は会社を経営したことがござひませぬのでよくわかりませぬけれども、例えば決算書というものがあれば、どの時点の決算、1年間の決算か何か、その役員報酬に当たるものの支出が認められるようなことが、もしこの決算書の提出があれば、より克明にわかつたのではないかと思ひます。そしてその資料提出の根拠がないということで応じなかつたということについては、本人の弁明がなされたのかどうか。弁明の機会を与えたのかどうか教えていただきたいと思ひます。

○副議長（佐々木恵寿君） 資格審査特別委員長。

○資格審査特別委員長（三瓶宝次君） 決算書の件であります、小黒敬三議員は、2回に渡つて株式会社小黒設備工業に対し、直近の決算書あるいは業績等、その内容を求めたわけですが提出なかつたんです。それで、提出がなかつた根拠の意図とするところはわかりませぬ。いわゆる議会の本会議においても調査に当たつては、協力を

惜しまないと断言していた経過もありまして、しかし残念ながら、その資料の要求に対して提出がなかったわけです。そういうことから、委員会としては事実関係を確認して、決算書がなくとも、あるいは1年間のトータルが確認できなくても、その事実関係について状況判断ができるのであれば差し支えないと、議論途中でも判断ができるという行政事例があります。そういうことに基づいて、先ほど申し上げた一つの時間の中で、その期間の中で事実関係を確認したわけです。

それと報告書にあります。小黒敬三議員は、前任期の平成23年9月30日で任期満了なんです。取締役3名。そのあと、臨時会のあとに登記簿を見ればわかりますが、平成25年11月16日で新しい役員を3名追加をして5名として登記されたわけです。したがって、小黒敬三議員は、平成23年9月30日前、任期満了で退任しているので、その立場ではなかったという主張をしておりました。そういうことからして、提出する法的な根拠がないということで文書でいただきました。

しかしながら、登記簿上は処理する場合には、新しい役員が着任するまでの期間、いろんな事情で登記はおくることがありますから、約2年半その手続きをされなかった。これは事情があるかと思いますが、その間、平成25年11月15日までは登記簿上からいっても権利義務を有するということで、その責任と執行の役についていたと。それは、証明するものは先ほど報告書に記載してあるとおり、内外に営業活動もしていたし、それから役所に対する諸手続きも出されていたということからして、役員であったということの事実関係ははっきり明確になっております。

資料の提出ができなかった。なかったことについては、その意図はわかりません。事実はそのことです。

○副議長（佐々木恵寿君） 12番。

○12番（佐藤文子君） 今のご答弁でよくわかりましたけれども、もう1点。平成23年9月30日に、登記上は前任期間が終了していたと、自動失職していたということなんです。同じように3ページの中ほどに、議長職に就いてから、いろいろな役場、ここの2階事務所に、議会事務局に国会議員だとか、県会議員だとかいろいろな方のお見えになりまして、私達要望活動なんかを代表で議長がやってくださっていると思います。そのときに、その名刺交換をした名刺というのは「株式会社小黒設備工業取締役会長小黒敬三」と記載されているということなんです。名刺というのは法的根拠が全くあるものではありませんけれども、私達議員というのは名刺というの

は顔になるものですから、やはりその役職詐称、はからずも自動失職していたといえますけれども、その時点で本人の認識が、取締役という認識があつて名刺の交換をしていたと思うのですが、そういった役職詐称に対して本人の弁明を受けましたか。

○副議長（佐々木恵寿君） 資格審査特別委員長。

○資格審査特別委員長（三瓶宝次君） それは、取締役としての立場をどう考えていたのかということについて、議会の中でもその質問に対して、取締役会長ということでの立場ですということ、はっきり議会で答弁しているわけです。そういうことからして、事実関係として確認しているということです。

それと登記簿上は任期満了の日付で新しく就任したし、あるいは辞任したのではなくて、前任期が満了するその日をもって登記をするということになっているんです、会社の登記法上。そのために平成23年9月30日が任期満了の日なので、その日付で登記されていると。実際後任の役員が就任するまで、その期間大体2年半近くあったんですが、その期間についても取締役という形で役所に各関係書類も出ていますし、実際、会社の執行に当たっていたということが事実の中で確認できたということです。

それで十分役員としてその立場にあったということは今まで認識していた。

○副議長（佐々木恵寿君） 他に質疑ありませんか。1番。

○1番（渡邊泰彦君） 委員長には本当にお疲れの中、また質問させてもらって申し訳ないです。これは地方自治法の92条の2に当たるとなると、当然公職選挙法の104条にも同時に当たってしまうので、ここの判断が大変重いとは思っているところなんです。そこで、4ページの6の結論のところ、上から6行目「主として同一の行為をする法人」に当たるとの委員が多数で、当たらないとした委員もいたということが明記されておりまして、特別委員会では全部で確か6名だったと思うのですが、その中の全会一致じゃないということが書いてあると思うのですが、その辺の状況を若干詳しく説明していただければと思います。

○副議長（佐々木恵寿君） 資格審査特別委員長。

○資格審査特別委員長（三瓶宝次君） 会議の議論の調査検討を除いては大体半分くらい、それらについて議論の時間をとられました。要は50%、町との請負契約が全体の売上げの50%を超えれば、明らかに理由なしに該当するという条項があります。逆に、では50%以下であればいいのかということにはなっていない。92条の2については、数字は一切示していません。いわゆる請負契約の当事者

である取締役と議員と兼ねている。そのこと自体を禁止しているというのが自治法の本質であって、それについても個別の事情があつていろいろなケースがありますが、今回は、その一部で50%以上でないからいいのではないかという意見です。それでよしとすると、では何パーセントならばいいのかという、その判断基準も線引きもできない。あくまでも92条の2の本質にのっとり基本的な法に基づいた判断をせざるを得ない。今回の場合には、パーセントだとか金額はあえて出しておりませんが、請負契約にあつたということだけは明白でありますし、それから先般の議会で否決になりました六千百万何がしの契約については仮契約はなされております。契約書もきちんとあります。それは、審査の数字の対象ということにはなっていないですけれども、契約行為に入つていたという判断もありまして、総合的に判断をして委員会の結論として示したものです。その50%に達していないのでよろしいのではないかという、要約するとそういう考え方の委員です。

○副議長（佐々木恵寿君） 1番。

○1番（渡邊泰彦君） 委員長の話は半分だけわかつて、半分だけちょっと今理解できないというところで申し訳ないですが、もう一点だけ質問させてもらつていいですか。私が問いたいのは、内容そのものはよくわかりました。委員会の判断もわかりました。その委員会の判断もわかりました。その委員会の判断の結論を出すときに、ここを見ると全会一致ではない。ここは大丈夫ですよ、確認できますよね。全会一致ではないですよ。全会一致ではない中で、今、委員長がおっしゃつたことは、この辺がなかなか全会一致にならなかつたという理由だということをお私今認識した。ここは大丈夫ですか。

それで何を言いたいかといいますと、委員長これ今からすごく重い判断をするんですよ、議員は。委員会の結果を聞いて。ですから細かいことを聞いて申し訳ないと思うのですが、そのときに、小黒敬三議員は、兼業の禁止に当たらないんだという判断があつたということで私判断していますね。ただ、私も議員ですので議員必携を見たところ、当然今委員長が言つたように判断するのは議会なんです。そこでまず一回議会をする。要するに50%超えようと超えなくても、それは法的にはあれですけれども、判断するのは我々だということはどうなつていんです。ですから委員長の今報告というのはすごく重いんですよ。そうなつたときに、結論として、委員会とすれば小黒敬三議員は、議員の兼業禁止に当たるという強い判断でいいのかどうか確認します。

- 副議長（佐々木恵寿君） 資格審査特別委員長。
- 資格審査特別委員長（三瓶宝次君） 委員会の結論は当たるということとであります。
- 副議長（佐々木恵寿君） 他に質疑ありませんか。8番。
- 8番（若月芳則君） ちょっと気になるといいますか、まず議会が先ほど渡邊議員からありましたが、議会が決めるということが一番大きな要素でありますから、何人にも影響されない、そういうスタンスで議会が決めるということが一番求められる。したがって、私はそういうことを踏まえて、しかしそれなりに重い決断をするわけです。このまま行くと議員失職まで行くわけですから、ちょっと気になるのは、決算書を提出していただだけませんかという要請に応えられなかったと。法的根拠もないからということで断ったということとあります。だけれども、事は結果によっては議員失職まで行きますから、今でもその答えに変わりがないのか。議会として、先ほど佐藤文子議員がありましたように、やはりそこは一番疑念といえますか疑問にもなっていくわけですから、そこは説明責任は求められると思います。したがって、私は休議しても可能かどうかわかりませんが、今でも彼がそれに固執するのかどうか。そこは確認して、議会としても心配、同僚議員としてそこは会社と個人は別だとなれば別ですが、そこは確認していただけないか。また、そういう方策が可能かどうかを質問します。
- 副議長（佐々木恵寿君） 資格審査特別委員長。
- 資格審査特別委員長（三瓶宝次君） 最初から小黒敬三議員は、報告書にも書いてあるとおり、平成23年9月30日の任期満了を持って、取締役退任している、それは登記簿謄本の記載のとおりだということで、いわゆる取締役の席になかったということを中心している。そのことが、法的な根拠がないという意味の一つかなと。はっきり報告書にも書いてありますが、いわゆる法務局への手続き上、そういう規定になっているんです。当人が就任する、2、3日でできませんから、ある程度の余裕のある期間をもって登記手続きをとる。その手続きをとったときに、後任が就任したその日に辞任する登記にはなっていないんです。任期満了の辞める役員については、任期満了の日付に登記簿は記載されるということになっているので、本人は平成23年9月30日をもって退任しているので、法的な根拠がないということとありまして、先ほど報告いたしました権利と義務を有するという事は、本人が着任するまでその時点で事実上退任の手続きを同時に取られるんですが、小黒敬三議員1人だけは平成23年9月30日付けで消えています。あとの3人ですから、2人は消

えているんですが、再任されているということになっております。
したがって、法的にもあとから手続きをとったということです。
それはその辺については委員会しても質問を十分、法令、手続き、
法務局、全部調査しました。

○副議長（佐々木恵寿君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

○副議長（佐々木恵寿君） ここで15分間、暫時休議いたします。
(午前10時38分)

○副議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前10時55分)

○副議長（佐々木恵寿君） ここで、小黒敬三君から自己の資格について
弁明したいとの申し出がありますので、これを許可します。
小黒敬三君の入場を許可します。
〔小黒敬三君復席〕

○副議長（佐々木恵寿君） 暫時休議いたします。
(午前10時55分)

○副議長（佐々木恵寿君） 再開いたします。
(午前10時55分)

○副議長（佐々木恵寿君） 小黒敬三君の資格についての弁明を許可し
ます。
4番。

○4番（小黒敬三君） それでは皆さん、どうもご苦勞様でございます。
また、資格審査特別委員会の皆様には8回、長い間に渡りまして本
当に慎重な協議ご苦勞様ございました。

それでは先ほど委員会からの報告があったようです。それについ
て弁明をしたいと思えます。まずは資料の請求の件がありました。
資料の請求に関しては、なかなか出されなかったということであり
ますけれども、資料の請求が2月7日に来て、12日まで出してくだ
さいというような緊急な要請でありました。そして前から調べてい
たところなんですけれども、直近の決算書ということに関しては、
議員に当選してからの決算書ということで、5月1日ですから、う

ちの会社は6月決算と。うちというよりも所属していた会社が6月1日の決算なので、決算がまだ出しようがないということもありました。それで緊急に期間もなかったので1回目の請求のときには間に合わなかったと。私としてもいろいろと相談する時間も必要であったということでもあります。そして2回目の請求がありましたときには、やはり決算書といっても、この決算書の中には会社のいろいろな秘密情報がいっぱい入ってますので、目的としては売上高とそして町からの請負比率を一番求められているのかなということで、極力出せるやつは過去3年間のものしか出せませんので、5月1日以降の該当する決算書については出しようがないので、そこの部分を特別委員会のほうに出したわけでありまして。

そしてその中身につきましては、参考にいいまして、金額はともかくとして、過去3年ということで、平成25年6月は1.8%です。平成24年6月は0.2%です。平成23年6月は1.3%であります。これについても、ほとんどが災害による復旧工事、あとは今回の雪も大変でしたけれども雪の除雪であるとか、そういった通常の請負業務ではなかったということでもあります。一応これは参考に、あとから提出したということでもあります。

あと、話の中で出ていました名刺を使って国会議員と懇談したというのは、普段は議長の名刺を出していますので、切れたときの話かと思っております。うちは国からの請負契約やっていませんので、営業しても無駄な行為なので、たまたまそういう機会があったのかなと。正確にそのときのことは覚えておりませんが、そういったことではあります。

あと全体的な話をすると長くなってしまいますので、4ページの結論のところを申しますと、前の議会のほうでも説明したように、私の認識も会社のほうで自動失職していたのを知らなかったということもあります。そういったもともと取締まりということでは、兼業禁止に関しましては、私もいろいろ調べまして、92条の2もありますけれども、議員の議員必携、議会のバイブルともいえる議員必携のところで見まして、判断をするためにはどういったことで判断するのかということがあります。その議員必携の308ページ、兼業禁止該当等の有無の認定、やはり法律にはそれを認定するための根拠というものがありますので、ただ条文のみでは判例であるとか認定の有無には当然そういったものがついておりますので、それを参考にしてやった結果、特に数パーセントのなので、私自身も浪江町から全部立場を利用してそういった仕事を取ろうといった部分も、現実この数字から見てもそういったものは一切なかったという

ことで安心していただいていた部分があります。その安心していただいていた部分が皆様に混乱を招いているということは、そのことは大変申し訳ないと思っております。

あと、今の例えば会社法の話が出ましたけれども、これはあくまでも法律が違います。地方自治法の中でやっているわけですから、そっちのやつをこっちに持ってきて判断しても、事象は地方自治法の中で判断していただきたいと私思います。

そして、先ほど言ったように、私も誤った認識でいたというのは前もこの場で謝りましたけれども、あくまでも議会としての正式な判断をするのにあつては、間違っただけのお互い間違っただけの判断ではなくて、明らかになった正しい資料について判断していただきたいと願うものであります。

あとは、いろいろとありますけれども、とりあえずそういったことで細部に関しましては割愛させていただきますけれども、年度を区切ったということと、あとは正式な法務局の資料に基づいて判断していただきたいと。

以上で私の説明を終わらせていただきたいと思っております。

○副議長（佐々木恵寿君） それでは小黒敬三君の退場を求めます。

[小黒敬三君退席]

○副議長（佐々木恵寿君） 続いてこれより討論を行います。

まず、特別委員会の報告に反対の発言を許可します。

反対討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

これより日程第4、小黒敬三議員の資格決定についてを採決します。

会議規則第82条に、議長が必要と認めるときは投票で表決を取ると規定してあります。この議題は議員の身分に関わる重要案件ですので、無記名投票により行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○副議長（佐々木恵寿君） ただいまの出席議員数は15人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立ち会い人に、11番、泉田重章君及び12番、佐藤文子君を指名します。

それでは投票箱を点検を行います。

11番、泉田議員、12番、佐藤議員をお願いします。

[投票箱点検]

○副議長（佐々木恵寿君） それでは異状なしと認めます。

ただいまから投票用紙を配ります。

説明を行います。本件に対する委員会の報告は、資格決定書案のとおり、議員の資格を有しないものとするものです。議員の資格を有しないとする決定については、地方自治法第127条第1項の規定により出席議員の3分の2以上の賛成を必要とします。なお、私も投票に加わります。

現在の出席議員は15人であり、その3分の2以上は10人です。

本件を委員長報告のとおり議員の資格を有しないと決定することに賛成の方は賛成、反対する方は反対と記載願います。

なお、賛成、反対以外の記載や白票は否となりますのでご注意ください。

投票用紙の漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木恵寿君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長、点呼投票〕

○副議長（佐々木恵寿君） 投票漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木恵寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

11番、泉田重章君及び12番、佐藤文子君開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○副議長（佐々木恵寿君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 15票

有効投票 15票

無効投票 0票です。

有効投票のうち、

賛成 10票

反対 5票

賛成10票、3分の2以上です。

よって、日程4、小黒敬三議員の資格決定については、委員長報告の決定書案のとおり、議員の資格を有しないと決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○副議長（佐々木恵寿君） お諮りします。

新たな資格決定書（案）の作成を私に一任いただきたいのですが、
ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

○副議長（佐々木恵寿君） ここで、新たな資格決定書（案）を配付の
ため、暫時休議といたします。

(午前 11 時 15 分)

○副議長（佐々木恵寿君） 再開いたします。

(午前 11 時 15 分)

○副議長（佐々木恵寿君） 暫時休議いたします。

(午前 11 時 16 分)

○副議長（佐々木恵寿君） 再開いたします。

(午前 11 時 27 分)

○副議長（佐々木恵寿君） 資格決定書を朗読させます。
事務局長。

○事務局長（岩野善一君） 25浪議第298号。平成26年 3 月 19 日。

小黒敬三様。浪江町議会副議長、佐々木恵寿。

資格決定書交付について。

平成25年12月18日、議員三瓶宝次君から提出された資格決定要求書に基づくあなたの資格の有無については、別紙資格決定書のとおり決定したので、地方自治法第127条第4項において準用する第118条第6項の規定により交付します。

なお、この決定に不服があるときは、地方自治法第127条第4項において準用する第118条第5項の規定により、決定があった日から21日以内に福島県知事に審査を申し立てることができるので申し添えます。

資格決定書

資格の決定を求めた議員、三瓶宝次君。

資格の決定を求められた議員、小黒敬三君。

小黒敬三君の議員の資格の有無につき、次のように決定する。

1 決定、地方自治法第92条の2の規定に該当する。

2 理由、別紙のとおり。

平成26年3月19日、福島県双葉郡浪江町議会

○副議長（佐々木恵寿君） それではこの資格決定書に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、この資格決定書は議決されました。

○副議長（佐々木恵寿君） ここで暫時休議をいたします。

(午前 11時30分)

○副議長（佐々木恵寿君） それでは再開します。

(午後 1時29分)

◎議長選挙について

○副議長（佐々木恵寿君） 議長が欠けましたので、お手元に配付のとおり、追加日程第1、議長選挙についてを直ちに行います。

選挙の方法について、投票または指名推選のどちらの方法にするか、お諮りいたします。

[「投票」と呼ぶ者あり]

○副議長（佐々木恵寿君） 投票による選挙という声がございます。

選挙は投票で行うことに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

それでは、選挙は投票で行います。

ただちに議場を閉鎖いたします。

傍聴人につきましても移動をご遠慮いただきたいと思います。

[議場閉鎖]

○副議長（佐々木恵寿君） ただいまの出席議員数は15人であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立ち会い人に、13番、紺野榮重君及び14番、吉田数博君を指名いたします。

投票箱を点検します。

立会人の点検をお願いします。

[投票箱点検]

○副議長（佐々木恵寿君） 異状なしと認めます。

次に、投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名すなわち、議長にしたい方、一人の名前を記載してください。

なお、白票は無効となりますのでご注意ください。

○副議長（佐々木恵寿君） 投票用紙配付のため、暫時休議いたします。
（午後 1時31分）

○副議長（佐々木恵寿君） 再開いたします。
（午後 1時32分）

○副議長（佐々木恵寿君） 投票用紙の配付漏れはありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（佐々木恵寿君） 配付漏れなしと認めます。
ただ今から投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願いたいと思います。

[事務局長、点呼投票]

○副議長（佐々木恵寿君） 投票漏れはありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（佐々木恵寿君） 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。

開票を行います。

13番、紺野榮重君及び14番、吉田数博君、開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○副議長（佐々木恵寿君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 15票

有効投票 14票

無効投票 1票です。

有効投票のうち、

吉田数博君 10票

紺野榮重君 4票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は、有効投票の4分の1ですので4票です。

従いまして吉田数博君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○副議長（佐々木恵寿君） ただいま議長に当選されました吉田数博君

が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

それでは、議長に当選されました吉田数博君よりご挨拶をお願いします。

登壇をお願いします。

[議長 吉田数博君登壇]

○議長（吉田数博君） ただいま議長選におきまして、無事当選の大任をいただきました吉田でございます。突然のことで自分自身が驚いているところであります。先ほどの兼業禁止に当たるということで前任者である小黒敬三議長が失職をいたしました。大変厳しい決定でありますけれども、これもまた議会の良識のものと思っております。ただ、この1年間、昨年5月1日より小黒議長については非常にお骨折りをいただいたと思っております。そういった意味で、この困難な時期に1年間ご苦勞をいただいた小黒議長に敬意を表したいと思います。

改めて今回、再登板のような形で私が後任を任されたわけですが、議会はあくまでも合議制であります。しっかりと議論を重ねて皆さんが他の意見を集約して、今、おかれている浪江町の現状に鑑み、しっかりと復興に向けて、そして避難をされている方々の一日も早い生活再建を目指して、しっかりと議会の役割を果たしていくべきだと思っております。そういった意味で、皆さん方のご協力をいただきながら、しっかりと議会の役割を果たしていきたいと、そんな思いでおります。しっかりと私も頑張りますので、皆さん同僚議員のご協力をいただいて、町ともどもしっかりと復興に向けた体制づくりに努めてまいります。

よろしく願いいたします。

[拍手]

○副議長（佐々木恵寿君） それでは吉田議長、議長席にお着き願いたいと思います。

[議長 吉田数博君着席]

○副議長（佐々木恵寿君） ここで暫時休議いたします。

(午後 1時43分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

(午後 1時44分)

○議長（吉田数博君） 議会運営委員会開催のため暫時休議いたします。

(午後 1時44分)

○議長(吉田数博君) 再開いたします。

(午後 2時26分)

○議長(吉田数博君) 午後3時から全員協議会を開催いたしますので
暫時休議いたします。

(午後 2時26分)

○議長(吉田数博君) 再開いたします。

(午後 3時14分)

◎議席の一部変更について

○議長(吉田数博君) 追加日程第2、議席の一部変更について行いま
す。

先ほどの議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により
議席の一部の変更をいたします。

議席は慣例により、4番が議長の議席となり、順次移動した議席
をもちまして、議席番号として指定いたします。

○議長(吉田数博君) 暫時休議いたします。

(午後 3時15分)

○議長(吉田数博君) 再開いたします。

(午後 3時15分)

◎双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について

○議長(吉田数博君) 追加日程第3、双葉地方広域市町村圏組合議会
議員の選挙について行います。

双葉地方広域市町村圏組合議会議員の選挙につきましては、双葉
地方広域市町村圏組規約第5条第2項の規定により組合町村の議
会議員から選ぶことになっております。

小黒敬三君は、同組合議会に選出されておりましたが、先ほど浪
江町議会議員の資格を失ったため、同組合議会議員の資格を失うこ
とになります。よって、同組規約第5条第3項の規定により、補
欠議員の選挙を行います。

選挙の方法については、投票または指名推選のどちらかの方法に
するか、お諮りいたします。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 指名推選という声がございます。選挙は指名推選で行うことといたしますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
それでは、選挙は指名推選で行います。
どなたを指名するかお諮りいたします。
8番。

- 8番（若月芳則君） 吉田数博議員を推薦したいと思えます。

- 議長（吉田数博君） ただいま、4番、吉田数博を指名推選するという声ございました。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
よって、4番、吉田数博が双葉地方広域市町村圏組合議会議員に当選いたしました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査について

- 議長（吉田数博君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査又は調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに議会報編集特別委員会委員長からお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がございます。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議された事件はすべて議了しました。

◎町長あいさつ

- 議長（吉田数博君） ここで副町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

檜野副町長。

- 副町長（檜野照行君） 3月定例会の閉会に当たり、町の執行部を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月6日からの開会以来、議員の皆様には慎重なるご審議を

いただきましたこと、まことにありがとうございます。審議の中でたくさんいただきました貴重なご意見、それからご指導、ご提言等ありましたけれども、それらについては今後の町政の発展にしっかりと反映してまいりたいと思っております。

さて、会期中で体調不良で馬場町長が入院のため欠席いたしました。そのことで議会のほうに何かとご迷惑をおかけいたしましたことに対して、お詫びを申し上げたいと思います。

なお、町長の一日も早い復帰に向けて私どもも願っておりますが、町長が復帰するまでの間、浪江町の役場の全員が力を合わせて町行政執行に全力で当たるつもりでおります。どうか議員の皆様のご了解とご支援をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

行政報告の中で、町長が申し上げたとおり、平成26年度は復興に向けて大きく踏み出す大きな変化を伴う大切な時期であります。審議の中で決定をいただきました新しい課の新設、それから平成26年度の新年度予算も決めていただきました。それらの執行を踏まえながら、町民に復興の兆しがしっかりと見えるように行政運営をしてまいりたいと思いますので、議員皆様方のご支援もご指導もよろしくをお願いしたいと思います。

なお、平成25年度の一般会計予算、特別会計予算等で年度末の調整等の処理がどうしても必要になる部分があります。それらについては、専決の対応をさせていただきますので、あらかじめご了解をいただきたいと思っております。

最後になりますが、議員皆様方のご健勝を祈念して挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（吉田数博君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって平成26年浪江町3月定例会を閉会いたします。

（午後 3時21分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成26年 月 日

浪江町議会議長 小 黒 敬 三

浪江町議会議長 吉 田 数 博

浪江町議会副議長 佐 々 木 恵 寿

署 名 議 員 若 月 芳 則

署 名 議 員 佐 々 木 恵 寿

署 名 議 員 山 本 幸 一 郎